

2020沖縄県内自治体議会を
活性化するための環境整備
に関する調査報告書

2020年10月12日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I 沖縄県内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査結果	
1. 基礎情報	
1-1 調査の概要	1
1-2 基礎情報	3
2. 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果	
2-1 住民参加による地域課題の発見と共有	9
2-2 議会内の討議と合意形成	20
2-3 議会と行政の討議と課題共有	31
2-4 住民説明	39
2-5 その他	48
3. 評価・検証から見る沖縄県内自治体議会の課題	
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証	56
3-2 議会基本条例施行の効果検証	59
3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題	62
3-4 地方議会の4タイプから見る課題	64
II 沖縄県・北海道・滋賀県の調査結果の比較	
1. 基礎情報比較	65
2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較	67
3. クロス分析から見る課題	73
4. 地方議会の4タイプから見る課題	74
5. 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い	75
III 資料編	77
あとがき	95

I 沖縄県内自治体議会を 活性化するための環境 整備に関する調査結果

1 基礎情報

1-1 調査の概要

(1) 調査対象

沖縄県議会及び沖縄県内41市町村議会

(2) 調査期間

2020年4月1日～5月29日

(3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4) 調査時点

2020年4月1日

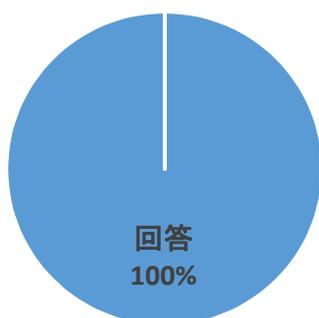
(5) 調査の視点

調査は議会の姿を映す鏡としての役割を持ち、各議会の自己評価結果を尊重し、議会基本条例等に規定があることで、評価が高くなる基準ではなく、規定があっても「実施されていないければ」、「行っていない」と評価する基準とした。形式重視ではなく実態重視とする視点とした。

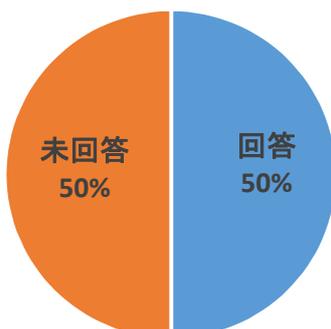
(6) 回答率

項目	総数	回答数	未回答数	計	2020沖縄 県回答率	2016沖縄 県回答率	北海道 回答率	滋賀県 回答率
県	1	1	0	1	100%	100%	100%	100%
市	11	11	0	11	100%	91%	94%	100%
町村	30	15	15	30	50%	40%	82%	50%
計	42	27	15	42	64%	55%	84%	85%

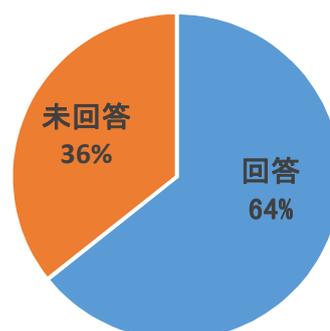
市(11市)



町村(30町村)



全体(42県市町村)



(7) 回答分析

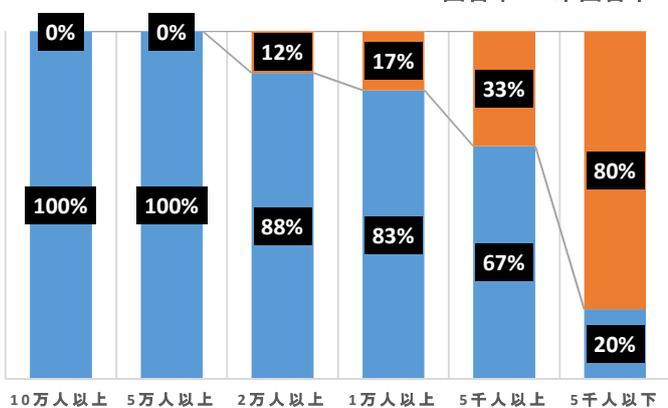
ア. 沖縄県人口規模別回答状況

沖縄県人口区分別市町村回答状況

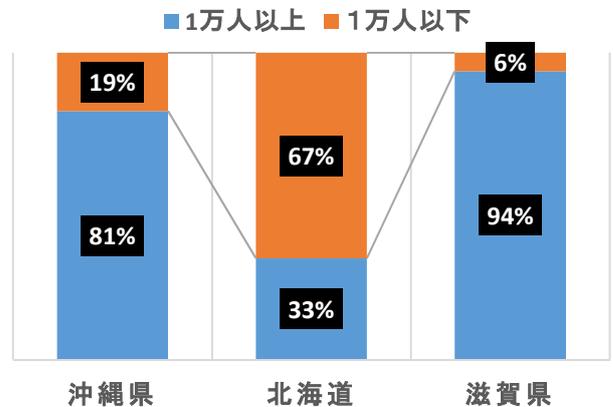
人口規模	市町村数	回答数	未回答	回答率	回答率	沖縄県	北海道	滋賀県
70万人以上								
10万人以上	4	4	0	100%	91%	81%	33%	94%
5万人以上	5	5	0	100%				
2万人以上	8	7	1	88%				
1万人以上	6	5	1	83%				
5千人以上	3	2	1	67%	28%	19%	67%	6%
5千人以下	15	3	12	20%				
計	41	26	15	63%		100%	100%	100%

(注) 沖縄県・北海道・滋賀県は含まず。

人口規模別回答率



人口規模別回答比率



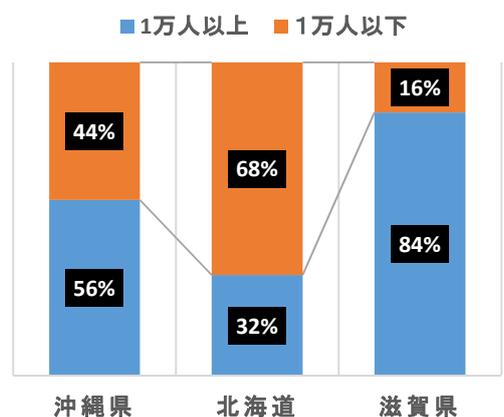
(参考) 沖縄県の人口区分にみる市町村の構成

沖縄県の人口規模別市町村数

人口規模	市町村数	比率	累計	沖縄県	北海道	滋賀県
70万人以上						
10万人以上	4	10%	10%	56%	32%	84%
5万人以上	5	12%	22%			
2万人以上	8	20%	42%			
1万人以上	6	15%	56%			
5千人以上	3	7%	64%	44%	68%	16%
5千人以下	15	36%	100%			
計	41	100%		100%	100%	100%

(注) 沖縄県・北海道・滋賀県は含まず。

人口規模別市町村数の比率



コメント:

- ①前頁の沖縄県の回答状況は市議会が100%、町村議会が50%と、市議会の回答率が高かった。
- ②前頁の市議会と町村議会の2016年と2020年調査の回答率を比較すると、市議会、町村議会共に回答率が上がった。
- ③人口規模別の回答に占める比率では、人口規模1万人以上の議会は81%に対し、人口規模1万人以下の議会は19%と、人口規模1万人以上の議会の傾向が大きく調査結果に影響することを示している。
- ④3地域の人口規模別の回答に占める比率では、北海道は人口規模1万人以下の回答傾向(67%)が、滋賀県(94%)と沖縄県(81%)は人口規模1万人以上の(67%)の回答傾向が調査結果に影響することを示している。

1-2 基礎情報

(1) 議会の議員定数

ア. 市町村別1議会平均議員定数

市・町村別に見た1議会平均議員定数

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	2020沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)	2016年 との差	2016沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)	北海道 1議会平均 議員定数 (人)	滋賀県 1議会平均 議員定数 (人)
県	1	48	48	0.0	48	100	44
政令市						68	
市	11	288	26.2	-0.7	26.9	19.4	22.7
町村	15	212	14.1	0.3	13.8	10.9	12.7
市町村計	26	500	19.2	-0.6	19.8	12.7	20.8

(注) 計は道・県・政令市議会含まず。市町村議会のみ

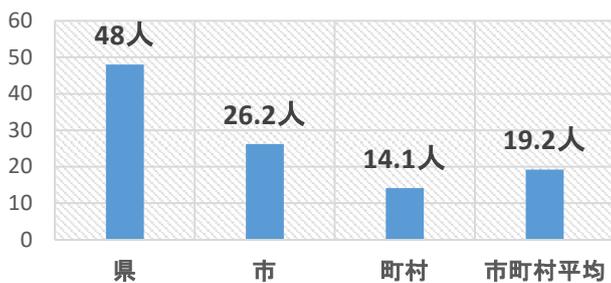
イ. 人口規模別1議会平均議員定数

人口規模別に見た1議会平均議員定数

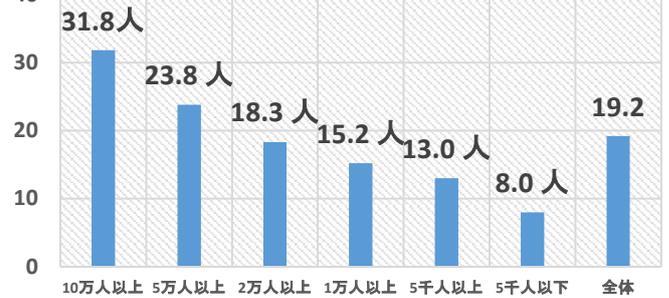
人口規模	回答 議会数	議員総定 数(人)	2020沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)	2016年と の差	2016沖縄県 1議会平均 議員定数 (人)	北海道 1議会平均 議員定数 (人)	滋賀県 1議会平均 議員定数 (人)
70万人以上						68.0	
10万人以上	4	127	31.8	0.0	31.8	28.0	27.4
5万人以上	5	119	23.8	-1.2	25.0	21.6	20.3
2万人以上	7	128	18.3	-0.9	19.2	17.3	16.7
1万人以上	5	76	15.2	-0.4	15.6	14.7	12.0
5千人以上	2	26	13.0			11.4	12.0
5千人以下	3	24	8.0	-0.5	8.5	9.0	
計	26	500	19.2	-0.6	19.8	12.7	20.8

(注) 計は県・政令市議会含まず。

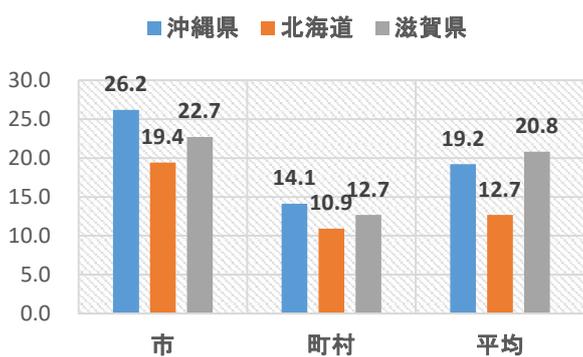
沖縄県の1議会平均議員定数(人)



人口規模別1議会平均議員定数(人)



議員定数比較(人)



人口規模別1議会平均議員定数(人)比較



コメント:

- ① 沖縄県の5千人以上の議員定数は北海道や滋賀県より多い。
- ② 3地域の市町村議会別議員定数の比較では、市議会・町村議会共に沖縄県の定数が多い結果であった。逆に、北海道では市議会・町村議会共に議員定数が少なかった。

(2) 女性議員の比率

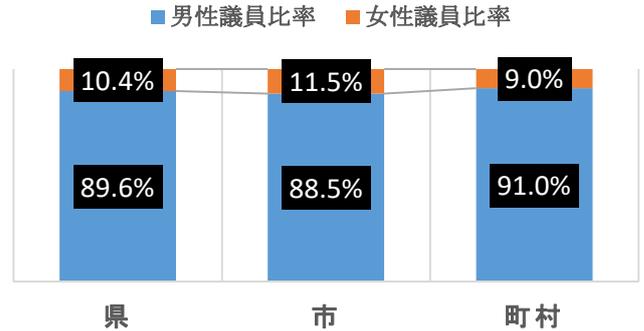
沖縄県の女性議員の比率

ア. 市町村別女性議員の比率

市町村別に見た女性議員の比率

項目	回答 議会数	議員 総定数 (人)	女性議員 数	2020沖縄 県女性議 員比率	2016年と の差	2016沖縄 県女性議 員比率	北海道 女性議員 比率	滋賀県 女性議員 比率
県	1	48	5	10.4%	-2.1%	12.5%	11.0%	15.9%
政令市							32.4%	
市	11	288	33	11.5%	0.7%	10.8%	17.9%	16.6%
町村	15	212	19	9.0%	1.8%	7.2%	10.9%	13.2%
市・町村	26	500	52	10.4%	1.0%	9.4%	13.1%	16.2%

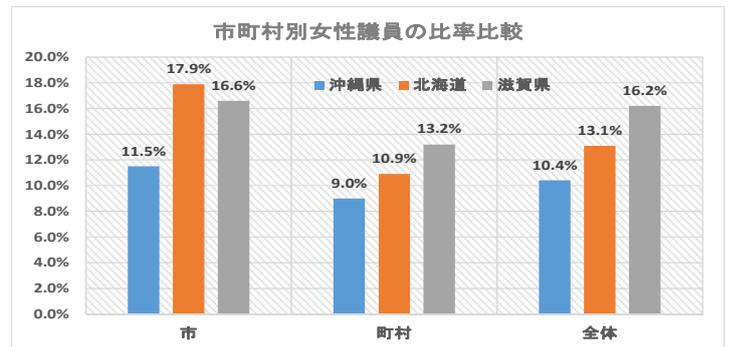
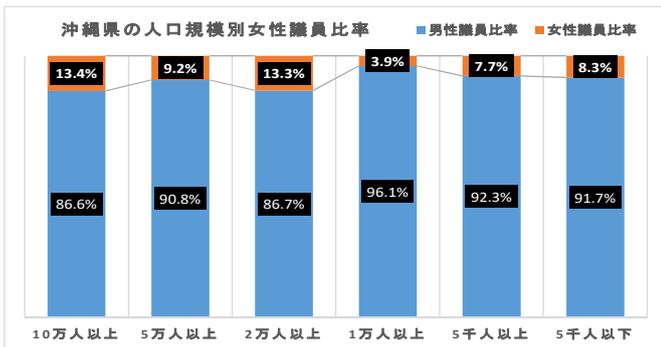
(注)市・町村計には県及び政令市は含まず。



イ. 人口規模別女性議員比率

人口規模別に見た女性議員の比率と女性議員0議会

人口規模	議会数	議員総定数 (人)	女性議員数 (人)	沖縄県 女性議員比 率	北海道 女性議員比 率	滋賀県 女性議員比 率	沖縄県女性 議員0議会 比率	北海道女性 議員0議会 比率	滋賀県女性 議員0議会 比率
70万人以上					32.4%			0%	
10万人以上	4	127	17	13.4%	22.3%	13.9%	0%	0%	0%
5万人以上	5	119	11	9.2%	18.5%	20.5%	0%	20%	0%
2万人以上	7	128	17	13.3%	16.3%	14.0%	0%	0%	0%
1万人以上	5	76	3	3.9%	13.2%	16.7%	40%	6%	0%
5千人以上	2	26	2	7.7%	12.2%	8.3%	0%	26%	0%
5千人以下	3	24	2	8.3%	7.2%		67%	51%	0%
計	26	500	52	10.4%	13.1%	10.4%	15%	29%	0%



ウ. 沖縄県の女性議員比率の高い議会の状況

沖縄県女性議員の比率の高い上位5議会

NO	議会名	議員定数	女性議員数	比率
1	那覇市	40	9	22.5%
2	中城村	16	3	18.8%
3	竹富町	12	2	16.7%
4	読谷村	19	3	15.8%
5	石垣市	22	3	13.6%
5	豊見城市	22	3	13.6%

エ. 女性議員0議会の状況

女性議員0議会

議会名	女性議員有	女性議員無	沖縄県 比率	北海道 比率	滋賀県 比率
県	1	0	0%	0%	0%
政令市				0%	
市	11	0	0%	9%	0%
町村	15	4	27%	35%	0%
計	26	4	15%	29%	0%

(注)市・町村計には県及び政令市は含まず。

コメント:① 3地域の市町村議会に占める女性議員比率を比較すると、滋賀県が16.2%、北海道が13.1%、沖縄県が10.4%と滋賀県が一番女性議員比率が高い結果であった。市議会と町村議会の女性議員比率の比較では、市議会は北海道が17.9%、滋賀県が16.6%、沖縄県が11.5%と、北海道の市議会の女性議員比率が高い結果であった。町村議会は、滋賀県が13.2%、北海道が10.9%、沖縄県が9%と、滋賀県の町村議会の女性議員比率が高い結果であった。

② 3地域の女性議員0議会の比率を比較すると、北海道が29%、沖縄県が15%、滋賀県が0%と、北海道の女性議員0議会が多い結果であった。特に、北海道の町村議会が35%と多い結果であった。

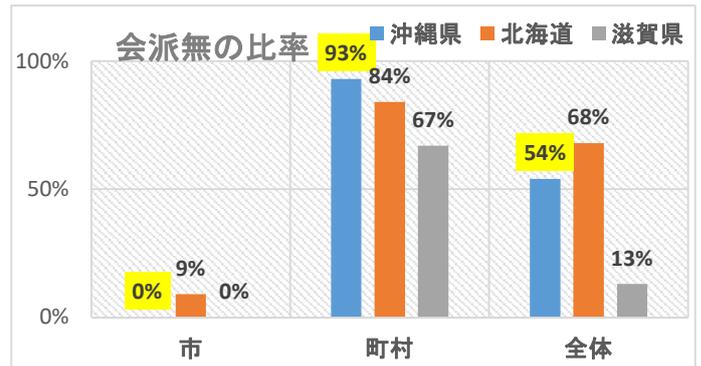
(3) 会派の有無

市町村別会派の有無比率

市・町村別会派の有無

議会名	有	無	計	沖縄県 無の比率	北海道 無の比率	滋賀県 無の比率
市	11	0	11	0%	9%	0%
町村	1	14	15	93%	84%	67%
計	12	14	26	54%	68%	13%

(注) 県及び政令市議会含まず。

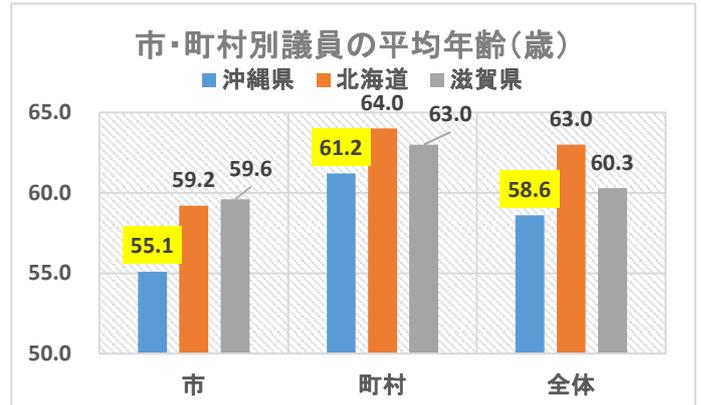


(4) 議員の平均年齢

ア. 市町村別議員平均年齢

項目	回答 会数	2020沖縄 県平均年 齢(歳)	2016年と の差	2016沖縄 県平均年 齢(歳)	北海道 平均年齢 (歳)	滋賀県 平均年齢 (歳)
道	1	61.6	0.2	61.4	58.0	57.7
政令市					54.7	
市	11	55.1	-2.6	57.7	59.2	59.6
町村	15	61.2	1.9	59.3	64.0	63.0
市町村計	26	58.6	-0.1	58.7	63.0	60.3

(注1) 県及び政令市を含みます。



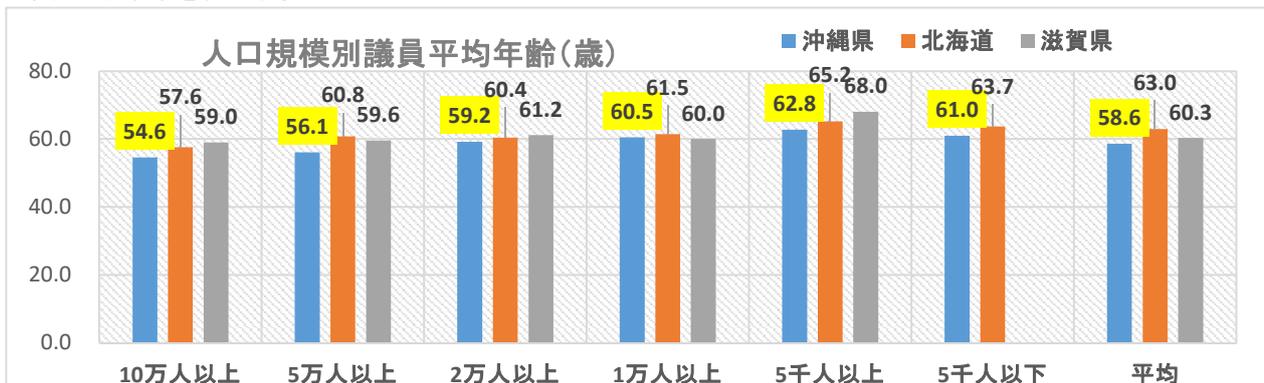
イ. 人口規模別議員平均年齢

人口規模	議会数	沖縄県 平均年齢 (歳)	北海道 平均年齢 (歳)	滋賀県 平均年齢 (歳)
70万人以上			54.7	
10万人以上	4	54.6	57.6	59.0
5万人以上	5	56.1	60.8	59.6
2万人以上	7	59.2	60.4	61.2
1万人以上	5	60.5	61.5	60.0
5千人以上	2	62.8	65.2	68.0
5千人以下	3	61.0	63.7	
計	26	58.6	63.0	60.3

(注) 県及び政令市を含みます。

ウ. 沖縄県の議員の平均年齢の分布

平均年齢上位・下位の議会名		
議会名	平均年齢	順位
豊見城市	49.4	上位
沖縄市	51.0	上位
石垣市	52.0	上位
宜野湾市	53.0	上位
那覇市	54.0	上位
浦添市	54.3	上位
〃	〃	〃
渡名喜村	63.0	下位
西原町	63.6	下位
宜野座村	64.0	下位
中城村	65.0	下位



コメント: ① 3地域の会派無の比較では、滋賀県が13%と会派有が多いのに対し、北海道は会派無の比率が68%、沖縄県は54%と、会派無の議会が多い。

② 3地域の市町村議会別議員の平均年齢の比較では、沖縄県の市議会(55.1歳)・町村議会(61.2歳)共に議員の平均年齢が低い(若い)結果であった。逆に、議員の平均年齢が高いのが、市議会では北海道(59.6歳)、町村議会では滋賀県(64.0歳)であった。人口規模別でも沖縄県の議員の平均年齢が低い(若い)結果であった。

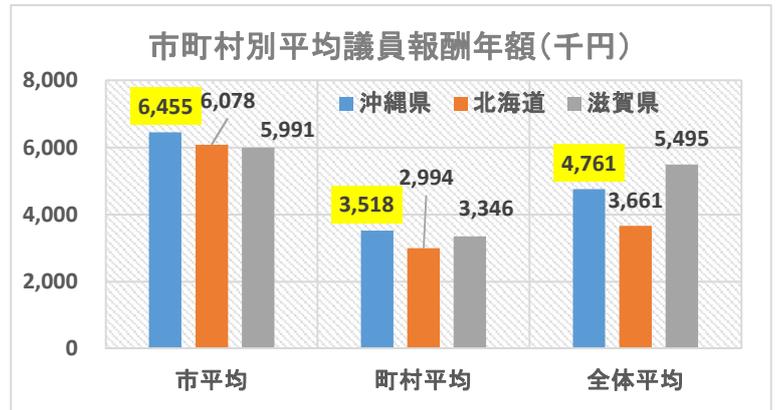
(5) 議会議員の報酬 (注) 議員報酬とは議員報酬月額＋議員期末手当

ア. 市町村別平均年額議員報酬

市町村平均議員報酬

区分	沖縄県平均 議員報酬年 額(千円)	北海道平均 議員報酬年 額(千円)	滋賀県平均 議員報酬年 額(千円)
道	11,790	15,237	13,544
政令市		14,559	
市平均	6,455	6,078	5,991
町村平均	3,518	2,994	3,346
平均	4,761	3,661	5,495

(注) 平均には道・県・政令市含まず



イ. 人口規模別平均年額議員報酬

人口規模	沖縄県平均 議員報酬年 額(千円)	北海道平均 議員報酬年 額(千円)	滋賀県平均 議員報酬年 額(千円)
70万人以上		14,559	
10万人以上	7,348	7,916	6,901
5万人以上	6,015	6,442	5,612
2万人以上	4,271	5,033	4,468
1万人以上	3,783	3,608	3,197
5千人以上	3,179	3,038	3,143
5千人以下	3,048	2,874	
平均	4,761	3,661	5,495

(注) 県・政令市議会含まず。

ウ. 沖縄県の議員報酬年額の上位・下位議会名

報酬年額上位・下位の議会名(千円)

議会名	報酬年額	順位
那覇市	9,282	上位
浦添市	6,938	上位
沖縄市	6,864	上位
宜野湾市	6,341	上位
うるま市	6,309	上位
糸満市	6,277	上位
〃	〃	〃
恩納村	3,259	下位
久米島町	3,065	下位
座間味村	2,763	下位
渡名喜村	2,446	下位

(注) 県除く。



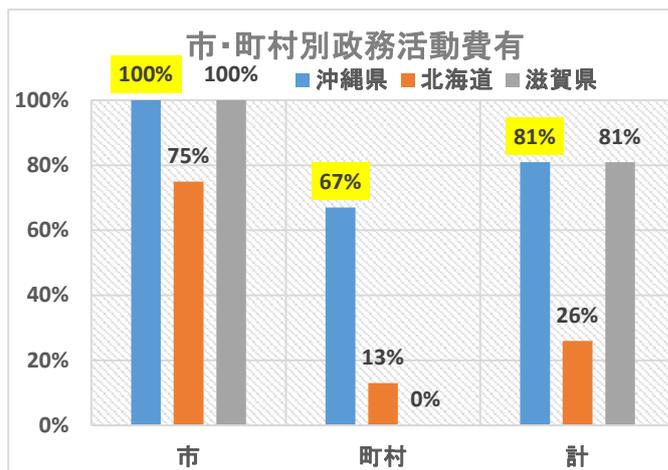
コメント: ① 3地域の市町村議会別の議員の平均議員報酬の比較では、全体では滋賀県(5,495千円)が高く、市議会・町村議会別では沖縄県が市議会・町村議会共に、平均議員報酬が高い結果であった。逆に、全体の平均議員報酬が低いのが北海道(3,661千円)であった。その差は1,834千円であった。②人口規模別では2万人以上が北海道で、逆に、2万人以下が沖縄県の平均議員報酬が高い結果であった。北海道の平均議員報酬が低いのは人口規模1万人以下(全体の68%占める)の平均議員報酬が低いことが原因である。北海道では2万人以上の議会の平均議員報酬と2万人未満の議会の平均議員報酬との二極化になっている。

(6) 政務活動費

ア. 市町村別政務活動費の有無

県・市・町村別に見た政務活動費の有無

項目	議会数	有	無	沖縄県 有の比率	北海道 有の比率	滋賀県 有の比率
県	1	1	0	100%	100%	100%
政令市					100%	
市	11	11	0	100%	75%	100%
町村	15	10	5	67%	13%	0%
計	26	21	5	81%	26%	81%



イ. 人口規模別政務活動費の有無

人口規模別政務活動費の有無

人口規模	議会数	有	無	沖縄県 有の比率	北海道 有の比率	滋賀県 有の比率
70万人以上					100%	
10万人以上	4	4	0	100%	100%	100%
5万人以上	5	5	0	100%	100%	100%
2万人以上	7	7	0	100%	56%	67%
1万人以上	5	4	1	80%	33%	0%
5千人以上	2	1	1	50%	13%	0%
5千人以下	3	0	3	0%	8%	
計	26	21	5	81%	26%	81%

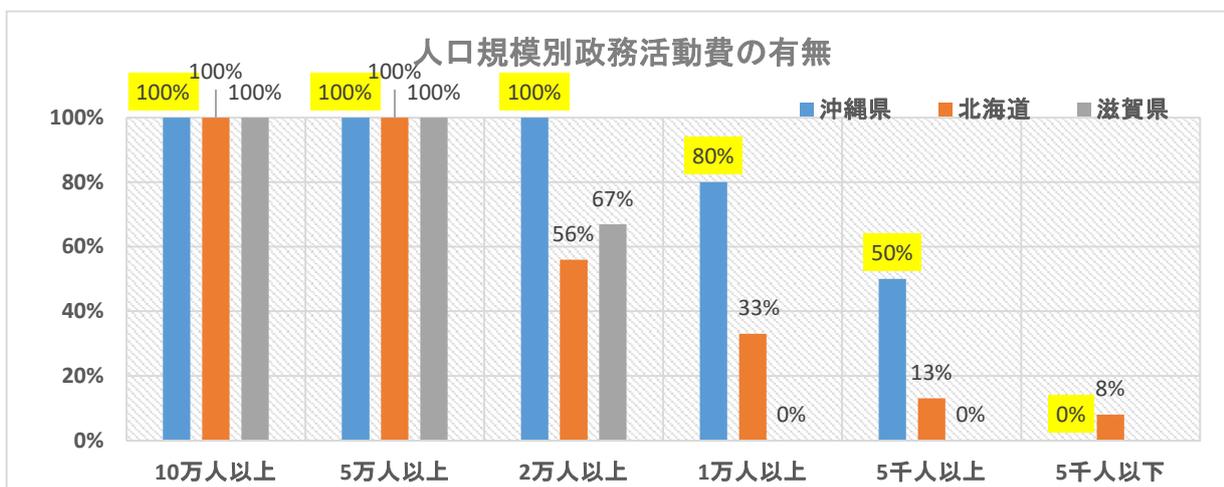
(注) 県・政令市議会含まず。

ウ. 沖縄県の政務活動費の上位10位議会

政務活動費の高い上位議会

NO	議会名	人口規模	政務活動費
1	沖縄県		250
2	那覇市	10万人以上	90
3	宜野湾市	5万人以上	20
4	石垣市	2万人以上	25
5	浦添市	10万人以上	20
6	名護市	5万人以上	25
7	糸満市	5万人以上	20
8	沖縄市	10万人以上	30
9	豊見城市	5万人以上	10
10	うるま市	10万人以上	20
11	宮古島市	5万人以上	15

(注) 月額/千円



コメント:

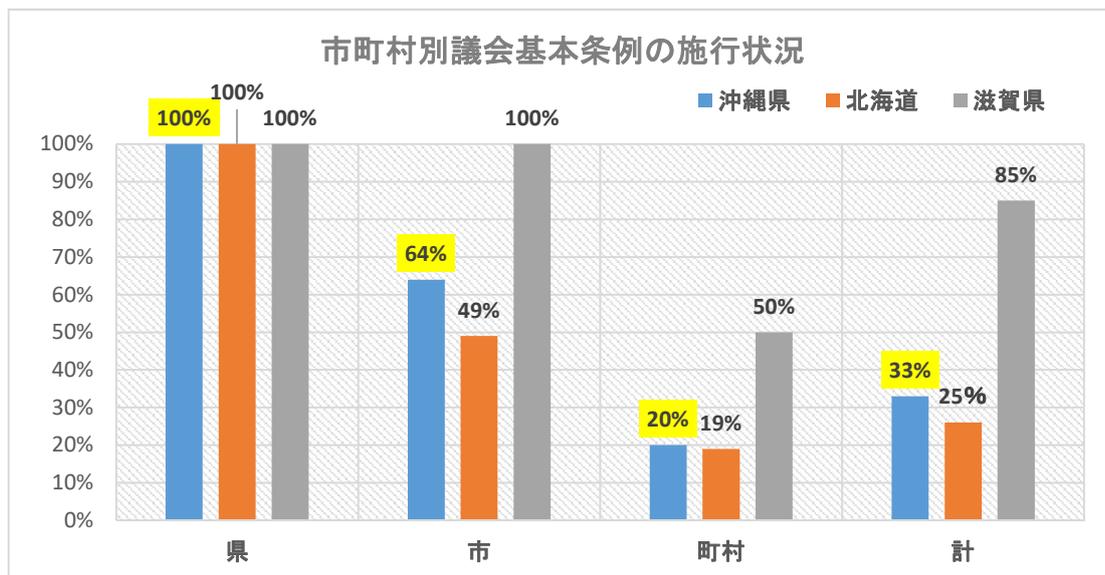
- ① 3地域の市町村議会別政務活動費の有無の比較では、全体としては滋賀県と沖縄県が81%と、政務活動費有の比率が高く、市議会・町村議会別では沖縄県の市議会・町村議会共に政務活動費有の比率が高い結果であった。逆に、政務活動費有が低いのが北海道(26%)であった。特に、町村議会での政務活動費有は13%と、沖縄県の67%と比較しても政務活動費有の比率の差が大きい。
- ② 人口規模別ではすべての段階で、沖縄県内議会の政務活動費有の比率が高い結果であった。

(7) 前回選挙の有無

市町村別前回選挙の有無

市町村別	議会数	前回選挙無	沖縄県前回選挙無比率	北海道前回選挙無比率	滋賀県前回選挙無比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	11	0	0%	3%	0%
町村	15	0	0%	31%	0%
計	27	0	0%	25%	0%

(8) 市町村別議会基本条例の施行状況



コメント:

①3地域の前回選挙の有無の比較では、滋賀県と沖縄県では選挙無は0%に対し、北海道では25%が選挙無であった。特に、町村議会では31%が選挙無であった。

②3地域の市町村別議会基本条例施行状況の比較では、滋賀県が85%、沖縄県が33%、北海道が25%と、滋賀県は議会基本条例が一番普及していることがわかる。

2 議会を活性化するための環境整備に関する調査結果

2-1 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会直接説明することを認めていますか。(2019.4～2020.3の期間)

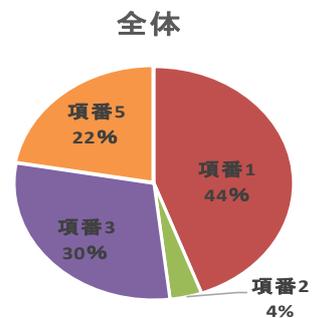
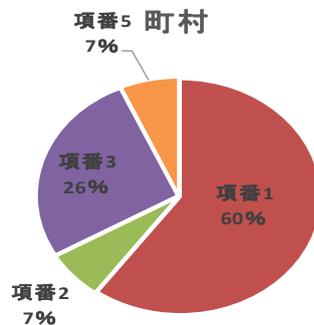
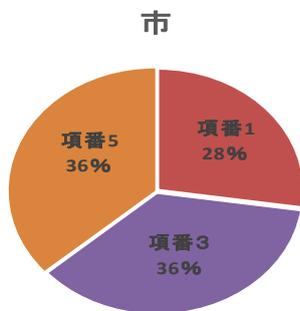
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県	
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)		3	28%	9	60%	12	44%	65%	131 (86%)	10 (59%)	
2	検討中		0	0%	1	7%	1	4%	4%	1 (1%)	1 (6%)	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある		4	36%	浦添市 糸満市 名護市 南城市	4	26%	8	30%	26%	8 (5%)	1 (6%)
4												
5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある(参考人として直接説明を含む)	1	4	36%	那覇市 宜野湾市 市 沖繩市 豊見城市	1	7%	6	22%	9%	12 (8%)	5 (29%)
回答数 計		1	11	100%		15	100%	27	100%	100%	152	17
								3・5	52%	35%	13%	35%

(注)太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

(回答数 11)

(回答数 15)

(回答数 27)



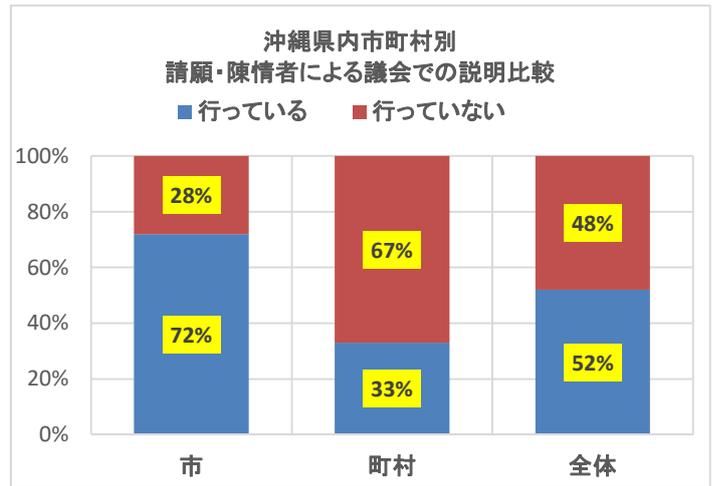
【コメント】

- ①「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、14議会(52%)で、直接、議会で住民が提案説明が行われている。
- ②「請願・陳情者による提案説明が行われている議会」(項番3・5)は、市議会では8議会(72%)、町村議会では5議会(33%)であった。市議会ではよく行われているが、町村議会では余り行われていないことがわかる。
- ③議会基本条例施行の12議会(回答有)中8議会《太字》(67%)で請願・陳情者による提案説明が行われている。
- ④請願・陳情者による提案説明が行われている議会の北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、沖縄県が52%、滋賀県が35%、北海道が13%であった。北海道では行われている議会が少ないことがわかる。
- ⑤住民がまちの課題を発見、課題提起する機会を設けることを議会が実施したかを問とした。当然、議会(議員)が住民提案を真摯に聴くという意識があることを前提としている。本議会で採択された請願等が首長等でどのように処理されたか及び結果の報告を議会は請求することができるが、そのようなフォローを行っているかの補足設問の回答では、請願陳情者の意見を聴いていると回答(項番3・5)のうち、県議会1議会、市の8議会中2議会、町村の5議会中2議会が首長等に処理の経過や結果の報告を請求している(31%)《二重下線》との回答であった。本来は100%すべきではないか。
- ⑥公聴会や参考人招致の有無については、市議会では11議会中7議会(64%)で、町村議会では15議会中3議会(20%)で行われている。いずれも参考人招致であった。(P12参照)

①市町村別請願・陳情者による議会での説明比較

項目	行っている	行っていない
県	1	0
市	8(72%)	3(28%)
町村	5(33%)	10(67%)
全体	14(52%)	13(48%)

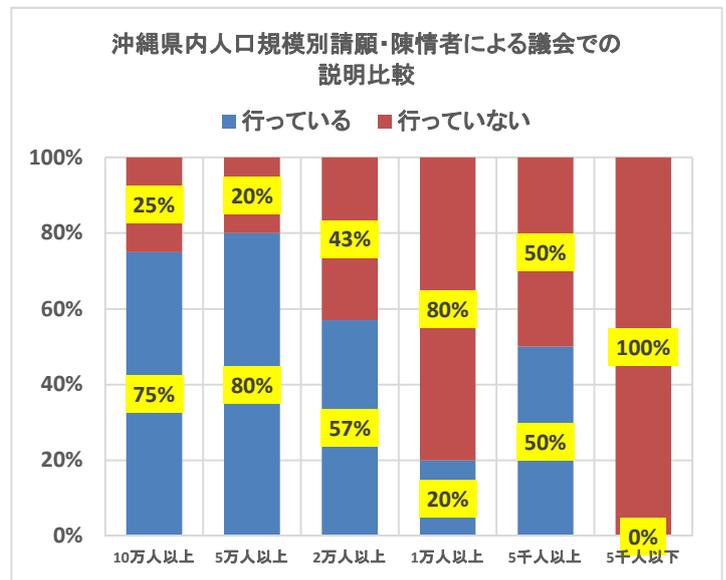
コメント:市・町村別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率は、市で72%に対し町村では33%と差が大きい。



②人口規模別請願・陳情者による議会での説明比較

人口規模	議会数	実施数	沖縄県
県	1	1	100%
70万人以上			
10万人以上	4	3	75%
5万人以上	5	4	80%
2万人以上	7	4	57%
1万人以上	5	1	20%
5千人以上	2	1	50%
5千人以下	3	0	0%
計	27	14	52%

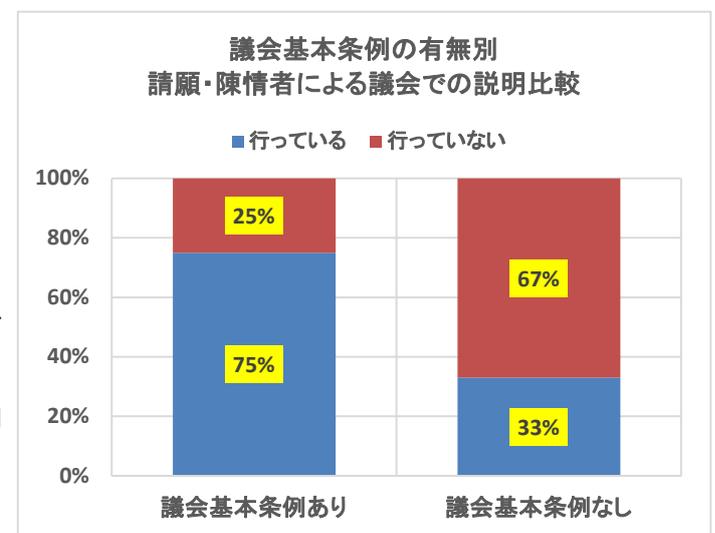
コメント:人口規模別で、請願・陳情者による議会での説明を実施している比率では人口規模が2万人以上の議会での実施比率が50%以上に対し、2万人以下の議会での実施比率が20%であった。「請願・陳情者による議会での説明」は人口規模による議会の規模と関係があるようだ。



③議会基本条例の有無による請願・陳情者による議会での説明の実施比較

項目	行っている	行っていない
議会基本条例あり	9(75%)	3(25%)
議会基本条例なし	5(33%)	10(67%)

コメント:議会基本条例では議会への住民参加の方法の一つとして請願・陳情者による議会での説明を規定しているが、議会基本条例がある議会で、実際に行われているのは75%の議会で行われていた。請願・陳情者による議会での提案は議会への住民参加の一つの手法として多くの議会基本条例で規定しているが、沖縄県では議会基本条例が機能していると言える。これは、北海道や滋賀県とは異なる結果であった。



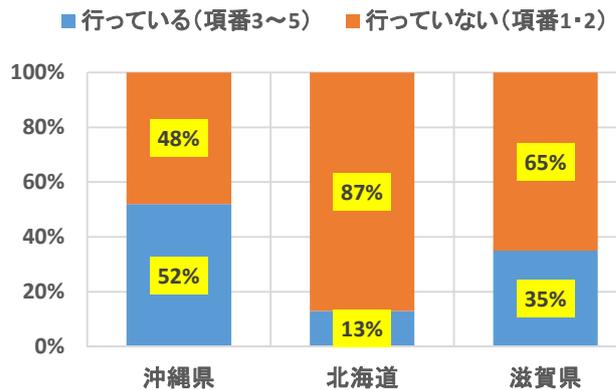
④3地域請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

3地域別請願・陳情者による議会での説明実施状況比較

項目	沖縄県	北海道	滋賀県
行っている (項番3~5)	52%	13%	35%
行っていない (項番1・2)	48%	87%	65%

コメント: 沖縄県では52%で実施されている。それに対し、滋賀県での実施比率は35%、北海道では13%と沖縄県よりかなり低い。沖縄県の実施比率が高い理由は沖縄県内議会では積極的に参考人招致が行われていることが原因ではないか。沖縄県民は議会への直接参加としての請願・陳情への意識が高いようだ。

3地域別請願・陳情者による議会での説明比較

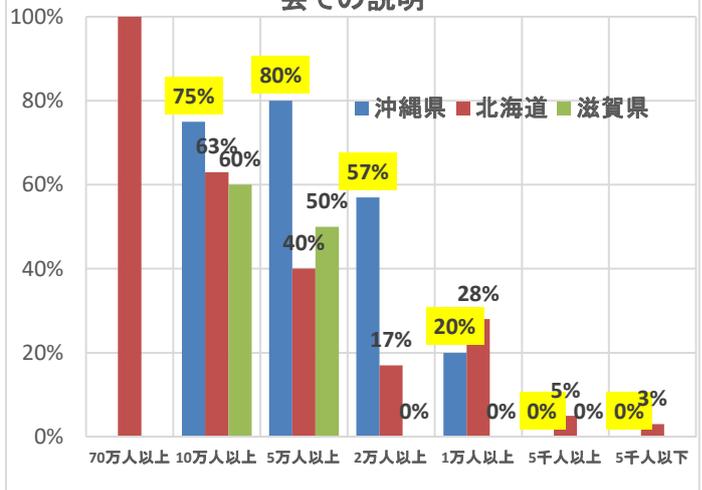


⑤3地域の人口規模別請願・陳情者による議会での説明

人口規模	沖縄県	北海道	滋賀県
道・県	100%	0%	0%
70万人以上		100%	
10万人以上	75%	63%	60%
5万人以上	80%	40%	50%
2万人以上	57%	17%	0%
1万人以上	20%	28%	0%
5千人以上	0%	5%	0%
5千人以下	0%	3%	
計	52%	13%	38%

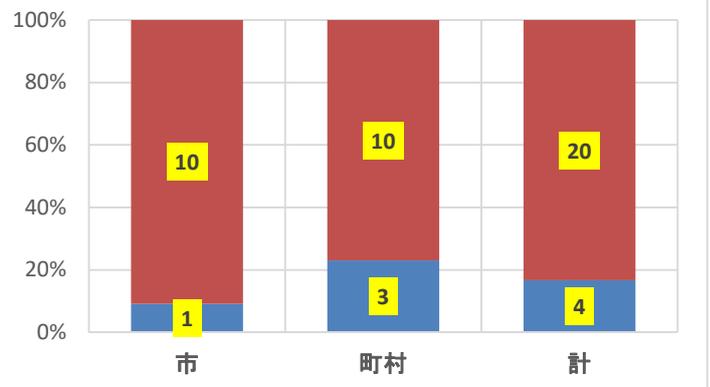
コメント: 3地域を比較すると、請願・陳情者による議会での説明は人口規模が大きい議会での実施比率が高いことがわかる。2万人以上での実施比率が高い、一方、2万人以下での実施比率が低い。人口規模と請願・陳情者による議会での説明と関係があるようだ。

3地域別人口規模別請願・陳情者による議会での説明



議会における請願・陳情の扱い

■ 陳情と請願は扱いが異なる ■ 陳情と請願は扱いが同じ



⑥議会の請願・陳情の扱い

項目	陳情と請願は扱いが異なる	陳情と請願は扱いが同じ	回答数
市	1(9%)	10(91%)	11
町村	3(23%)	10(77%)	13
計	4(17%)	20(83%)	24

コメント: 沖縄県内市町村議会では陳情と請願の扱いが同じという議会の比率が高いことがわかる。3地域の比較では、「陳情と請願の扱いが同じ」は北海道と沖縄県で、「陳情と請願の扱いが異なる」が滋賀県で多いことが分かった。

⑦市町村別議会における公聴会開催の実施状況

市町村別議会における公聴会開催の実施状況

項目	回答議会数	公聴会実施議会	沖縄県公聴会開催議会比率	北海道公聴会開催議会比率	滋賀県公聴会開催議会比率
道・県	1	0	0%	0%	0%
市	11	0	0%	0%	0%
町村	15	0	0%	0%	0%
全体	27	0	0%	0%	0%

⑧市町村別議会における参考人招致の実施状況

市町村別議会における参考人招致の実施状況

項目	回答議会数	参考人招致実施議会	沖縄県参考人招致実施議会比率	北海道参考人招致実施議会比率	滋賀県参考人招致実施議会比率
道・県	1	1	100%	0%(0)	0%(0)
市	11	7	64%	9%(3)	31%(4)
町村	15	3	20%	5%(6)	0%(0)
全体	27	11	41%	6%(9)	24%(4)

(注)()内は議会数

コメント: 3地域での市町村議会での参考人招致の実施状況を比較すると、沖縄県では41%、北海道6%、滋賀県24%と沖縄県での実施比率が高いことがわかる。逆に、北海道での実施比率が非常に低いことがわかる。

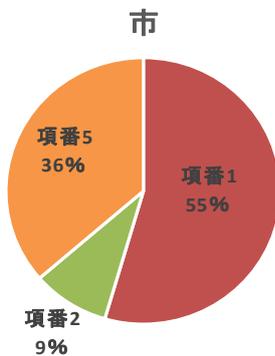
問2 住民等との意見交換

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の住民・住民団体等との直接意見交換を実施し、政策課題の発掘後、政策提言を行っていますか。(2019.4～2020.3の期間)

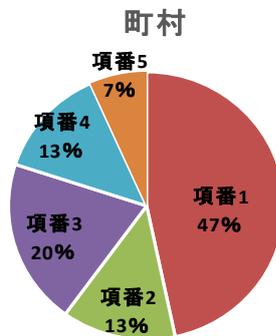
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名							
1	当該期間実施していない	1	6	55%		7	47%		14	52%	65%	70 (46%)	3 (18%)
2	検討中		1	9%	宮古島市	2	13%	渡名喜村 八重瀬町	3	11%	9%	6(4%)	0 (0%)
3	直接住民等との意見交換を実施している			0%		3	20%	嘉手納町 西原町 久米島町	3	11%	4%	48 (32%)	10 (59%)
4	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表している。			0%		2	13%	中城村 南風原町	2	7%	13%	22 (14%)	4 (23%)
5	直接住民等との意見交換を実施し、住民意見に議会としての回答を後日取りまとめホームページ等で公表し、さらに、出された政策課題について議会として、首長に政策提言を行っている。		4	36%	那覇市 宜野湾市 名護市 南城市	1	7%	腕谷村	5	19%	9%	6 (4%)	0 (0%)
回答数 計		1	11	100%		15	100%		27	100%	100%	152	17
									3～5	37%	26%	50%	82%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

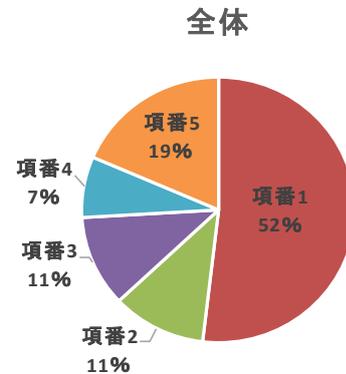
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

- ①議会主催による「住民等との意見交換」が実施されている議会(項番3～5)は、10議会(37%)で住民等との意見交換が行われている。
- ②住民等との意見交換が実施されている議会は、市議会では4議会(36%)、町村議会では6議会(40%)であった。市議会より町村議会で行われていることがわかる。
- ③前回調査と比較すると、2020年調査の項番3～5は37%、2016年調査では26%と、実施議会が増加している。

住民等との意見交換の事例

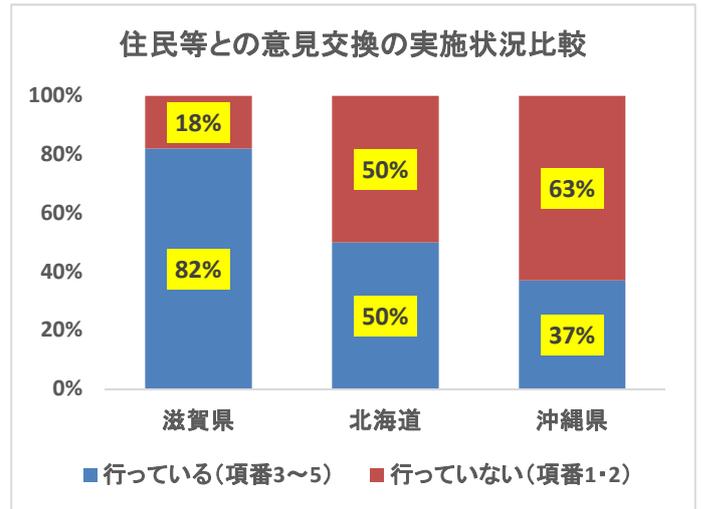
- 那覇市議会: 住民等との意見交換の成果として、令和元年度①市営住宅における空き駐車場の活用を要望する。②市道城東城北線について、早急に都市計画を決定し、スピード感をもって道路拡幅を実現することを要望する。の2つの政策提言を行った。
- 宜野湾市議会: 宜野湾市議会基本条例(平成28年7月1日施行)に基づき、平成28年度から意見交換会を行っている。令和元年度(第4回)においては、92件の意見が寄せられ、審議の結果、「市におけるマイクロバス所有について」外4件の政策提言を行った。
- 名護市議会: 市内コミュニティバス事業の早期実施、武道館建設の早期着手等の政策提言を行った。

3地域の住民等との意見交換実施状況比較

問2住民等との意見交換の実施状況比較

項目	滋賀県	北海道	沖縄県
行っている (項番3~5)	82%	50%	37%
行っていない (項番1・2)	18%	50%	63%

コメント: 沖縄県では37%の議会で実施されている。沖縄県内議会では、議会が住民等との意見交換を行うという価値観の一般化の途上と言えよう。一方、滋賀県(82%)と北海道(50%)では実施比率から議会が住民等との意見交換を行うという価値観の一般化がされていると言える。



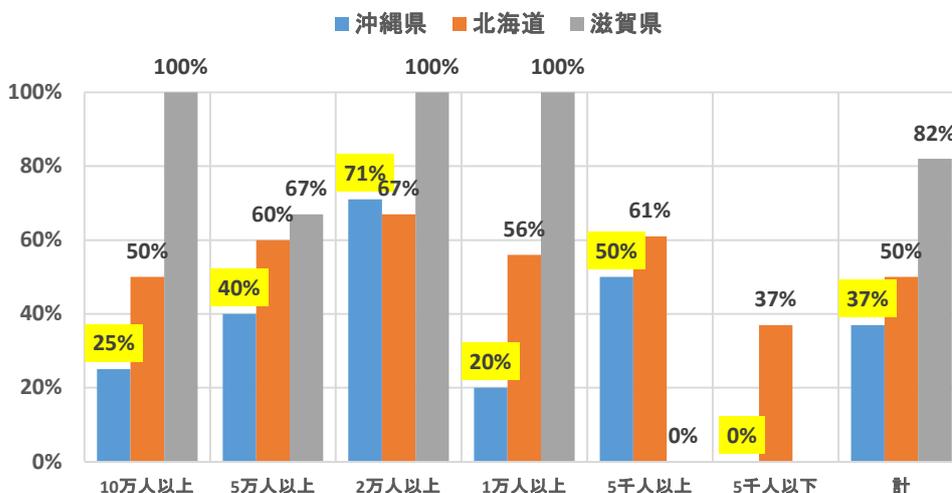
3地域の人口規模別住民等との意見交換実施状況比較

人口規模別住民等との意見交換(項番3~5)

人口規模	議会数	実施数	沖縄県	北海道	滋賀県
道・県	1	0	0%	100%	100%
70万人以上			0%	0%	
10万人以上	4	1	25%	50%	100%
5万人以上	5	2	40%	60%	67%
2万人以上	7	5	71%	67%	100%
1万人以上	5	1	20%	56%	100%
5千人以上	2	1	50%	61%	0%
5千人以下	3	0	0%	37%	
計	27	10	37%	50%	82%

コメント: 人口規模から見る住民等との意見交換の課題は、北海道は10万人以上と5千人以下、滋賀県は5千人以下、沖縄県は10万人以上、2万人以下1万人以上、5千人以下に課題がある。

人口規模別住民等との意見交換の実施状況比較



問2 補足設問1 住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマ

2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマを調査

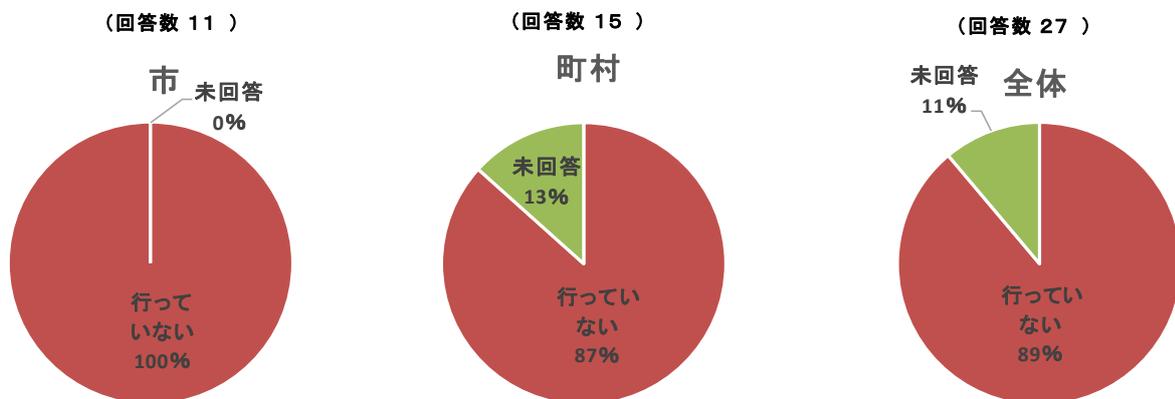
NO	対象議会	対話回数	対象団体	テーマ
1	那覇市	10	市民、地域自治会	予算・決算審査、各常任委員会からの報告
2	宜野湾市	1	市民(市内4カ所)	議会報告及び市民との意見交換会
3	名護市	1	市民	第一部 9・12月定例会報告、第二部 意見交換会
4	南城市	1	全市民	市政全般
5	南風原町	2	町民生委員児童民生委員連合会	民生委員児童民生委員活動の現状と課題
			町内学童保育連絡協議会	町内学童保育の現状と課題
6	読谷村	18	住民	住民課題について
7	西原町	1	自治会	町道整備について
8	中城村	1	村民	○令和元年における議員活動内容について ○各常任委員会からの報告
9	嘉手納町	1	補助団体	補助団体の活動の現状
10	久米島町	2	住民	議会報告会、意見交換会
			JA等経済5団体	意見交換会

問2 補足設問2 議会主催による住民へのアンケート調査

2019.3～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道	滋賀県
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率				
1	行っている		0	0%	0	0%	0	0%	5%	0%
2	行っていない		11	100%	13	87%	24	89%	83%	94%
3	未回答	1	0	0%	2	13%	3	11%	12%	6%
回答数 計		1	11	100%	15	100%	27	100%	100%	100%

【グラフデータ】



【コメント】

①議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査は、どこの議会でも行われていないことがわかった。議会の討議や政策提言等をまとめる上で、議会自らテーマ(地域課題)を定めて、住民意識を調査(アンケート調査)することで、データ(住民意識)に基づき討議ができ、住民意識が反映した結論を導き出せる。もっと、アンケート調査を議会が活用すべきではないか。

②過去の調査と比較すると、2016年調査でも行っている議会は0議会で、2020年調査では行っている議会は0議会となっている。

③北海道・滋賀県・沖縄県との比較では、北海道では議会により住民へのアンケート調査が8議会(5%)で行われているのに対し、滋賀県・沖縄県の県及び市町村議会では0議会と住民へのアンケート調査は行われていないことが分かった。

④アンケート実施の具体的な内容は以下のようなものであった。

④参考 北海道の市町村議会が行ってアンケート実施の具体的な内容は以下のようなものであった。

岩見沢市議会：市議会の広報広聴活動が市民にどの程度伝わっているか

芦別市議会：市総合庁舎の整備について(アンケート結果をまとめ、市側へ提出した)

南幌町議会：懇談会日程、議会・町行政に対する要望・意見(議会運営に活用)

栗山町議会：議会報告会への要望、開催時期、開催時刻等(議会報告会の今後のあり方に活用)

和寒町議会：議員への期待役割、活動印象、報酬、定数、議員の成り手不足

安平町議会：自治会、町内会等へ震災関連

浦幌町議会：議会町民アンケート(今後の議会運営の改善につなげる)

別海町議会：別海高等学校の支援策及びまちづくり全般(一般質問、予算審査及び所管事務調査に幅広く活用)

問3 傍聴者の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(委員外議員含まず、住民に限ります)が発言することを認めていますか。(簡易公聴会)(2019.4～2020.3の期間)

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名					
1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	11	100%		15	100%		100%	152 (100%)	16 (94%)
2							0%				
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある		0	0%		0	0%		0%	0 (0%)	1 (6%)
4											
5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある		0	0%		0	0%		0%	0 (0%)	0 (0%)
回答数 計		1	11	100%		15	100%		100%	152	17

(注) 補足設問の④会議等を公開する根拠、⑤会議等を公開している範囲については、数値化を省略します。

【グラフデータ】 (回答数 11)

(回答数 15)

(回答数 27)



【コメント】

「本会議又は委員会で傍聴者の発言」は、すべて認めていない(実績ない)。
傍聴者への発言を認めることは、議会への関心を持ってもらうための1つの手段として有効である。特に、人口規模が小さい議会では有効ではないか。
ただ、現状の議事堂の形状が、本会議場では議場と傍聴席が分離されているところが多いため容易に傍聴者の発言を聴くことは難しいが、委員会では分離されていないところが多いので、委員会から簡易公聴会として行って見てはどうか。さらに、傍聴者の発言を聴く委員会の運営方法や委員会の審議に反映する方法を定める必要があるのではないかと。

(参考1)「北海道福島町議会への参画を推奨する規則」

第2条 『傍聴』とは、中略、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

第3条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

(参考2)「北海道芽室町議会傍聴条例」

(傍聴の奨励)第2条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大切な場と捉え、傍聴者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会を設けなければならない。

①(本会議の)傍聴者数の公表(広報紙等)

項目	有	無	回答無	計
県	1	0	0	1
市	7(70%)	3(30%)	1	11
町村	3(25%)	9(75%)	3	15
計	11(48%)	12(52%)	4	27

②(本会議での)手話通訳(事前予約含む)

項目	有	無	回答無	計
県	0	1	0	1
市	3(43%)	4(57%)	4	11
町村	2(17%)	10(83%)	3	15
計	5(25%)	15(75%)	7	27

③議会委員会傍聴規程の有無

項目	有	無	回答無	計
県	1	0	0	1
市	5(50%)	5(50%)	1	11
町村	7(58%)	5(42%)	3	15
計	13(57%)	10(43%)	4	27

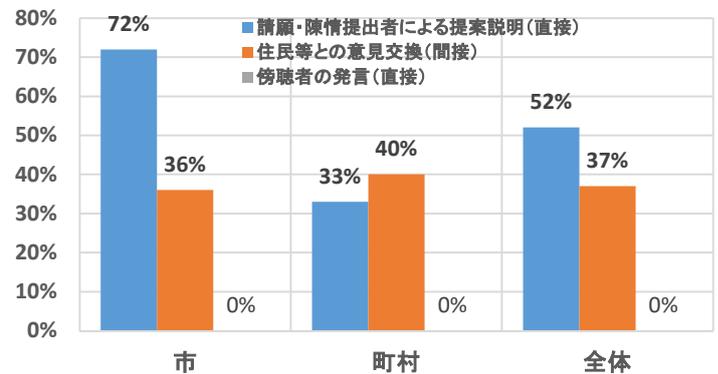
2-1 住民参加による地域課題の発見と共有まとめ

①市町村別比較

項目	る提請願・陳情者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	言傍聴者(直接)の発言
市	72%	36%	0%
町村	33%	40%	0%
全体	52%	37%	0%

コメント:市の「請願・陳情者による提案説明」は72%と「住民等との意見交換」の2つの制度は必須期(実施比率50%以上)に達している。町村では「住民等との意見交換」のみが必須期に達している。「傍聴者の発言」については、市・町村共に導入期(実施比率10%未満)の状態である。

市・町村別住民参加のまとめ



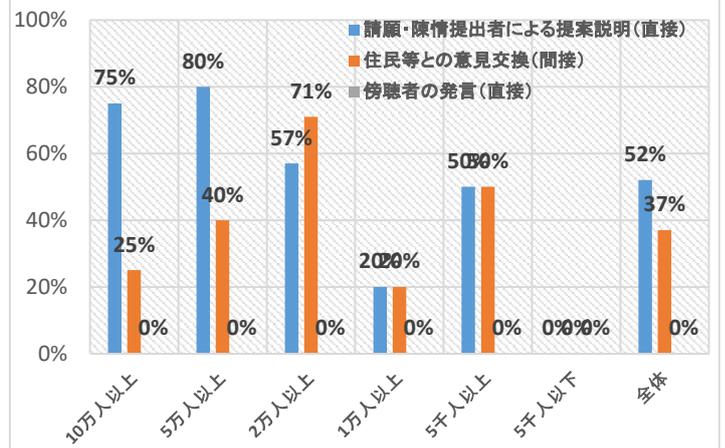
②人口規模別比較

人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	る提請願・陳情者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	言傍聴者(直接)の発言
県	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	4	3(75%)	1(25%)	0(0%)
5万人以上	5	4(80%)	2(40%)	0(0%)
2万人以上	7	4(57%)	5(71%)	0(0%)
1万人以上	5	1(20%)	1(20%)	0(0%)
5千人以上	2	1(50%)	1(50%)	0(0%)
5千人以下	3	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	27	14(52%)	10(37%)	0(0%)

コメント:人口規模が2万人以下1万人以上と5千人以下の議会では「請願・陳情者による提案説明」や「住民等との意見交換」の実施比率が低い。この人口規模の議会が実施することで制度が定着化する。

人口規模別住民参加まとめ

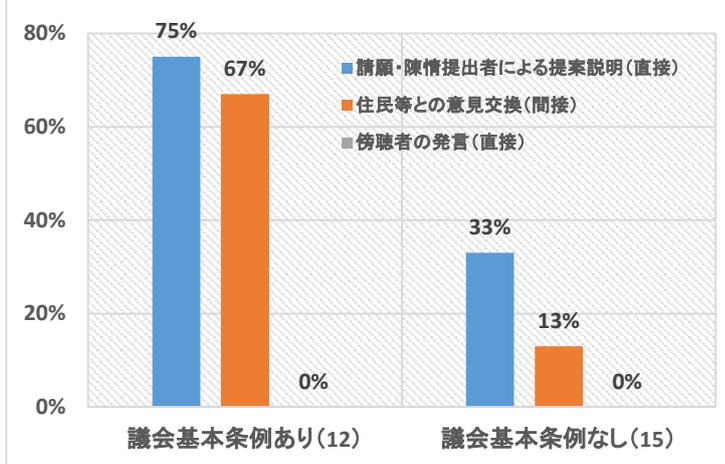


③議会基本条例有無別比較

項目	る提請願・陳情者による提案説明(直接)	住民等との意見交換(間接)	言傍聴者(直接)の発言
議会基本条例あり(12)	9(75%)	8(67%)	0(0%)
議会基本条例なし(15)	5(33%)	2(13%)	0(0%)

コメント:議会基本条例がある議会では「請願・陳情者による提案説明」は75%、「住民等との意見交換」は67%で実施されており、条例の効果が表れている。特徴的なことは、条例がない議会でも「請願・陳情者による提案説明」が33%実施されており、定着化が進んでいる。

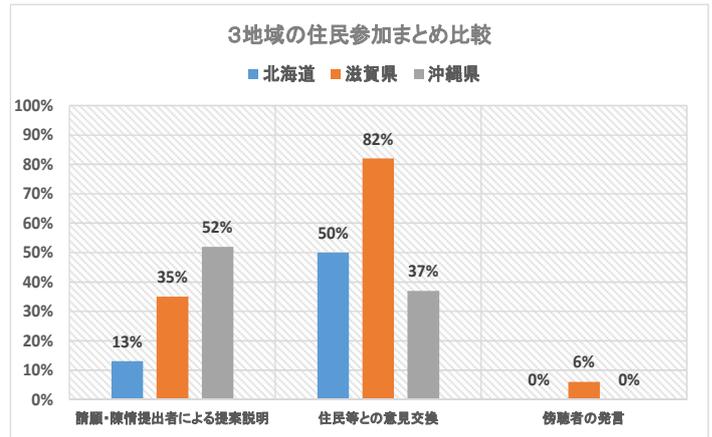
議会基本条例の有無に見る住民参加まとめ



④3地域のまとめ全体比較

3地域の住民参加による地域課題の発見と共有まとめ項目別比較(項番3~5の比率)

参加形態	項目	北海道	滋賀県	沖縄県
直接	請願・陳情提出者による提案説明	13%	35%	52%
間接	住民等との意見交換	50%	82%	37%
直接	傍聴者の発言	0%	6%	0%

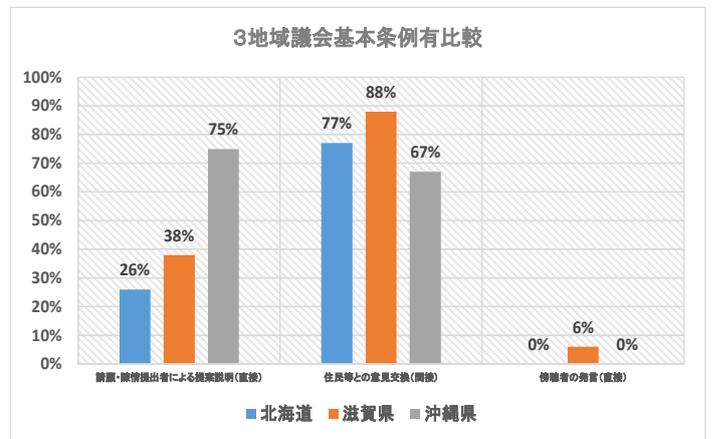


コメント:3地域の実施比率から制度が一般化しているかを見てみる。「請願・陳情者による提案説明」は沖縄県は必須期(50%以上)、滋賀県・北海道は普及期(10%以上50%未満)と制度の有効性は認識され、導入議会が徐々に増えつつある。それに対し、「住民等との意見交換」は北海道・滋賀県が必須期、沖縄県は普及期といずれも、導入期を終え、2地域で必須期に達していることから制度そのものが一般化の域に達している。残念ながら、「傍聴者の発言」については、①地域共に10%未満の導入期であり、今度、制度としての定着が見通せない。

⑤3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目		る提請 (提出 願者・ 直接 に陳 明よ情)	住民等 (意見 交換 の)	言傍 (聴 者 の 直 接 の 発 言)	
		議会基本 条例あり			
	北海道	43(28%)	11(26%)	33(77%)	0(0%)
	滋賀県	16(94%)	6(38%)	14(88%)	1(6%)
	沖縄県	12(44%)	9(75%)	8(67%)	0(0%)
議会基本 条例なし					
	北海道	109(72%)	9(8%)	43(39%)	0(0%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	5(33%)	2(13%)	0(0%)



(注)自治体数及び比率は回答をベースとする

コメント:3地域の議会基本条例の制度導入への有効性はすでに照明されているので、条例がなしの議会の制度の実施比率に注目し、制度の定着化を見てみたい。条例がなくても実施している議会が多くあるということは制度が定着していることを表しており、たとえば、沖縄県の条例なし「請願・陳情者による提案説明」が33%、北海道の「住民等との意見交換」は39%と制度の導入が進んでいることを示している。これは制度が必要という認識が定着しつつあることを示している。

(注)実施比率50%以上は制度の必須期、10%未満は制度の導入期、10%以上~50%未満は制度の普及期
導入期は制度の有効性を試す時期。普及期は制度の有効性に気が付き導入を促進する時期。
必須期は制度有効性が認められ、制度が定着した状況

2-2 議会内の討議と合意形成

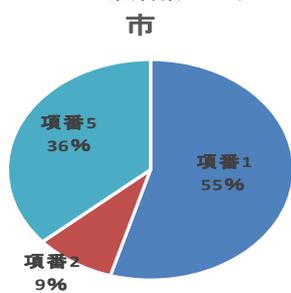
問4 首長提案等の議案に対する議員間討議(自由討議)と合意形成

首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)が行われ、合意形成が図られていますか。

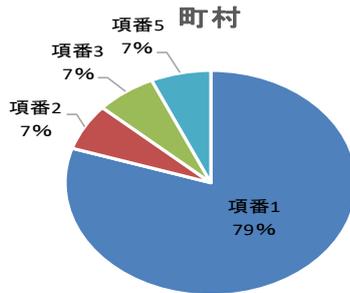
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県	
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	6	55%	12	79%	19	70%	17 (74%)	136 (90%)	9 (53%)	
2	検討中		1	糸満市	9%	1	恩納村	7%	2 (9%)	5 (3%)	2 (12%)	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		0		0%	1	座間味村	7%	1 (4%)	3 (13%)	5 (3%)	
4												
5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている		4	那覇市 宜野湾市 豊見城市 南城市	36%	1	西原町	7%	5 (19%)	1 (4%)	6 (4%)	5 (29%)
回答数 計		1	11	100%	15	99%	27	100%	100%	152	17	
							3・5	23%	17%	7%	35%	

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

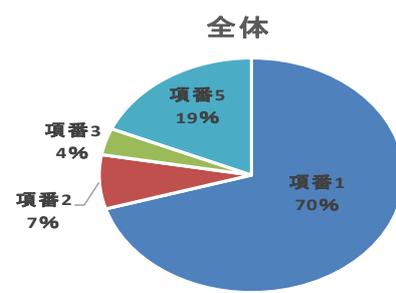
【グラフデータ】 (回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)

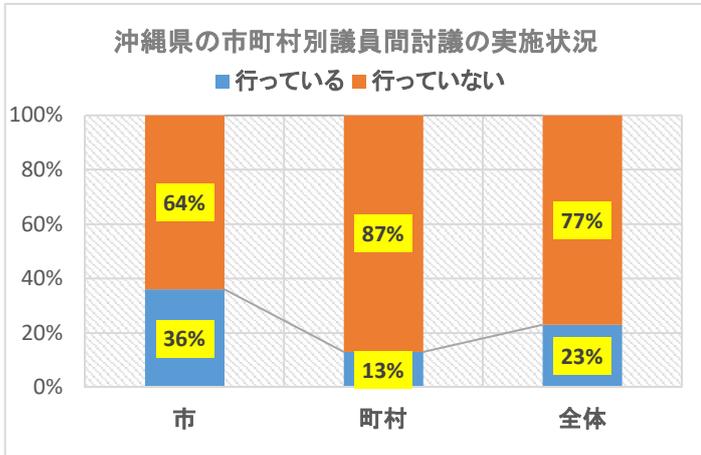


【コメント】

- ①議員間討議を行っている(項番3・5)は、6議会(23%)で行われている。
- ②議員間討議を行っているのは、市議会が4議会(36%)、町村議会が2議会(14%)と、実施している比率及び議会数共に町村議会より市議会の方が議員間討議が行われている。次頁の人口規模別では、10万人以下5万人以上の議会では40%の議会で議員間討議が行われている。
- ③「議員間討議が行われている」(項番3・5)を経年比較すると、2016年調査では4議会(17%)、2020年調査では6議会(23%)と、議員間討議が進んでいる。
- ④議会基本条例施行の12議会(回答有)中4議会(33%)で、「議員間討議を行っている」という結果であった。議会基本条例を施行している議会は、条例で議員間の自由討議が規定されているにもかかわらず、行われていないということは、住民との約束が守られていない議会が多くあることを示している。「これでよいのか」という声が議員の中から出ないことにも疑問を感じる。
- ⑤3地域の議員間の自由討議の「実績がある」(項番3・5)は、沖縄県23%、北海道7%、滋賀県35%と、3地域では2番目の議員間討議を行っている市町村議会が多いことがわかる。
- ⑥補足設問1の議会の審査形態が「本会議主義」「委員会主義」のどちらかを問うたところ、市では委員会主義が91%、本会議主義が9%、町村では委員会主義が62%、本会議主義が38%であった。沖縄県全体では、本会議主義が24%、委員会主義が76%であった。人口規模別では1万人以下の議会では本会議主義が多くなる。このことは、沖縄県内自治体議会でも議員間討議が行われていることと委員会主義が多いことと関係するのではないかと考えられる。(P22参照)
- ⑦議員間討議と審査方式(本会議主義・委員会主義)とのクロス分析では議員間討議が行われているのは6議会、本会議主義が1町村議会、委員会主義4市議会・1町村議会であった。沖縄県では議員間討議と議会審査方式とのリンクが見える。(P22参照)
- ⑧実際、補足設問2・3・4(P23参照)の首長提案案に対する「議会による否決」、「議員による修正」、「議員間討議内容」を「議員間討議を行っている」と回答の議会」と「議員間討議を行っていない」と回答の議会」とで比較すると、前者は「議会による否決」が2議会、「議員による修正」が3議会、「議員間討議内容」が2議会、それに対し、後者は「議会による否決」が4議会、「議員による修正」が5議会、「議員間討議内容」が0議会と、「議員間討議を行っていない」と回答の議会の方が、「議会による修正」、「議員による修正」が多い結果であった。このことは、議員間討議を行うことと議案の否決や修正と関係がないことを示している。(この傾向は北海道・滋賀県共に共通であった)
- ⑨滋賀県、北海道、沖縄県の議員間討議の実施状況と審査方式(本会議主義・委員会主義)との関係を見てみる。沖縄県は議員間討議の実施状況は23%、76%が委員会主義、北海道は議員間討議の実施状況は7%、74%が本会議主義、滋賀県は議員間討議の実施状況は35%、94%が委員会主義と、沖縄県・滋賀県では委員会主義が中心であるのに対し、北海道は本会議主義が中心となっている。沖縄県が委員会主義であることが議員間討議の実施比率が高い結果に現れているのではないかと考えられる。(P22参照)

① 沖縄県の市町村別議員間討議の実施状況

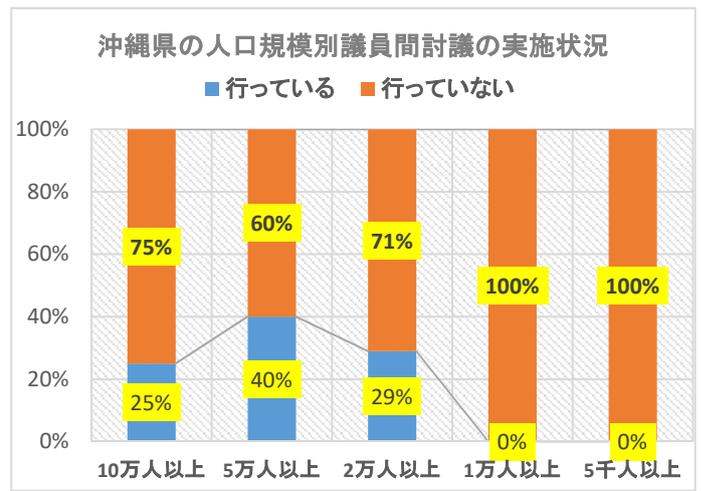
項目	県	市	町村	全体
行っている	0	4(36%)	2(13%)	6(23%)
行っていない	1(100%)	7(64%)	13(87%)	21(77%)



コメント: 議員間討議の実施状況は、市では4議会36%、町村では7議会64%と、実施比率と議会数共に町村議会の方が市議会より議員間討議が行われている。

② 沖縄県の人口規模別議員間討議の実施状況

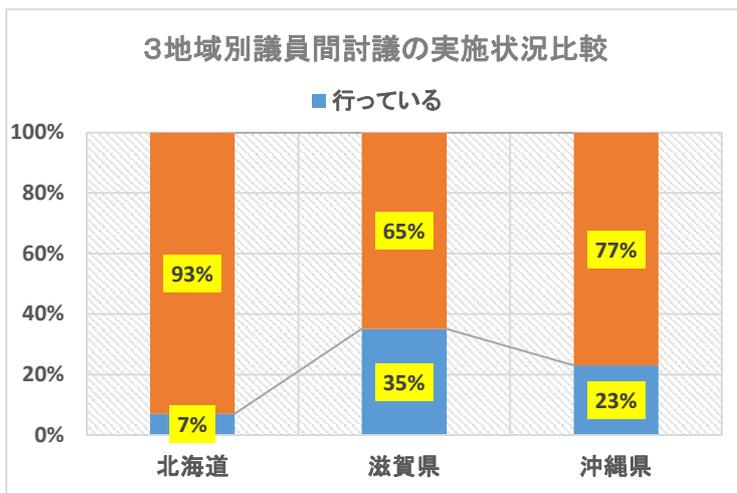
人口規模	行っている	行っていない	計
県	0(0%)	1(100%)	1
10万人以上	1(25%)	3(75%)	4
5万人以上	2(40%)	3(60%)	5
2万人以上	2(29%)	5(71%)	7
1万人以上	0(0%)	5(100%)	5
5千人以上	0(0%)	2(100%)	2
5千人以下	1(33%)	2(67%)	3
計	6(23%)	21(77%)	27



コメント: 人口規模10万人以下5万人以上の議会での議員間討議がされている。規模の大きい議会での議員間討議が行われている。

③ 3地域の議員間討議の実施状況

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
行っている (項番3・5)	11 7%	6 35%	6 23%
行っていない (項番1・2)	141 93%	11 65%	21 77%



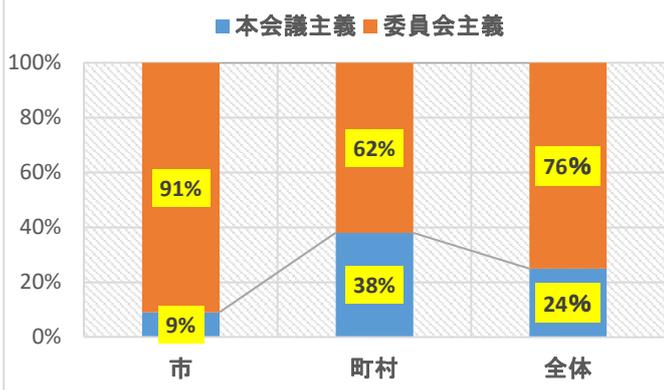
コメント: 3地域の比較では、沖縄県が23%、滋賀県が35%、それに対し北海道は7%と、議員間討議をしている議会の実施比率が極端に低いことがわかる。

④市町村別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

沖縄県

項目	本会議主義	委員会主義	計
県	0(0%)	1(100%)	1
市	1(9%)	10(91%)	11
町村	5(38%)	8(62%)	13
全体	6(24%)	19(76%)	25
北海道	104(74%)	36(26%)	140
滋賀県	1(6%)	16(94%)	17

沖縄県の市町村別本会議・委員会主義

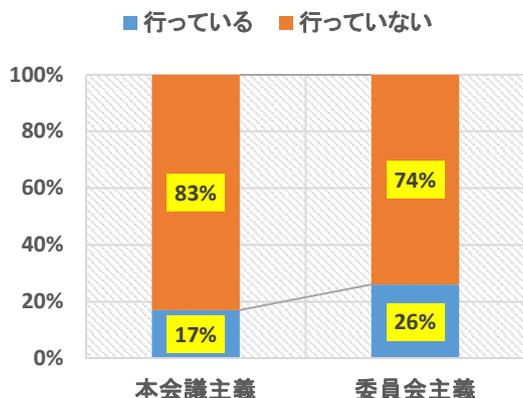


コメント: 沖縄県内の議会の76%が委員会主義である。滋賀県も委員会主義であるが北海道は本会議主義と異なる結果であった。

⑦審査方式(本会議主義・委員会主義)別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	1(17%)	5(26%)	6
行っていない	5(83%)	14(74%)	19

審査方式別議員間討議の実施状況

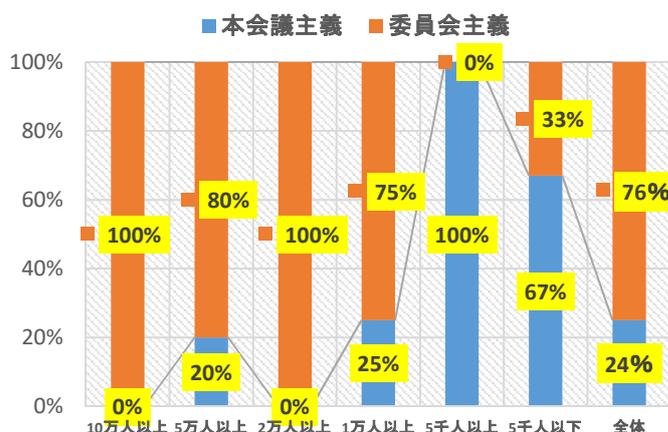


コメント: 議員間討議が行われるのは委員会主義の方が実施比率が高い結果であった。このことは、北海道も滋賀県も同様の結果であった。

⑤人口規模別審査方式(本会議主義・委員会主義)の実施状況

人口規模	本会議主義	委員会主義	計
県	0	1(100%)	1
10万人以上	0	4(100%)	4
5万人以上	1(20%)	4(80%)	5
2万人以上	0	6(100%)	6
1万人以上	1(25%)	3(75%)	4
5千人以上	2(100%)	0	2
5千人以下	2(67%)	1(33%)	3
計	6(24%)	19(76%)	25

沖縄県の人口規模別本会議・委員会主義



コメント: 本会議主義は人口規模1万人以下の議会が多いのに対し、委員会主義は人口規模1万人以上の議会が多いことがわかる。

(参考)

北海道の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	6(6%)	5(14%)	11
行っていない	98(94%)	31(86%)	129

滋賀県の審査方式別議員間討議の実施状況

項目	本会議主義	委員会主義	全体
行っている	0(0%)	6(38%)	6
行っていない	1(100%)	10(62%)	11

問4 補足設問2・3・4

2. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

3. 2019.4～2020.3の期間、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

市

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	4	2	3	1
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	7	1	4	0
計	11	3	7	1
(注)数は回答議会数		27%	64%	9%

町村

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	2	0	0	1
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	13	3	1	0
計	15	3	1	1
(注)数は回答議会数		20%	7%	7%

全体

項目	対象市町村議会数	議会による否決有	議員による修正有	議員間討議内容
議員間討議(自由討議)を行っている議会	6	2	2	2
議員間討議(自由討議)を行っていない議会	20	4	5	0
計	26	6	8	2
沖縄県全体		23%	31%	8%
北海道全体		6(4%)	15(10%)	8(5%)
滋賀県全体		2(13%)	3(25%)	4(25%)

(注1)数は回答議会数 (注2)道・県議会含まず。

4. 2019.4～2020.3の期間、議会として自由討議を行った内容

議会名	審査方式	議員間討議内容	自由討議有	政務活動費有	人口規模
西原町議会	委員会主義	防負担金増について	○	○	5万人以下 2万人以上
		国保税値上げについて			
		老祝い金の支給休止について			

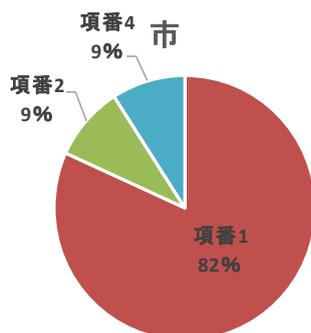
問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

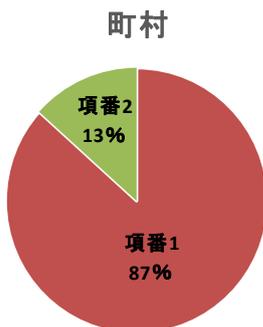
項番	内 容	県	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県	
1	設置していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)	1	9			82%	13			87%	23	85%	92%	150 (98%)	16 (94%)	
2	検討中		1	糸満市		9%	2	恩納村 渡名喜村		13%	3	11%	4%	1 (1%)	1 (6%)	
3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している		0			0%	0			0%	0	0%	0%	0 (0%)	0 (0%)	
4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している		1	名護市		9%	0			0%	1	4%	4%	0 (0%)	0 (0%)	
5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している		0			0%	0			0%	0	0%	0%	1 (1%)	0 (0%)	
回答数 計		1	11			100%	15			100%	27	100%	100%	152	17	
												3~5	4%	4%	1%	0%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

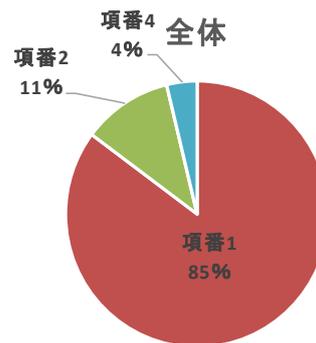
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

- ①「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3~5)は、名護市議会のための1議会(4%)であった。
- ②議会基本条例施行の12議会(回答有)で「調査機関又は附属機関の設置がある」は1議会(8%)であった。
- ③3地域の「調査機関又は附属機関の設置がある」(項番3~5)は、沖縄県は1議会(4%)、北海道は福島町議会の1議会(1%)、滋賀県は0議会(0%)と制度として普及していないことがわかる。
- ④調査機関又は附属機関の設置は、議会が幅広い議論を前提に、議会として迅速に議決する上で、専門的な助言が期待できる。最近では課題の複雑化と利害関係者が多く、調整が難航するケースも多い。その中で、客観性を担保した機関の設置は、議会が新たな価値を高めることにつながると考える。また、調査機関又は附属機関の設置は、議会事務局に調査担当職員の配置が進まない中で、議会事務局機能を補完する役割もある。

芽室町議会基本条例(北海道)

(附属機関の設置)第20条 議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置します。

2 附属機関に関して必要な事項は、別に条例で定めます。

(調査機関の設置)第21条 議会は、町政の課題に関する調査のために必要があると認めるときは、法第100条の規定により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置します。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えます。

3 調査機関に関して必要な事項は、会議条例で定めます。

問5 補足設問2 2019.4～2020.3の期間、地方自治法100条の2に基づく専門的知見の活用(調査機関又は附属機関の設置を除く)を具体的に行いましたか。

沖縄県内市町村別議会における専門的知見の活用

項目	回答数	専門的知見の活用有	専門的知見の活用無	沖縄県活用有の比率	北海道活用有の比率	滋賀県活用有の比率
県	1	0	1	0%	0%	0%
市	11	0	11	0%	0%	0%
町村	15	0	15	0%	0%	0%
全体	27	0	27	0%	0%	0%

問5 補足設問3 2019.4～2020.3の期間、議員又は委員会が提出した政策的な条例案(政策立案)(議会や議員に係わるもの、例えば、議会基本条例、議員定数、報酬、政務調査費、会議規則、委員会条例などを除く)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をご記入願います。(なかった場合には「0」件とご記入ください)なお、既存の政策的な条例の改正案及び廃止案を含む。

沖縄県内市町村別議会における議員等提出条例有

項目	回答数	議員等提出条例有議会数	沖縄県の比率	北海道の比率	滋賀県の比率
県	1	0	0%	0%	0%
市	11	0	0%	0%	8%
町村	15	0	0%	0%	0%
全体	27	0	0%	0%	6%

問6 議会事務局体制の充実

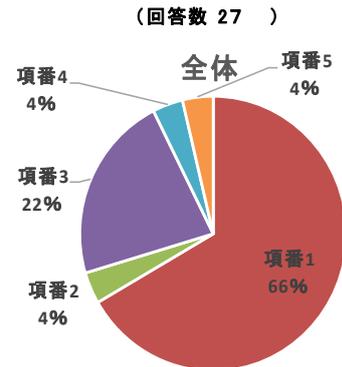
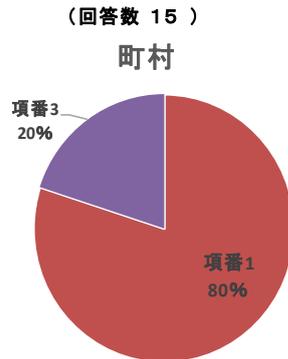
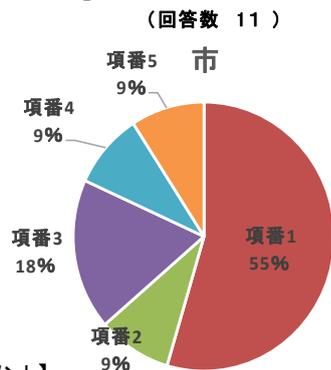
法務担当職員、調査担当職員を議会事務局に配置していますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016比 率	北海道	滋賀県		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率							
1	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)を議会事務局に配置しておらず、今後の配置についても検討していない		6	55%	12	80%	18	66%	61%	142 (96%)	15 (88%)		
2	法務担当職員(専任又は兼任)、調査担当職員(専任)の議会事務局への配置を検討中		1	宮古島市⑦	9%	0	0	1	4%	17%	3 (2%)	0 (0%)	
3	調査担当職員(専任)を議会事務局に配置している(当該調査担当職員(専任)が法務担当を兼務する場合を含む)	1	2	浦添市⑨ 南城市⑥	18%	3	恩納村③ 嘉手納町④ 八重瀬町③	20%	6	22%	3 (14%)	6 (4%)	0 (0%)
4	法務担当職員(首長部局兼任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		1	名護市⑧	9%	0	0	1	4%	0%	0 (0%)	0 (0%)	
5	法務担当職員(専任)及び調査担当職員(専任)をそれぞれ議会事務局に配置している		1	那覇市⑫	9%	0	0	1	4%	2 (10%)	1 (1%)	2 (12%)	
回答数 計		1	11		100%	15		100%	27	100%	100%	152	17
								3~5	30%	24%	5%	12%	

(注1)○は議会事務局の職員数(臨時含む) (注2)沖縄県議会の議会事務局職員数は52名

(注3)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

①沖縄県の議会事務局の実態は、市議会事務局の職員数は9.5人(2016年調査9.8人)で、監査委員事務局等の兼務は0%で、議会に図書室又は図書コーナーがあるは91%であった。町村議会事務局の職員数は2.9人(2016年調査3.0人)で、80%が監査委員事務局等を兼務し、71%には図書室又は図書コーナーがある。町村議会事務局は職員数が少ないのに、さらに兼務業務があり、業務量に対する人員不足や調査・法務といった専門性を養う余裕がない実態があるようだ。(P27・28参照)

②議会基本条例には「議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する」旨の規定があるが、議会基本条例施行の12議会(回答有)中5議会(42%)に「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っている。

③「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3~5)の経年比較では、2016年度調査5議会(24%)、2020年調査8議会(30%)と、「議会事務局に調査担当職員の配置」を行っている市町村議会が増加傾向にある。これは、議会事務局が議員の政策立案支援をする能力や議員の活動範囲を増やす結果になっているのではないかと推察される。

④3地域の「議会事務局に調査担当職員の配置がある」(項番3~5)は、沖縄県は8議会(30%)、北海道7議会(5%)、滋賀県2議会(12%)と、沖縄県の議会事務局は滋賀県や北海道より体制充実が進んでいることがわかる。

名護市議会基本条例
(議会事務局の強化)

第23条 議会は、議会の政策立案、政策提言能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実並びに組織体制の整備に努めるものとする。

問6 補足設問

議会事務局の人数等(2020.4.1現在)

沖縄県内市町村別議会事務局平均職員数

項目	回答議会数	2020沖縄県 平均職員数 (人)	2016沖縄県 平均職員数 (人)	北海道平均 職員数 (人)	滋賀県平均 職員数 (人)
県	1	52	52	89	40
政令市				40	
市	11	9.5	9.8	7.3	7.5
町村	15	2.9	3.0	2.8	2.3
全体	27	5.7	6.1	4.6	6.6

(注)全体の平均職員数は道・県含まず。

議会事務局職員数の分布

人数	市	町村	全体
1人		2	2
2人		1	1
3人		8	8
4人		4	4
5人	1		1
6人	2		2
7人	1		1
8人	2		2
9人	3		3
10人			0
11~20人	1		1
21~30人	1		1
計	11	15	26

(注)沖縄県議会(52人)含まず。

沖縄県市町村別議会事務局の兼務状況

項目	市	町村	全体
兼務有	0	12	12
兼務無	11	3	14
無記入	0	0	0
計	11	15	26
兼務有比率	0%	80%	46%
平均職員数	9.5	2.9	5.7

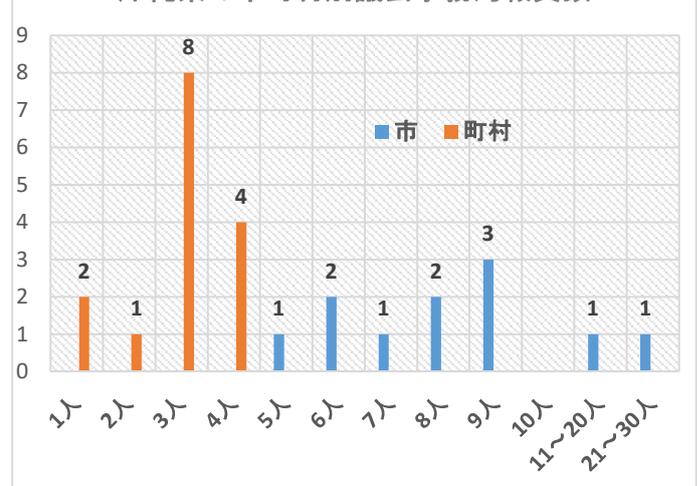
(注)沖縄県議会含まず。

人口規模別平均職員数及び兼務状況

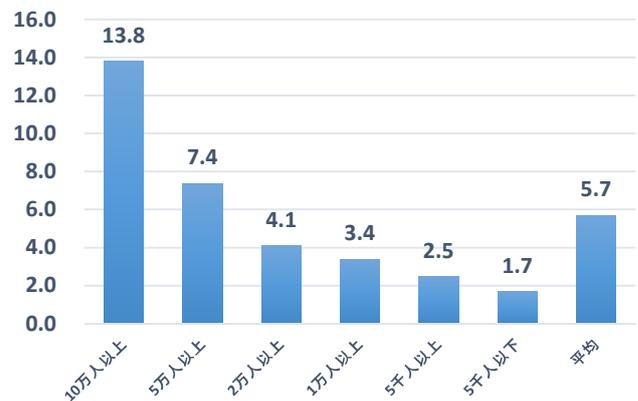
人口規模	議会数	平均職員数	兼務	兼務比率
10万人以上	4	13.8	0	0%
5万人以上	5	7.4	0	0%
2万人以上	7	4.1	5	71%
1万人以上	5	3.4	4	80%
5千人以上	2	2.5	2	100%
5千人以下	3	1.7	2	67%
計	26	5.7	11	42%

(注)沖縄県議会含まず。

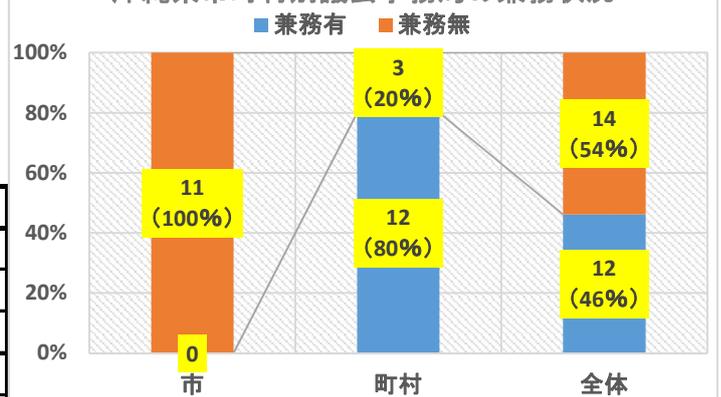
沖縄県の市町村別議会事務局職員数



沖縄県人口規模別平均議会職員数



沖縄県市町村別議会事務局の兼務状況



コメント:

- ①沖縄県の平均議会事務局職員数は、市では9.5人、町村では2.9人、全体では5.7人であった。市議会における職員数が滋賀県・北海道より多い。
- ②監査委員事務局等の兼務ありは市議会では0議会、町村議会で12議会(80%)であった。

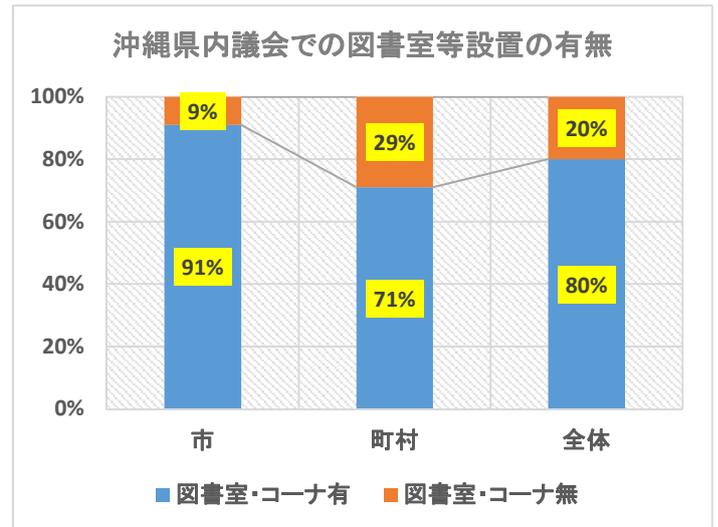
図書室等の設置状況

沖縄県の議会事務局における図書室等の設置状況

項目	市	町村	全体	比率
図書室・図書 コーナー有	10	10	20	80%
両方無	1	4	5	20%
計	11	14	25	100%
設置有比率	91%	71%	80%	

(注) 沖縄県含まず。無回答1議会

コメント: 沖縄県の市議会では91%、町村議会では71%の議会に図書室・図書コーナーがある。



議会事務局の課題

NO	自治体名	議会事務局の課題
1	那覇市議会(26)	図書室の活用について
2	宜野座村議会(3)	政治的中立性や議員間の公平性
3	金武町議会(4)	執行部側から人員削減を求められている
4	北中城村議会(3)	監査業務と兼務、正規職員の不足(条例定数は正規職3人)。現体制は正規職員2名、臨時職員1名。
5	西原町議会(3)	職員全てが兼務であり、議会運営に支障をきたす場合がある
6	渡名喜村議会(1)	一人で全ての業務を行っているため時間的余裕がない
7	久米島町議会(2)	2名体制の中、日々の業務に追われ、振り返りやまとめがなかなか取り組めない課題がある

(注) ()内は職員数

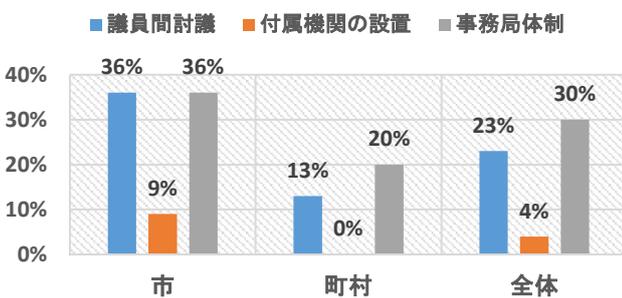
コメント: 議会事務局の課題は、市議会では「図書室の活用について」が課題として挙げられている。職員数の削減や兼務は北海道の議会事務局の課題と同じであった。町村議会事務局では「執行部側から人員削減を求められている」や「職員全てが兼務であり、議会運営に支障をきたす場合がある」が挙げられている。

2-2 議会内の討議と合意形成まとめ

①市町村別比較

項目	議員間討議	関係機関の設置	事務局体制
県	0(0%)	0(0%)	1(100%)
市	4(36%)	1(9%)	4(36%)
町村	2(13%)	0(0%)	3(20%)
全体	6(23%)	1(4%)	8(30%)

市・町村別議会内討議のまとめ



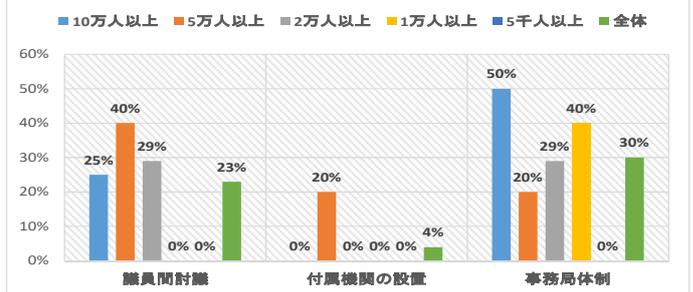
コメント:「議員間討議」「事務局体制」の全体の実施比率が高く、さらに普及する予感がする。残念ながら「付属機関の設置」は1議会のみであった。

②人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

人口規模	回答数	議員間討議	関係機関の設置	事務局体制
県	1	0(0%)	0(0%)	1(100%)
10万人以上	4	1(25%)	0(0%)	2(50%)
5万人以上	5	2(40%)	1(20%)	1(20%)
2万人以上	7	2(29%)	0(0%)	2(29%)
1万人以上	5	0(0%)	0(0%)	2(40%)
5千人以上	2	0(0%)	0(0%)	0(0%)
5千人以下	3	1(33%)	0(0%)	0(0%)
計	27	6(23%)	1(4%)	8(30%)

人口規模別議会内討議まとめ

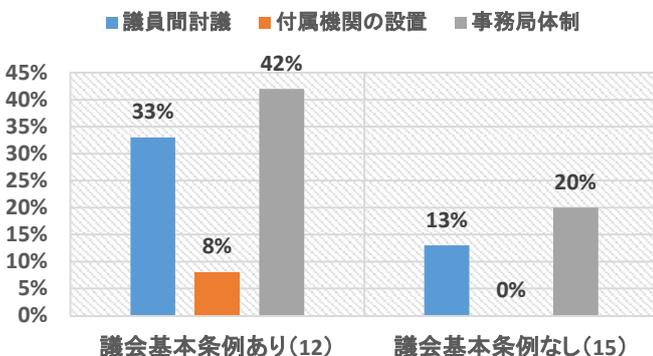


コメント:「議員間討議」や「事務局体制」は人口規模が2万人以上の議会での実施比率が高い。人口規模が大きい議会の実施比率が高い傾向は北海道・滋賀県も同じであった。

③議会基本条例有無別比較

項目	議員間討議	関係機関の設置	事務局体制
議会基本条例あり(12)	4(33%)	1(8%)	5(42%)
議会基本条例なし(15)	2(13%)	0(0%)	3(20%)

議会基本条例の有無に見る議会内討議まとめ



コメント:沖縄県は、議会基本条例があることで制度普及が進んでいるが、条例がない議会でも制度導入が進んでおり、沖縄県では制度の必要が認識されている。これは北海道の議会には見られない傾向である。

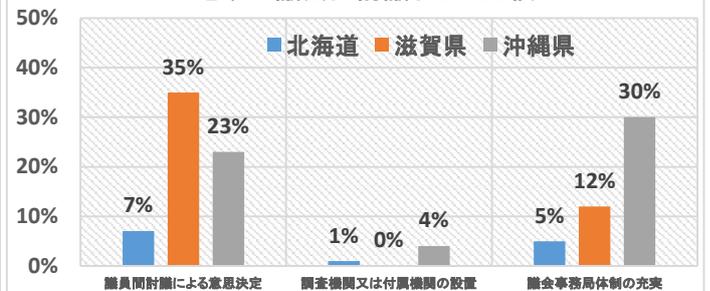
④3地域のまとめ全体比較

3地域の議会内討議まとめ項目別比較(項番3~5の比率)

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
議員間討議による意思決定	7%	35%	23%
調査機関又は付属機関の設置	1%	0%	4%
議会事務局体制の充実	5%	12%	30%

(注)道・県含む。

3地域の議会内討議まとめ比較



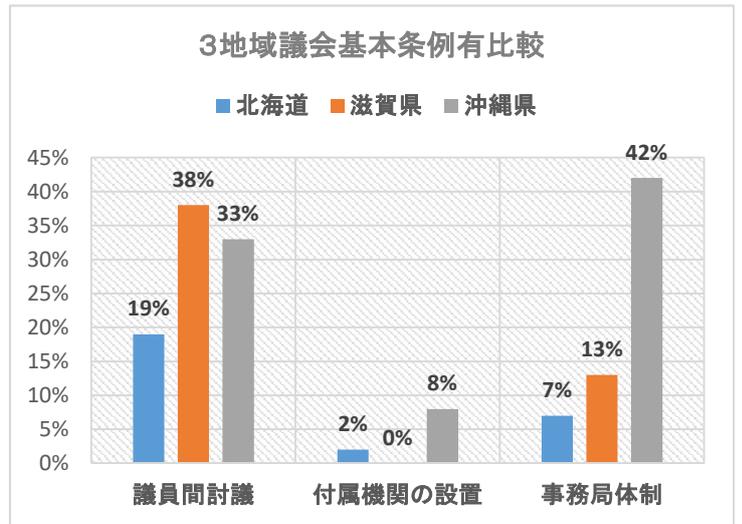
コメント:「議員間討議」や「事務局体制」は滋賀県・沖縄県での普及が進んでいるが、北海道では導入が進んでいない。

⑤3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目		議員間討議	付属機関の設置	事務局体制
議会基本条例あり	北海道	43(28%)	8(19%)	1(2%)
	滋賀県	16(94%)	6(38%)	0(0%)
	沖縄県	12(44%)	4(33%)	5(42%)
議会基本条例なし	北海道	109(72%)	3(3%)	4(4%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	2(13%)	3(20%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント: 3地域の議会基本条例による制度導入の有効性を検証すると、「議員間討議」は3地域共に実施比率が10%以上50%未満の普及期であった。「付属機関の設置」は3地域共に10%未満の導入期、「事務局体制」は北海道が10%未満の導入期、滋賀県と沖縄県は10%以上50%未満の普及期であった。注目すべきは、沖縄県の議会基本条例なし議会では「議員間討議」や「事務局体制」が10%以上50%未満の普及期であることで、条例の有無に関係がなく普及しているということは、地域の議会が必要としていることを示している。他方、北海道・滋賀県は10%未満の導入期であることは相当異なる。

2-3 議会と行政の討議と課題共有

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県	
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	実施していない	1	11		100%	15		100%	96%	141 (93%)	13 (76%)	
2	実施について検討中				0%			0%	4%	3 (2%)	1 (6%)	
3	議会の議決により、通年議会を実施している				0%			0%	0%	0 (0%)	1 (6%)	
4												
5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している				0%			0%	0%	8 (5%)	2 (12%)	
回答数 計		1	11		100%	15		100%	100%	152	17	
								3・5	0%	0%	5%	18%

(注)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】



【コメント】

①通年議会を実施している議会(項番3・5)は、0議会(0%)、「実施していない」(項番1・2)は27議会(100%)であった。

②2016年調査でも実施機会は0議会で、2020年調査でも実施機会は0議会であった。沖縄県では通年議会は定着しないのであろうか。

通年議会の根拠規定については、

- ①地方自治法第102条第2項(定例会の招集回数を年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする)に基づき実施
- ②地方自治法第102条の2第1項(会期を通年とする)に基づき実施

(参考)福島町議会基本条例(北海道)(地方自治法第102条第2項)

(通年議会)第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例(平成21年条例第12号)で定める。

問8 一問一答方式の導入状況

本会議の代表質問(一般質問)で、一問一答方式を実施していますか。(2019.4~2020.3の期間)

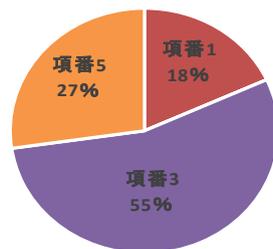
項番	内 容	県	市	自治体議会名		比率	町村	自治体議会名		比率	全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県
1	導入していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)		2			18%	4			27%	6	22%	13%	27 (18%)	2 (12%)
2	導入を検討中		0			0%	1			6%	1	4%	4%	3 (2%)	0 (0%)
3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している		6			55%	4			27%	10	37%	39%	67 (44%)	11 (64%)
4															
5	条例規則の規定に基づき、代表質問(又は一般質問)で一問一答方式を実施している	1	3	那覇市 宜野湾市 豊見城市		27%	6	本部町 金武町 南風原町 座間味村		40%	10	37%	44%	55 (36%)	4 (24%)
回答数 計		1	11			100%	15			100%	27	100%	100%	152	17
											3・5	74%	83%	80%	88%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

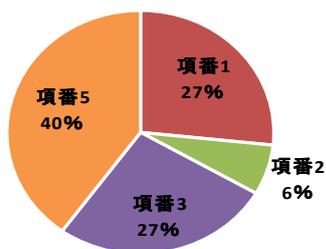
(回答数 11)

市



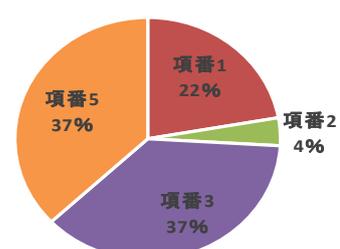
(回答数 15)

町村



(回答数 27)

全体



【コメント】

- ①一問一答方式を実施している(項番3~5)は、20議会(74%)で一問一答方式を実施している。
- ②一問一答方式による質疑は傍聴者(住民)には議員と首長の論点・争点がわかりやすく、議会の存在意義を高める効果がある。従来のまとめて質問とまとめて答弁では、噛み合わない質疑が見られた。議会という公開の場で、活発な討議により、まちの課題を明確にすることこそ議会役割である。
- ③代表質問(一般質問)では100%通告書を提出されて行われている。一問一答方式の制限は時間制限ありが100%、回数制限ありが0%であった。
- ④3地域の「一問一答方式を行っている」(項番3・5)を比較すると、沖縄県20議会(74%)、滋賀県15議会(88%)、北海道122議会(80%)、と、一問一答方式は制度として普及し、定着していることがわかる。

名護市議会基本条例

(市長等との関係) 第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及び補助職員(以下「市長等」という。)は、緊張感の保持に努めるものとする。

2 議会の会議における質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

①代表質問(一般質問)は通告により行っていますか

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
通告行っている	148 100%	17 100%	25 100%
通告行っていない	0 0%	0 0%	0 0%

②一問一答方式の制限

項目	北海道	滋賀県	沖縄県
時間制限あり	90 74%	13 87%	19 100%
回数制限あり	32 26%	2 13%	0 0%

問9 執行部の反問

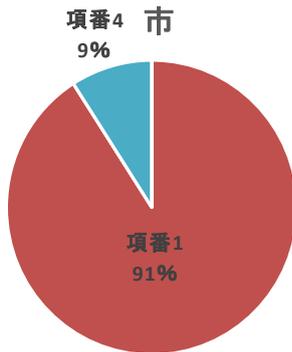
議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県	
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名						
1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)	1	10	91%	12	80%	23	85%	87%	144 (94%)	11 (65%)	
2									4%			
3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた		0		0		0	0%	0%	1 (1%)	0 (0%)	
4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた		1	9%	南城市	3	20%	4	15%	7 (4%)	5 (29%)	
5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べること)が行われた		0			0		0	0%	2 (9%)	0 (0%)	
回答数 計		1	11	100%		15	100%	27	100%	100%	152	17
								3～5	15%	9%	5%	35%

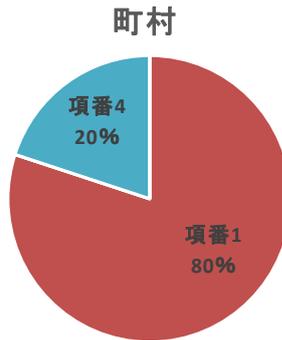
(注) 太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

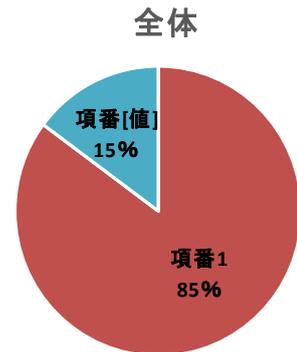
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

①反問が行われた議会(項番4)は、市議会が1議会、町村議会が3議会の4議会(15%)であった。「反問を認めていない」(条例規則等の規定があるが、反問は行われていない)(項番1・2)は23議会(85%)と、「反問が行われていない」がほとんどであった。「具体的に反問を行使した3事例を見ると、「質問の主旨確認」であった。反論を行う議会がなかった。

②2016年調査では反問が行われた議会は2議会(9%)であったが、2020年調査では4議会(15%)で趣旨確認の反問が行われている。実施議会が増加傾向にある。

③首長が反問(反論)をすると、議会との関係が壊れるのではないかと、行使しない首長が多い。論点・争点の明確化、なれ合いを排除するためにも反問ができる議会こそ健全な議会と言える。さらに、議会の存在意義を高める。今後、反問(反論)行使の比率が高まることを期待したい。

【反問行使の実例】

議会名	反問内容
南城市議会	安心安全な学校給食の提供がなされていないとした根拠の説明
嘉手納町議会	一般質問の趣旨確認のため、理事者より質問議員へ反問権が行使された
北中城村議会	内容がわからない質問があり、内容確認のための反問

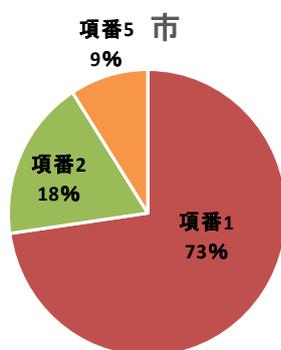
問10 政策討議会

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っていますか。

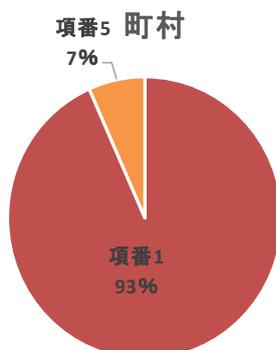
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名					
1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)	1	8	73%	14	93%	23	85%	91%	146 (96%)	15 (88%)
2	設置を検討中		2	18%		0%	2	7%	0%	1 (1%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている			0%		0%	0	0%	0%	2 (1%)	1 (6%)
4											
5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている		1	9%	1	7%	2	7%	9%	3 (2%)	1 (6%)
回答数 計		1	11	100%	15	100%	27	100%	100%	152	17
							3・5	7%	9%	3%	12%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

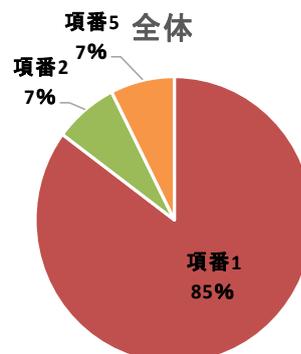
(回答数 10)



(回答数 12)



(回答数 23)



【コメント】

政策討論会の開催(項番3~5)については、市議会1議会、町村議会1議会の2議会(9%)であった。2016年調査でも2議会(9%)と2020年調査と同じであった。

『政策討論会の内容』

● 宜野湾市議会(政策討論会・公開)

宜野湾市議会会議規則第164条に基づく政策討論会を設置し、年に1回議会報告及び市民との意見交換会を開催している。聴取した意見を調査検討し、政策提言及び申し送りを実施している。

宜野湾市議会基本条例

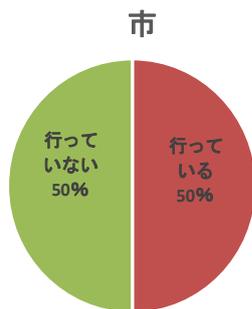
(政策討議)第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

問10 補足設問 議会主催による議員研修の実施状況

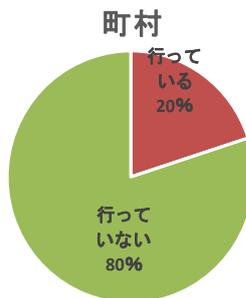
2019. 4～2020. 3の期間、議会主催による議員研修の実施状況を調査した。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	北海道	滋賀県		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	行っている		5	那覇市 宜野湾市 豊見城市 宮古島市 南城市	50%	2	宜野座村 久米島町	20%	7	33%	39 (29%)	10 (71%)
2	行っていない	1	5		50%	8		80%	14	67%	95 (71%)	4 (29%)
回答数 計		1	10		100%	10		100%	21	100%	134	14

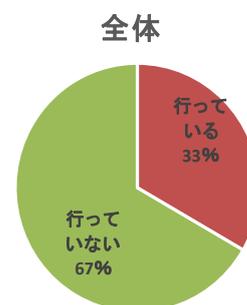
【グラフデータ】 (回答数 10)



(回答数 10)



(回答数 21)



【コメント】

議会主催による議員研修の実施状況は、7市町村(33%)で議員研修が行われている。

南風原町議会基本条例

(議員研修の充実強化) 第18条 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、町民との研究会を開催することができる。

議会主催による議員研修の内容

議会名	研修内容
那覇市	沖縄振興予算と一括交付金
宜野湾市	災害時に想定される状況と市議会の役割
豊見城市	沖縄振興予算、タブレット関連
宮古島市	一般質問のあり方
宜野座村	議会活性化について
久米島町	議会運営に関する

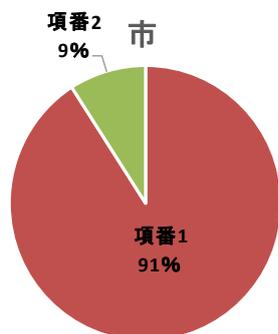
問11 議会が評価主体となる行政評価(事務事業評価等)の実施

議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県		
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率							
1	議会が評価主体となる行政評価は行っていない	1	10		91%	15		100%	26	96%	100%	150 (99%)	14 (82%)
2	検討中		1	宮古島市	9%			0%	1	4%	0%	0 (0%)	0 (0%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が行政評価を行い、評価結果を公表や政策提言を行っている				0%			0%	0	0%	0%	0 (0%)	2 (12%)
4	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表のみしている				0%			0%	0	0%	0%	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表すると共に次年度の予算に反映させる政策提言を行っている				0%			0%	0	0%	0%	2 (1%)	1 (6%)
回答数 計		1	11		100%	15		100%	27	100%	100%	152	17
									3~5	0%	0%	1%	18%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

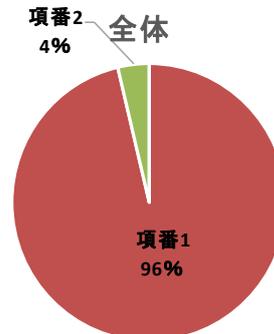
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

①議会が評価主体となる事務事業評価等の実施(項番3~5)は、2016年調査同様に、2020年調査でも0議会(0%)であった。北海道では福島町議会・浦幌町議会の2議会、滋賀県では大津市議会・湖南市議会・草津市議会の3議会で実施しているが、沖縄県議会では普及しないようだ。

②議会が事務事業評価を行うことの意義は、議会の議決責任を果たすという姿勢を示すことにある。議決後の責任は執行機関である首長等にあるという責任逃れではなく、事務事業評価によって、予定どおりいかない部分は再度議会として検証、修正提案することで、住民サービスの向上を目指すもので、議会の存在意義を高める重要な試みである。議会が行う事務事業評価の手法等普及が今後求められる。

(参考) 芽室町議会基本条例(北海道)

第13条(評価の実施) 議会は、決算審査において、町長等が執行した政策等(計画、政策、施策、事務事業等)の評価(以下「議会の評価」といいます。)を行います。

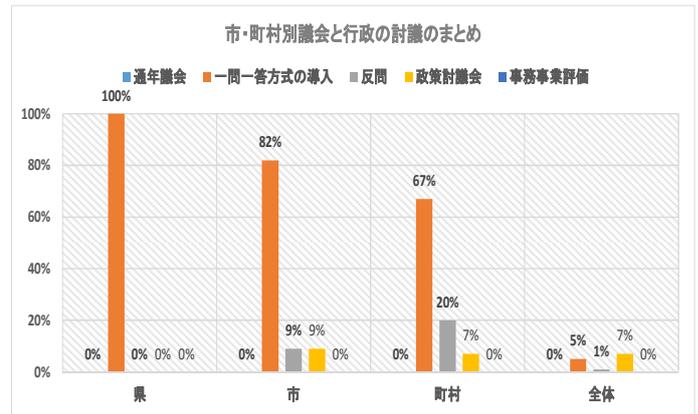
2 議会は、予算に十分反映させるため、議会の評価結果を町長等に明確に示します。

2-3 議会と行政の討議と課題共有(まとめ)

①市町村別比較

2020沖縄県内市町村別議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
県	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	0(0%)	9(82%)	1(9%)	1(9%)	0(0%)
町村	0(0%)	10(67%)	3(20%)	1(7%)	0(0%)
全体	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)

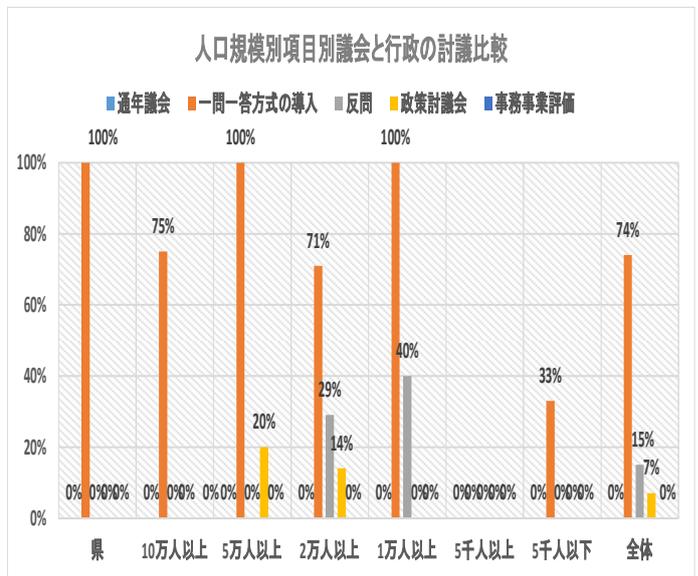


コメント: 沖縄県では、2016年調査と同様2020年調査でも「通年議会」「事務事業評価」を行っている議会はなかった。沖縄県の特徴として「議会と行政の討議」では、市議会と町村議会の差がほとんどないことである。

②人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

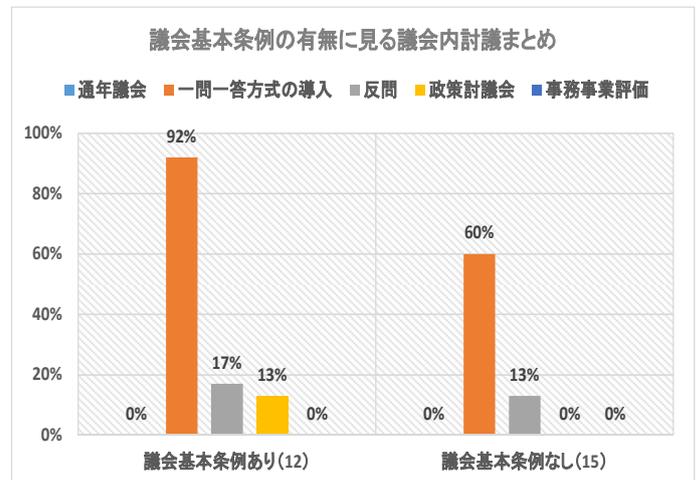
人口規模	回答数	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
県	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	4	0(0%)	3(75%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
5万人以上	5	0(0%)	5(100%)	0(0%)	1(20%)	0(0%)
2万人以上	7	0(0%)	5(71%)	2(29%)	1(14%)	0(0%)
1万人以上	5	0(0%)	5(100%)	2(40%)	0(0%)	0(0%)
5千人以上	2	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
5千人以下	3	0(0%)	1(33%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	27	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)



コメント: 人口規模が1万人以上10万人以下の比較的規模の大きな議会が「議会と行政の討議」の制度を実施しているのが沖縄県の特徴で、北海道はその逆の2万人以下の規模の小さな議会が実施主体となっているところが異なる。

③議会基本条例有無別比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
議会基本条例あり(12)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)
議会基本条例なし(15)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)



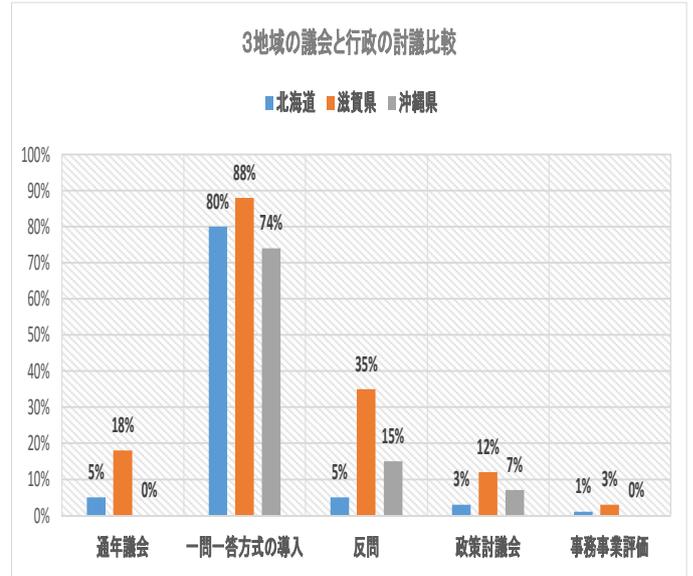
コメント: 議会基本条例があることが、制度普及に優位性があるようには見えないことから、議会基本条例が機能していないと言える。

⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の議会と行政の討議比較

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価
北海道	5%	80%	5%	3%	1%
滋賀県	18%	88%	35%	12%	3%
沖縄県	0%	74%	15%	7%	0%

コメント:3地域での導入状況を見ると、沖縄県は「一問一答方式の導入」が必須期、「反問」が普及期となっているが、滋賀県は「一問一答方式の導入」が必須期、「通年議会」「反問」「政策討議会」が普及期となっている。また、北海道では「一問一答方式の導入」のみが必須期、それ以外の「通年議会」「反問」「政策討議会」は導入期で、先駆議会のみでしか実施されていない。

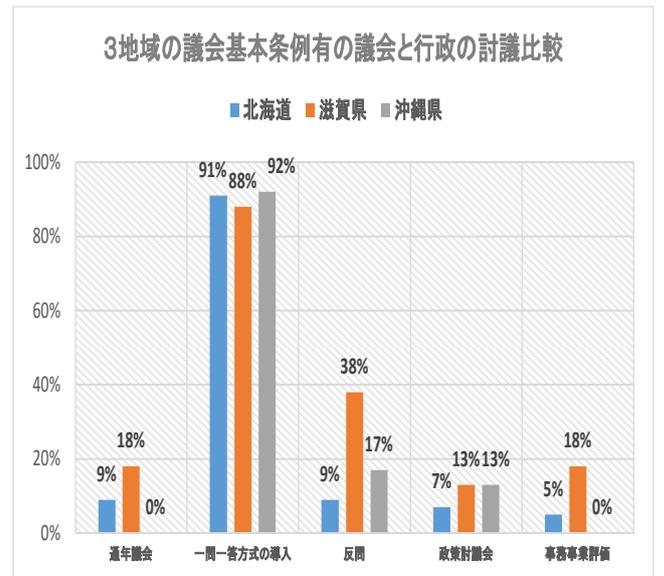


⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価		
議会基本条例あり	北海道	43(28%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)
	滋賀県	16(94%)	3(18%)	14(88%)	6((38%)	2(13%)	3(18%)
	沖縄県	12(44%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)
議会基本条例なし	北海道	109(72%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)
	滋賀県	1(6%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	15(56%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント:3地域の議会基本条例による制度導入の有効性を検証すると、同条例の普及率は滋賀県が94%、沖縄県が44%、北海道が28%と同条例に基づく制度普及の成果(実施比率)は滋賀県が一番大きく受けていることがわかる。逆に、同条例の普及率が低い北海道は同条例に基づく制度普及の成果(実施比率)は滋賀県にははるか及ばない。北海道は市町村数が滋賀県の10倍以上ある、人口規模が1万人以下の議会が68%もあるという事情を考へても実施議会が一部議会に特化し、制度を採り入れるという意欲に欠ける感がある。さらに、沖縄県では、「通年議会」と「事務事業評価」は実施比率が0%と、制度の導入がまったくない。これは、2016年調査の時と同様で、4年間まったく同じ状況であった。当然のように地域間の相違があるようだ。

2-4 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文(議案書)や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料(議案説明資料、委員会資料等)の提供(貸与を含む。)を行っていますか(2019.4~2020.3の期間の実績をお答えください)。

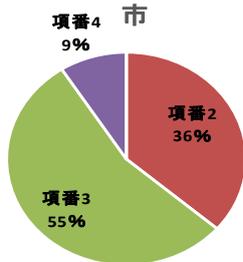
項番	内 容	県	市	自治体議会名		HPでの提供	町村	自治体議会名		HPでの提供	全体	2020比率	2016比率	北海道	滋賀県	
					比率				比率							
1	傍聴者への資料提供は行って いない		0				2				2	7%	4 (17%)	6 (4%)	0 (0%)	
2	傍聴者用に用意した資料(日程 表、議案一覧、議員質問項目 等)を提供している	1	4	浦添市 豊見城市	糸満市 南城市	36%	1	9		60%	14	52%	15 (66%)	54 (35%)	8 (47%)	
3	傍聴者へは、議員に配布されて いる資料の一部を提供している		6	宜野湾市 名護市 うるま市	石垣市 沖繩市 宮古島市	55%	2	3	恩納村 読谷村 嘉手納町	20%	9	34%	3 (13%)	44 (29%)	8 (47%)	
4	傍聴者へは、本会議において、 議員に配布されているものと 同じ資料のすべてを提供している		1	那覇市		9%	1	南風原町		7%	2	7%	1 (4%)	20 (13%)	0 (0%)	
5	傍聴者へは、本会議及び委員 会において、議員に配布されて いるものと同じ資料のすべてを 提供している		0			0%	0			0%	0	0%	0 (0%)	28 (19%)	1 (6%)	
回答数 計		1	11			100%	4	15		100%	27	100%	23	152	17	
												3~5	41%	17%	61%	53%

(注1)「HPでの提供」とは市町村のホームページに傍聴者に配布した資料が公開されている数のこと

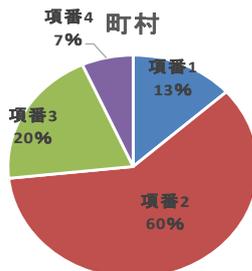
(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

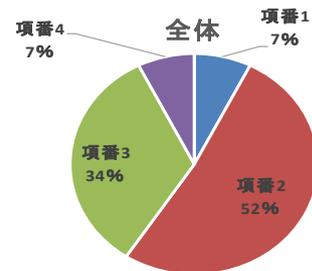
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)

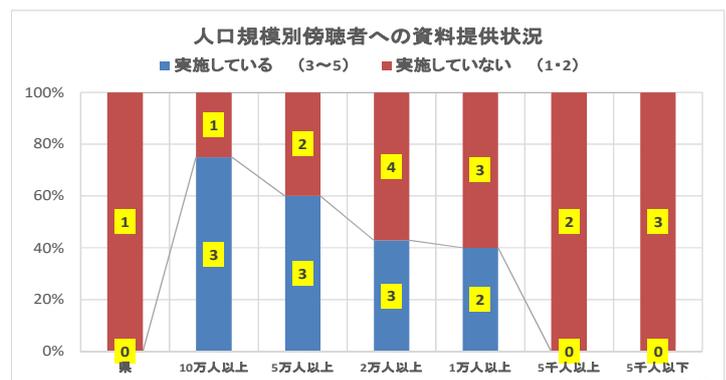


【コメント】

- 傍聴者への資料提供を行っていない(項番1)は、2議会(7%)であった。
- 傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している(項番3~5)は市議会では7議会(64%)、町村議会では4議会(27%)の全体で11議会(41%)であった。市議会では項番3の「傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部を提供している」が一番多く、町村議会では項番2の「傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している」が一番多かった。
- 全体で一番多かったのは、項番2(傍聴者用に用意した資料(日程表、議案一覧、議員質問項目等)を提供している)が14議会(52%)であった。
- 2016年調査と2020年調査とを比較すると、傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している(項番3~5)は17%(2016)から41%(2020)へと大幅に増加しており、改善が進んでいる。
- 傍聴者、すなわち住民に審議内容の資料なしで傍聴させるということは、住民に審議内容を分かってもらうという意思がないということの表れである。議会として、議員に提供されている資料と同一の資料を配布するのが当然であるべきである。
- 3地域の「傍聴者へは、議員に配布されている資料を提供している」(項番3~5)の比較では、沖縄県では11議会(41%)、北海道では92議会(61%)、滋賀県では9議会(53%)と、北海道の議会が議員に配布されている資料を傍聴者に提供しているところが多かった。

人口規模別傍聴者への資料提供状況(項番3~5)

人口規模	実施している (3~5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	0	1	1	0%	
10万人以上	3	1	4	75%	50%
5万人以上	3	2	5	60%	
2万人以上	3	4	7	43%	
1万人以上	2	3	5	40%	
5千人以上	0	2	2	0%	0%
5千人以下	0	3	3	0%	
計	11	16	27	41%	



問13 会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継

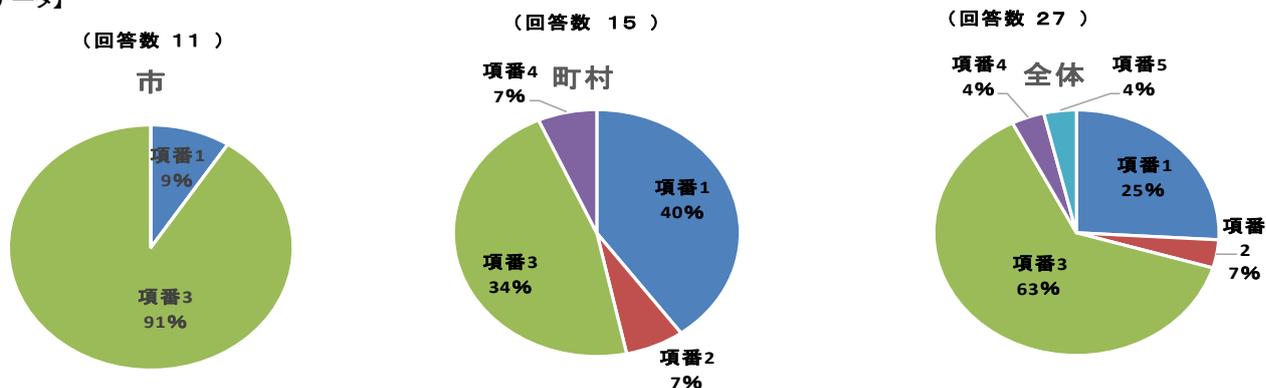
会議の中継を行っていますか(2019.4~2020.3の期間の実績をお答えください)

項番	内 容	県	市		自治体議会名	町村		自治体議会名	全体		2016 比率	北海道	滋賀県
			比率	自治体議会名		比率	自治体議会名		比率	比率			
1	行っていない		1	9%	浦添市	6	40%		7	26%	9 (39%)	78 (52%)	2 (12%)
2	検討中		0	0%		1	7%	八重瀬町	1	4%	2 (9%)	11 (7%)	0 (0%)
3	本会議のみライブ中継を行っている		10	91%		7	34%		17	62%	10 (43%)	46 (31%)	14 (82%)
4	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継を行っている		0	0%		1	7%	座間味村	1	4%	2 (9%)	2 (1%)	1 (6%)
5	本会議及びすべての委員会(常任・特別・議会運営委員会)のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている	1	0	0%			0%		1	4%	0 (0%)	14 (9%)	0 (0%)
回答数 計		1	11	100%		15	100%		27	100%	23	151	17
									3~5	70%	52%	41%	88%

(注1)「配信あり」はオンデマンド配信を行っているもの

(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

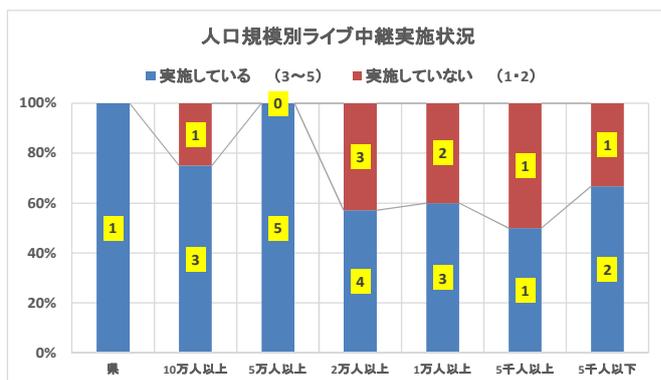


【コメント】

- ①「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3~5)は19議会(70%)であった。2016年調査では12議会(52%)とライブ中継を行っている議会の増加があった。
- ②「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っている」(項番3~5)は、県議会、市議会では10議会(91%)、町村議会では8議会(41%)と、町村議会の方がライブ中継を行っている。
- ③「会議のインターネット(CATVを含む)によるライブ中継を行っていないと検討中」(項番1・2)の経年比較では、2016年調査では11議会(48%)、2020年調査では8議会(30%)と、大幅な改善が見られる。
- ④3地域の「ライブ中継を行っている」(項番3~5)の比較では、沖縄県では19議会(70%)、北海道では62議会(41%)、滋賀県では15議会(88%)と、北海道でのライブ中継を行っている議会の比率が低い。

人口規模別ライブ中継実施状況(項番3~5)

人口規模	実施している(3~5)	実施していない(1・2)	計	実施比率	備考
県	1		1	100%	86%
10万人以上	3	1	4	75%	
5万人以上	5	0	5	100%	
2万人以上	4	3	7	57%	
1万人以上	3	2	5	60%	
5千人以上	1	1	2	50%	60%
5千人以下	2	1	3	67%	
計	19	8	27	70%	



問14 議会日程等の広報

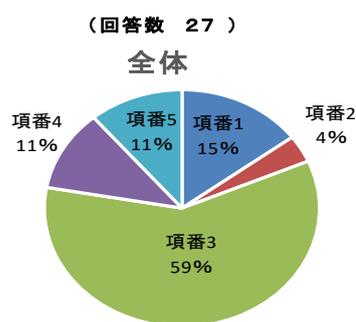
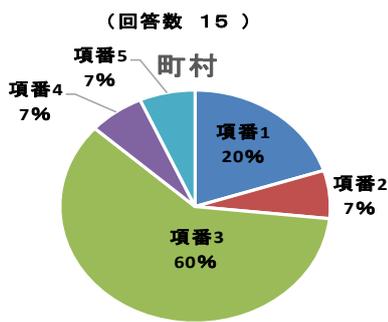
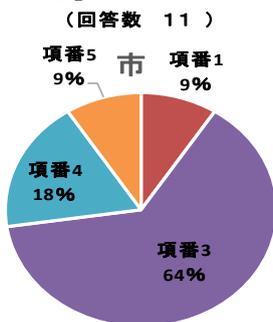
本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016比 率	北海道	滋賀県		
			自治体名	比率	自治体名	比率							
1	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない		1	石垣市	9%	3	本部町 座間味村 渡名喜村	20%	4	15%	6 (26%)	34 (23%)	0 (0%)
2	ホームページで、議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる		0		0%	1	竹富町	7%	1	4%	4 (17%)	37 (25%)	0 (0%)
3	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる		7		64%	9		60%	16	59%	10 (44%)	64 (42%)	9 (43%)
4	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程後、議案本文(議案書)も閲覧できる		2	豊見城市 宮古島市	18%	1	南風原町	7%	3	11%	3 (13%)	2 (1%)	3 (18%)
5	ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議への上程前に、議案本文(議案書)も閲覧できる	1	1	那覇市	9%	1	八重瀬町	7%	3	11%	0 (0%)	14 (9%)	5 (29%)
回答数 計		1	11		100%	15		100%	27	100%	100%	151	17

(注) 太字は議会基本条例施行市町村

3～5	81%	57%	52%	100%
-----	-----	-----	-----	------

【グラフデータ】

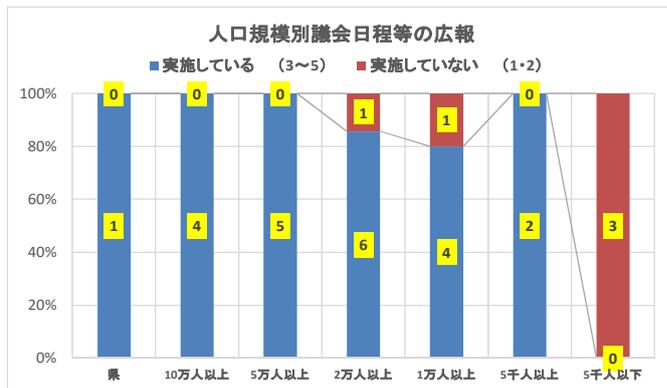


【コメント】

- ①「議会日程等をホームページで一切広報していない議会」(項番1)は、4議会(15%)あった。
- ②「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)は、県議会、市議会10議会(91%)、町村議会11議会(74%)と、全体でも22議会(81%)の議会で行っている。
- ③市議会では議会日程等の周知にホームページを活用していない議会は無であった。議会日程等の広報は、市・町村共通に「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる(項番3)」が一番高い比率であった。[市(64%)、町村(60%)]
- ④2016年調査の「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)は57%であったのに、2020年調査では81%と大幅な改善が見られる。
- ⑤3地域の「ホームページで、議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる」(項番3～5)の比較では、沖縄県は22議会(81%)、滋賀県17議会(100%)、北海道は80議会(52%)と、滋賀県、沖縄県の8割以上の議会で行われているが、北海道では5割位の議会でしか行われていない。

人口規模別議会日程等の広報状況(項番3～5)

人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	1	0	1	100%	
10万人以上	4	0	4	100%	100%
5万人以上	5	0	5	100%	
2万人以上	6	1	7	86%	
1万人以上	4	1	5	80%	40%
5千人以上	2	0	2	100%	
5千人以下	0	3	3	0%	
計	22	5	27	81%	



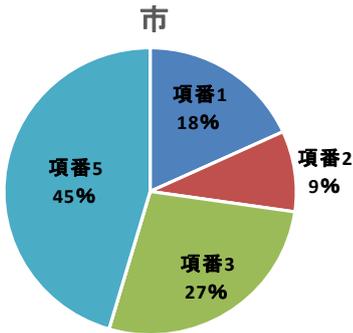
問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

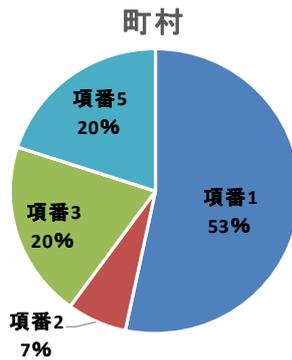
項番	内 容	県	市		町村		全体	2020 比率	2016 比率	北海道	滋賀県		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名							
1	議案に対する賛否は公開していない		2	18%	石垣市 宮古島市	8	53%		10	37%	10 (43%)	85 (56%)	1 (6%)
2	検討中		1	9%	糸満市	1	7%	八重瀬町	2	7%	2 (9%)	4 (3%)	1 (6%)
3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している		3	27%	浦添市 沖縄市 うるま市	3	20%	北中城村 中城村 西原町	6	22%	9 (39%)	49 (32%)	8 (47%)
4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、会派単位の賛否を公開している		0	0%		0	0%		0	0%	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、各議員個別の賛否を公開している	1	5	45%	那覇市 宜野湾市 名護市 豊見城市 南城市	3	20%	読谷村 嘉手納町 南風原町	9	34%	2 (9%)	14 (9%)	7 (41%)
回答数 計		1	11	100%		15	100%		27	100%	100%	152	17
									3~5	56%	48%	41%	88%

(注) 太字は議会基本条例施行市町村
【グラフデータ】

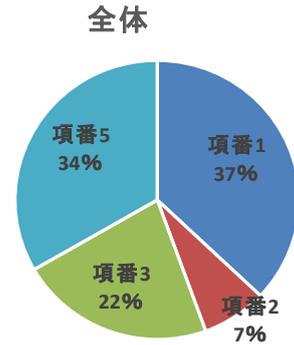
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

- ①議案に対する賛否を公開していない(項番1~2)議会は、12議会(44%)であった。
- ②議案に対する賛否を公開している(項番3~5)議会は、15議会(56%)であった。
- ③議案に対する賛否の公開は、条例規則(項番4・5)によるは9議会(34%)、申し合わせ(項番3)によるは6議会(22%)と、申し合わせ(項番3)による賛否の公開より議会基本条例による(項番5)の比率が高い。
- ④2016年調査の「議案に対する賛否を公開している」(項番3~5)は48%であったのに、2020年調査では56%と、改善が見られる。
- ⑤3地域の「議案に対する賛否を公開している」(項番3~5)の比較では、滋賀県が15議会(88%)に対し、北海道は63議会(41%)、沖縄県は15議会(56%)と、3地域の比較では滋賀県内議会での議案に対する賛否を公開している議会の比率が高い。

人口規模別賛否の公開実施状況(項番3~5)

人口規模	実施状況		計	実施比率	備考
	実施している(3~5)	実施していない(1・2)			
県	1	0	1	100%	68%
10万人以上	4	0	4	100%	
5万人以上	3	2	5	60%	
2万人以上	5	2	7	71%	
1万人以上	2	3	5	40%	
5千人以上	0	2	2	0%	0%
5千人以下	0	3	3	0%	
計	15	12	27	56%	

沖縄県の議案に対する賛否の公開状況(項番3~5)

項目	県		市		町村		全体		
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率	
公開単位	会派単位			0%		0%	0	0%	
	議員個別	1	100%	8	100%	6	100%	15	100%
	未回答			0%		0%	0	0%	
計	1	100%	8	100%	6	100%	15	100%	
公開媒体	議会広報		1	13%	2	33%	3	20%	
	ホームページ	1	100%		0%	3	50%	4	27%
	議会広報+ホームページ			7	88%			7	66%
	未回答			0%	1	17%	1	7%	
計	1	100%	8	100%	6	100%	15	100%	

問16 議会の審議結果状況の報告の場(議会報告会等)

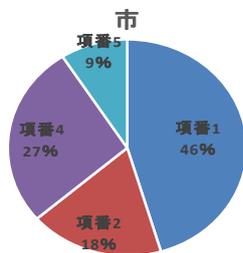
議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を2019.4～2020.3の期間、行なっていますか。

項番	内 容	県 市			町村			全体			2016 比率	北海道	滋賀県		
		自治体議会名	比率	要綱有	自治体議会名	比率	要綱有	比率	要綱有						
1	設けていない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	5	46%	9	60%	15	55%	14 (61%)	82 (54%)	5 (29%)				
2	検討中		2	糸満市 宮古島市	18%	2	恩納村 八重瀬町	13%	4	3 (13%)	9 (6%)	1 (6%)			
3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている		0		0%	1	久米島町	7%	1	0 (0%)	28 (18%)	3 (18%)			
4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている		3	宜野湾市 名護市 南城市	27%	3	嘉手納町 中城村 南風原町	20%	6	5 (22%)	28 (18%)	6 (35%)			
5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている		1	那覇市	9%			0%	1	1 (4%)	5 (4%)	2 (12%)			
回答数 計		1	11	100%	2	15	100%	2	27	100%	4	23	152	17	
										3～5	30%	50%	26%	40%	65%

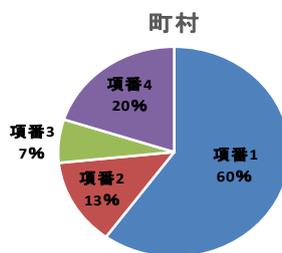
(注1)「要綱有」は議会報告会の開催に関する要綱の有無 (注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

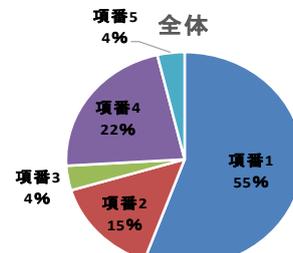
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



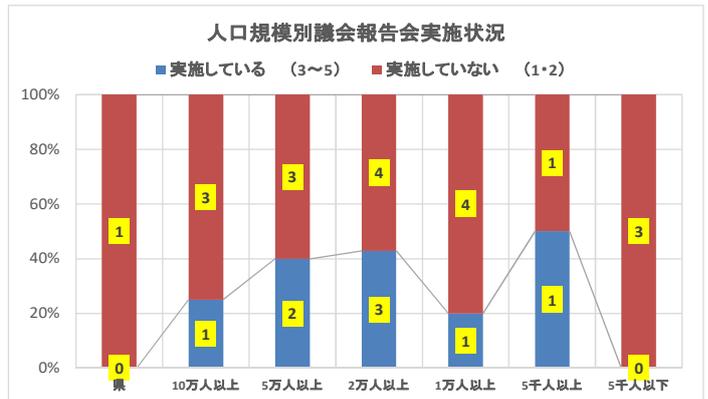
【コメント】

- 議会報告会等を行っている議会(項番3～5)は、8議会(30%)で、市議会は4議会(36%)、町村議会は4議会(27%)と、比率では町村議会より市議会の方が議会報告会を行っている議会の比率が高かった。
- 条例規則に基づき議会報告会を開催している実績は1回という議会(項番4)は6議会(22%)、複数回(項番5)は1議会(4%)と1回実施が多い。
- 議会報告会実施要綱の規程状況は、議会報告会等を行っている議会(項番3～5)の8議会中4議会(50%)が議会報告会のルールを定めている。
- 2016年調査の「議会報告会等を行っている議会」(項番3～5)は26%であったのに、2020年調査では30%と改善が見られる。
- 次頁の議会報告会のパターンは、市議会と町村議会共に②定期意見聴取型が多かった。《市議会は4議会(100%)、町村議会は4議会(100%)》議会報告会の性格は②定期意見聴取型が多いことがわかる。
- 議会報告会等を行っているを3地域比較すると、沖縄県8議会(30%)、北海道61議会(40%)、滋賀県11議会(65%)と、沖縄県の議会では議会報告会等の実施が進んでいない。
- 議会報告会の課題としては、議会側の課題として、「様々な媒体で広報しているが参加者が増えない」、市民側の課題として「町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない」「市民は、議会(議員)を難しく捉えているようで、まだ身近な存在になっていない」などがあるが、宜野湾市議会の試み「議会報告及び市民との意見交換会については、議会報告の時間を35分間、意見交換の時間を40分間と設定したが、意見交換の時間が少ないとの指摘があり、次年度以降の課題とし、改善に努めている」は議会報告会単独ではなく、意見交換会をセットで住民の政策課題発見に重きを置いた試みとさらに、議会内の議論を広報広聴委員会で行う仕組みがあることが、他にはない試みのように見える。議会報告会の運営は曲がり角に来ているように思うが、議会が議会報告会で、一方的に議会審議内容を議会報告として行ったとしても住民は何ら住民との関係を理解できない。なぜなら、住民が問題としたい課題と隔たりがあるからで、住民の課題(意見)提起の場である意見交換会を出発点とし、住民から提起された課題や議員自ら提起した政策を議会内で討議、検討し、それを基に首長との議論、議会提言による行政政策への反映を行い、または反映できなかった課題を報告する場が議会報告会とすると、住民の参加意欲と議員の力量が試される緊張感も生まれる。それにより、住民の意見が、議会でどのように議論され、議会の政策になり、首長の政策に反映する議会の政策形成システムが回り始める。このように、意見交換会と議会報告会を一連のシステムとして運営することを提案したい。

①人口規模別議会報告会実施状況

人口規模別議会報告会の開催状況(項番3～5)

人口規模	実施している (3～5)	実施していない (1・2)	計	実施比率	備考
県	0	1	1	0%	
10万人以上	1	3	4	25%	36%
5万人以上	2	3	5	40%	
2万人以上	3	4	7	43%	
1万人以上	1	4	5	20%	20%
5千人以上	1	1	2	50%	
5千人以下	0	3	3	0%	
計	8	19	27	30%	



②議会報告会のパターン

2020議会報告会のパターン

市町村 項目	市		町村		全体	
	議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
①随時意見聴取型(随時テーマを設定し意見聴取を行う)		0%		0%	0	0%
②定期意見聴取型(広く市政・議会運営に関する意見交換を行う)	4	100%	4	100%	8	100%
③定期地域個別型(開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う)		0%		0%	0	0%
その他(①+②、①+③)		0%		0%	0	0%
計	4	100%	4	100%	8	100%

③議会報告会の結果を受けての議論内容

2019.4～2020.3の議会報告会で議論された政策課題を委員会等で議論を行った内容

議会名	議論の内容
那覇市	内容によっては各委員会等で所管事務調査を行っている。
宜野湾市	政策討論会の中に分科会を設けており、議会報告及び意見交換会で聴取した意見について協議し、政策提言や市当局への申し送りを行っている。
南城市	市内線バスの運行について

④議会報告会の課題

2020議会報告会における現在の課題

議会名	議会側の課題	市(町)民側の課題
那覇市	①年2回5会場で開催しているが、第一部の報告では予算決算常任委員会を含む5常任委員会がテーマを設定して行うが、地域ごとの課題に沿ったテーマの設定が難しい。 ②第二部の意見交換は好評であるが建設的な意見を導き出すことが難しく政策形成には至っていない。	①市民は、議会(議員)を難しく捉えているようで、まだ身近な存在になっていない。 ②市民は地域課題をテーマに意見交換を行いたい。
宜野湾市	①令和元年度の議会報告及び市民との意見交換会については、議会報告の時間を35分間、意見交換の時間を40分間と設定したが、意見交換の時間が少ないとの指摘があり、次年度以降の課題とし、改善に努めている。 ②市民からの質問に対し、聴取する姿勢を取るべきであるが、議員が個別に回答してしまう事例があった。広報広聴委員会において、次年度に向けた対策を予定している。	特定の事項に関する質問が集中してしまい、地域特有の課題等を発言する機会が少なくなってしまう。次年度以降は、意見交換の際にグループワーク方式を取り入れ、均等に意見聴取を行うよう改善する予定である。
名護市	積極的に意見を聴く方法を模索する必要がある。	急に「意見を」と言われても分からない。
南城市	様々な媒体で広報しているが参加者が増えない	
嘉手納町	意見交換した件はその後どうなったのか説明がない	町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
中城村	年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	村民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。
久米島町	開催場所を、増やすことへの対応	地域の集会場等以外での開催へは、なかなか参加してもらえない。

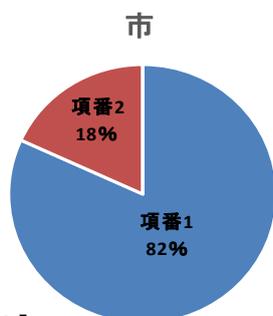
問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

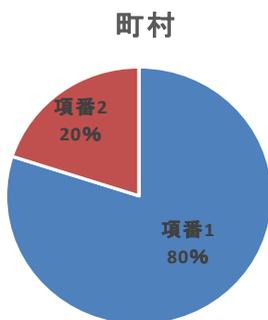
項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	2016 比率	北海道	滋賀県		
			自治体名	比率	自治体名	比率							
1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、実施していない)	1	9	82%	12	80%	22	81%	22 (96%)	136 (89%)	15 (88%)		
2	検討中		2	糸満市 宮古島市	18%	3	恩納村 渡名喜村 八重瀬町	20%	5	1 (4%)	7 (5%)	2 (12%)	
3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)		0		0%	0		0%	0 (0%)	3 (2%)	0 (0%)		
4					0%			0%					
5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している		0		0%	0		0%	0 (0%)	6 (4%)	0 (0%)		
回答数 計		1	11		100%	15		100%	27	100%	23	152	17
									3・5	0%	0%	6%	0%

【グラフデータ】

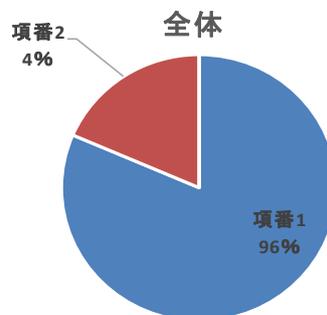
(回答数 11)



(回答数 15)



(回答数 27)



【コメント】

- ①議会モニターを行っている議会(項番3・5)は0議会(0%)であった。
- ②議会モニターを検討中議会(項番2)は、市議会では2議会(18%)、町村議会では3議会(20%)と、議会モニターを検討中は5議会(19%)であった。
- ③3地域の「議会モニター制度を行っている」(項番3・5)の比較では、滋賀県は0議会、北海道は9議会(6%)、沖縄県は0議会(0%)と、「議会モニター制度を行っている」議会は北海道のみであった。北海道の議会モニター制度を行っている議会は人口規模が5万人以下の市町村で行われている。人口規模が小さい市町村議会では住民の声を議会運営に反映しやすいので、人口規模が小さい市町村議会が多い北海道や沖縄県に向けた制度である。
- ④議会モニター制度の意義は、議会が真に住民が求める情報発信や議会の議決過程に住民参加が行われているか、住民の目線で評価されることにある。まさに、議会は住民のためにあることを実感する制度である。議会モニター制度は、議員の成り手確保対策になるといった意見もあり、議員の成り手がいないというまちの議会には、議員の担い手確保策として注目されている。

浦幌町議会基本条例(北海道)

(議会モニターの設定) 第17条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置する。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

浦幌町議会モニター設置要綱

(職務) 第9条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

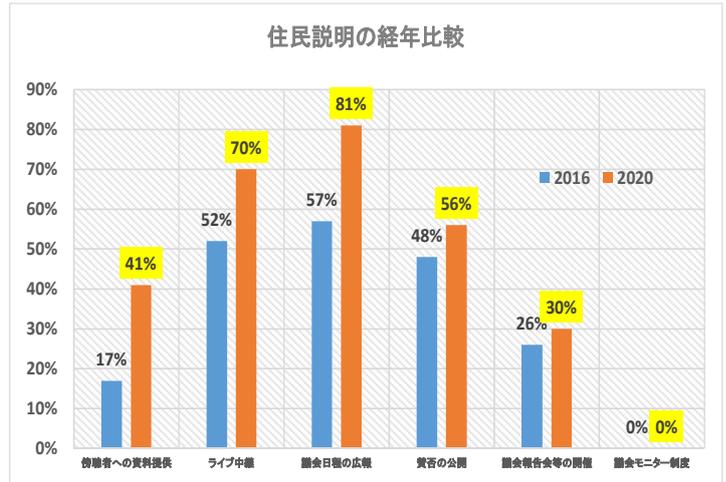
- (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
- (2) 「浦幌町議会だより」及び「浦幌町議会ホームページ」に関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 町議会議員と1年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (5) 浦幌町議会モニター会議(以下「議会モニター会議」という。)に出席すること。
- (6) その他議長が必要と認めたこと。

2-4 住民説明(まとめ)

①経年別比較

2020沖縄内経年別住民説明比較

調査年	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
2016	17%	52%	57%	48%	26%	0%
2020	41%	70%	81%	56%	30%	0%

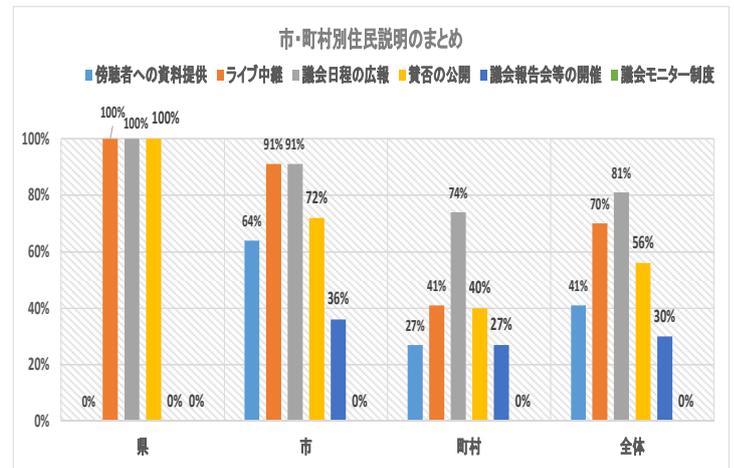


コメント:「議会モニター制度」以外の5項目すべて、実施比率が上昇し、「住民説明」が進展している。

②市町村別比較

2020沖縄内市町村別住民説明比較

項目	回答数	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	11	7(64%)	10(91%)	10(91%)	8(72%)	4(36%)	0(0%)
町村	15	4(27%)	8(41%)	11(74%)	6(40%)	4(27%)	0(0%)
全体	27	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)	0(0%)

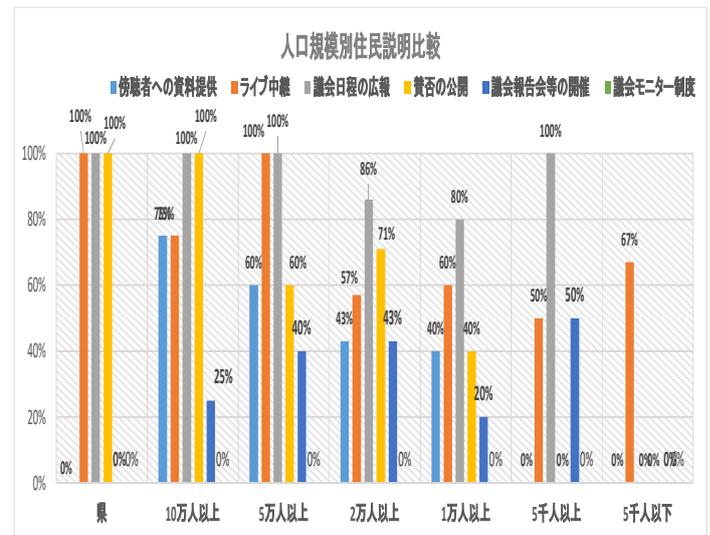


コメント:「議会モニター制度」以外の5項目中3項目が必須期、2項目が普及期と制度導入が進展している。

③人口規模別比較

2020人口規模別項目別実施状況(項番3~5)

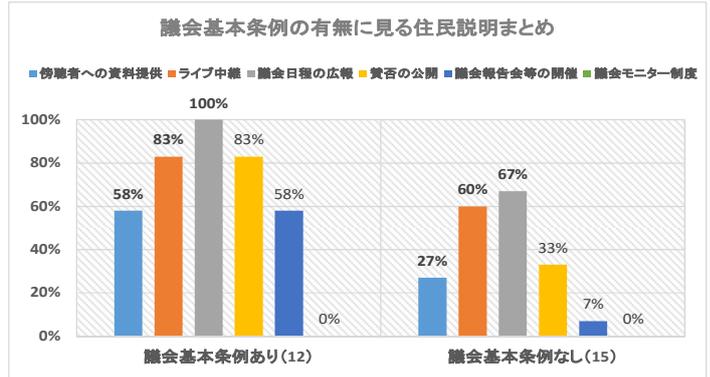
人口規模	回答数	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
県	1	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
10万人以上	4	3(75%)	3(75%)	4(100%)	4(100%)	1(25%)	0(0%)
5万人以上	5	3(60%)	5(100%)	5(100%)	3(60%)	2(40%)	0(0%)
2万人以上	7	3(43%)	4(57%)	6(86%)	5(71%)	3(43%)	0(0%)
1万人以上	5	2(40%)	3(60%)	4(80%)	2(40%)	1(20%)	0(0%)
5千人以上	2	0(0%)	1(50%)	2(100%)	0(0%)	1(50%)	0(0%)
5千人以下	3	0(0%)	2(67%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
計	27	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)	0(0%)



コメント:人口規模1万人以上と以下で制度導入に二極化が見られる。

④議会基本条例有無別比較

項目	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
議会基本条例あり(12)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし(15)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)

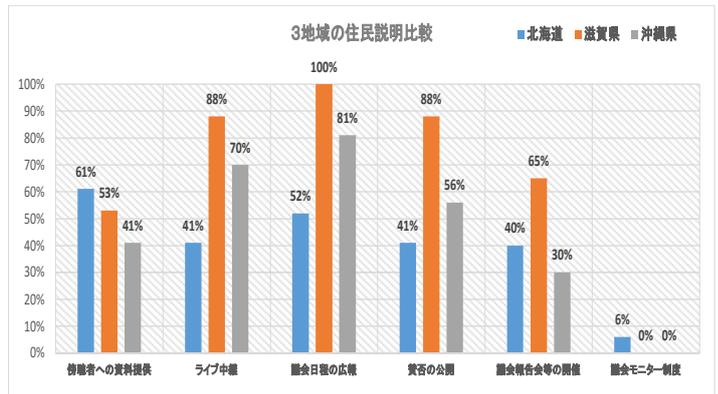


コメント:「議会モニター制度」以外の5項目すべてで、議会基本条例ありが制度導入に効果があることを示している。

⑤3地域のまとめ全体比較

3地域の住民説明比較

項目	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
北海道	61%	41%	52%	41%	40%	6%
滋賀県	53%	88%	100%	88%	65%	0%
沖縄県	41%	70%	81%	56%	30%	0%



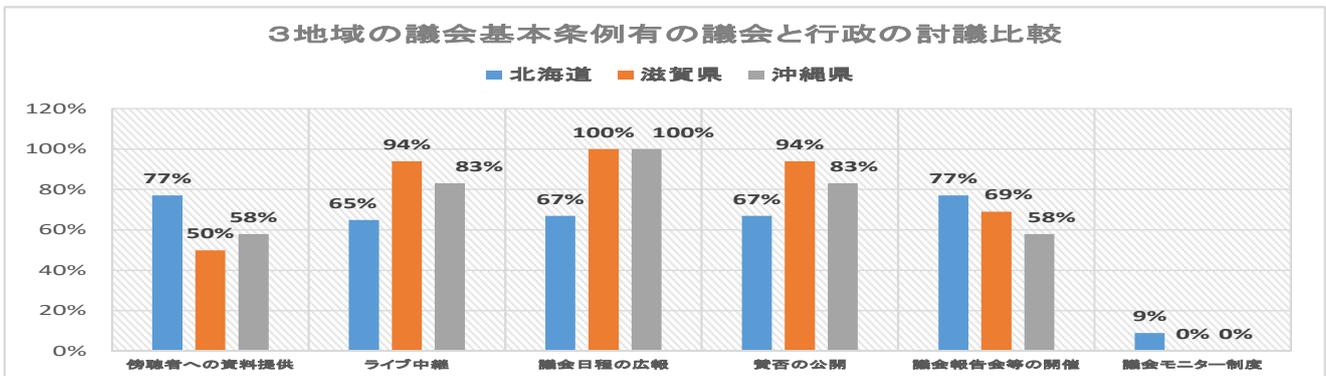
コメント:必須期の数と比較すると、滋賀県が5項目、沖縄県が3項目、北海道が2項目と、「住民説明」に関しては、滋賀県が一番制度導入が進んでいる。

⑥3地域の議会基本条例有無全体比較

議会基本条例有無比較(項番3~5の比率)

項目	北海道	滋賀県	沖縄県	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会モニター制度
議会基本条例あり	北海道	43(28%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)	
	滋賀県	16(94%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)	
	沖縄県	12(44%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)	
議会基本条例なし	北海道	109(72%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)	
	滋賀県	1(6%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	
	沖縄県	15(56%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)	

(注)自治体数及び比率は回答をベースとする



コメント:議会基本条例がない議会での制度導入状況を見ると、「議会モニター制度」を除いて、3地域共に必須期や普及期となっており、「住民説明」の5つの制度は定着した制度となっているといえるのではないかと。

2-5 その他

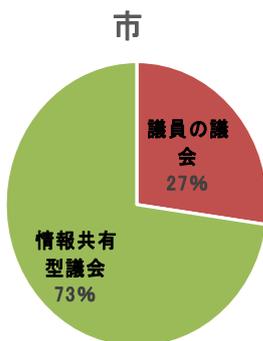
問18 議会活動の認識(理念)

2019.4～2020.3の期間、貴議会の議会活動は、議員のみの活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動(住民との情報共有議会・住民参加型議会)に重点を置いた活動か、議会の認識はどれですか

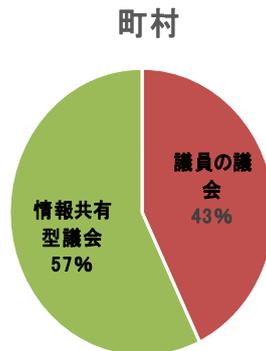
項番	内 容	県	市		自治体議会名		町村		自治体議会名		全体	比率	北海道 比率	滋賀県 比率
			比率		比率									
1	選挙で選ばれた議員のみの議会	1	3	27%	石垣市 糸満市 うるま市	6	43%	宜野座村 金武町 読谷村 北中城村 中城村 座間味村	10	38%	62 (42%)	3 (18%)		
2	住民との情報共有型議会		8	73%	那覇市 宜野湾市 浦添市 名護市 沖縄市 豊見城市 宮古島市 南城市	8	57%	本部町 恩納村 嘉手納町 西原町 南風原町 渡名喜村 久米島町 竹富町	16	62%	77 (51%)	12 (70%)		
3	住民参加型議会		0	0%		0	0%		0	0%	10 (7%)	2 (12%)		
回答数 計		1	11	100%		14	100%		26	100%	149	17		
									項番3	0%	7%	12%		

(注1)未回答議会が町村議会1議会あった。(注2)太字は議会基本条例施行市町村【グラフデータ】

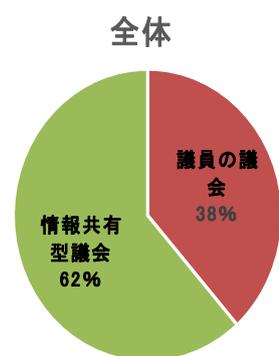
(回答数 11)



(回答数 14)



(回答数 26)



【コメント】

①市議会の活動の中心は「住民との情報共有型議会」(73%)であった。また、町村議会の活動の中心は「住民との情報共有型議会」(57%)と、沖縄県内議会の中心は「住民との情報共有型議会」であった。残念なことは、「住民参加型議会」が、市議会、町村議会共に0議会であったことである。議会活動の目的は「住民参加型議会」になることと考えれば、道のりは厳しいように思う。

②3地域の比較では、「住民参加型議会」の比率は滋賀県が12%、北海道が7%、沖縄県が0%という結果であった。また、「議員のみの議会」の比率では、北海道は42%、沖縄県が38%、滋賀県が18%と北海道の比率が高い結果であった。3地域共通なのが、「住民との情報共有型議会」の比率が滋賀県70%、沖縄県62%、北海道51%と、議会活動の中心が「住民との情報共有型議会」であることがわかる。議会の目指すべき活動を「住民参加型議会」とすると、道半ばという状況に見える。

問19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況(議会基本条例施行議会のみ対象)

2019.4～2020.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

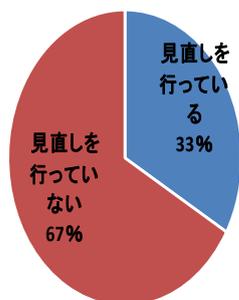
項番	内 容	県	市				町村				全体	比率	北海道 比率	滋賀県 比率		
			比率	条例改正 実施	自治体議会名	条例改正 未実施	比率	条例改正 実施	自治体議会名	条例改正 未実施						
1	見直しを行っている		2	33%	0	那覇市 宮古島市	2	1	25%	0		1	3	27%	14 (33%)	5 (31%)
2	見直しを行っていない	1	4	67%		宜野湾市 名護市 豊見城市 南城市		3	75%		諫谷村 嘉手納町 中城村		8	73%	29 (67%)	11 (69%)
回答数 計		1	6	100%				4	100%				11	100%	43	16
												項番1	27%	33%	31%	

(注1)未回答議会が市議会1議会あった。(注2)太字は議会基本条例施行市町村

【グラフデータ】

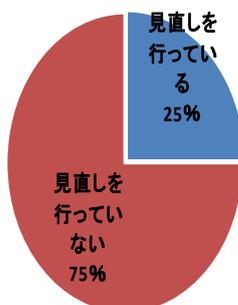
(回答数 6)

市



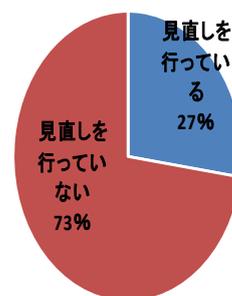
(回答数 4)

町村



(回答数 11)

全体



【コメント】

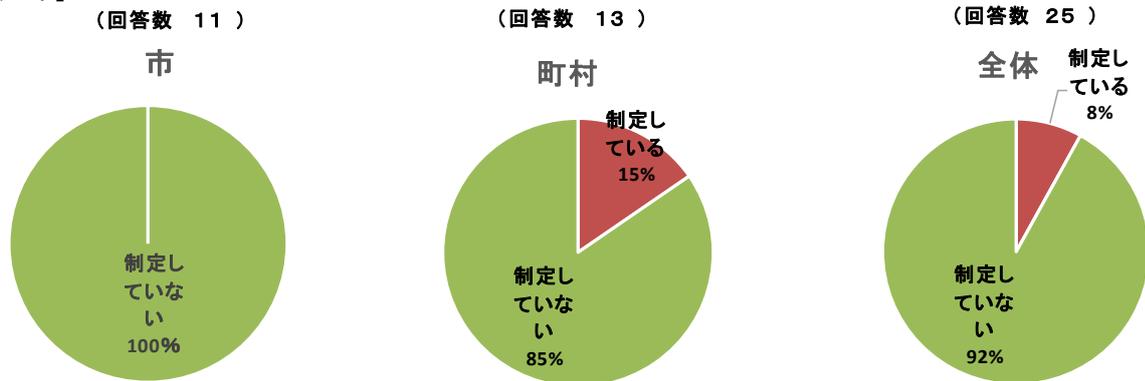
- ①議会基本条例の見直しを行ったのは、回答があった11議会中3議会(27%)で、その内議会基本条例を改正したのは0議会(0%)であった。
- ②3地域の比較でも議会基本条例の見直しを行ったのは、議会基本条例施行議会の3割で、実際に議会基本条例を改正した議会は北海道の1議会のみであった。議会基本条例は創っておしまいではなく、普段の見直しが必要ではないか。見直し作業の中で、新たな気づき生まれ、より身近な条例となっていくのではないか。

問20 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	2016 比率	北海道 比率	滋賀県 比率	
			自治体議会名	比率	自治体議会名	比率						
1	制定している		0		2	嘉手納町 竹富町	15%	2	8%	0 (0%)	21 (14%)	14 (82%)
2	制定していない	1	11		11		85%	23	92%	23 (100%)	130 (86%)	3 (18%)
回答数 計		1	11		13		100%	25	100%	23%	151	17
								項番1	8%	0%	14%	82%

【グラフデータ】



【コメント】

- ①政治倫理条例を制定しているのは、2議会(8%)であった。市議会では0%、町村議会では2議会(15%)で制定している。
- ②2016年調査では政治倫理条例制定議会は0議会であったが、2020年調査では2議会(8%)と、増加した。沖縄県比2
- ③3地域の政治倫理条例を制定している議会の比率では、滋賀県は14議会(82%)で制定しているのに対し、北海道は21議会(14%)、沖縄県は2議会(8%)と、地域間の相違が大きく表れている。政治倫理条例がある議会は議会の品位と名誉を損なうことはしないという宣言をしている議会であり、議会の必須条例ではないか。

登別市議会議員政治倫理条例(北海道)
(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 納税等の義務を履行するとともに、その品位及び名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。
- (2) その地位を利用していかなる金品も授受してはならない。
- (3) 職務上知り得た情報を不正に行使してはならない。
- (4) 市が行う入札行為及び請負契約、委託契約、物品納入契約等に関して、特定の業者を仲介するなどの不正な行為をしてはならない。
- (5) 市職員(嘱託員及び臨時職員を含む。以下同じ。)の公正な職務執行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけてはならない。
- (6) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。
- (7) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。
- (8) 市民から公正な職務の遂行に反する行為を求められた場合には、これに応じてはならない。

問21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	2016 比率	北海道	滋賀県 比率		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名							
1	追加している		10	91%		12	86%		22	85%	11 (48%)	114 (75%)	16 (94%)
	内 訳	基本構想のみ	4	36%	糸満市 沖縄市 豊見城市 宮古島市	7	50%	恩納村 宜野座村 読谷村 嘉手納町 北中城村 渡名喜村 久米島町	11	42%	2 (9%)	53 (35%)	3 (18%)
		基本構想・基本計画	6	55%	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 うるま市 南城市	4	29%	本部町 西原町 南風原町 竹富町	10	38%	6 (26%)	52 (34%)	13 (76%)
		基本構想・基本計画・実施計画	0	0%		1	7%	中城村	1	4%	3 (13%)	8 (4%)	0 (0%)
2	追加していない	1	1	9%	浦添市	2	14%	金武町 座間味村	4	15%	12 (52%)	37 (25%)	1 (6%)
回答数 計		1	11	100%		14	100%		26	100%	23	151	17
									追加有	85%	48%	75%	94%

(注1) 太字は議会基本条例施行市町村 (注2) 内訳未回答町村議会1議会あり

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

項番	内 容	県	市		町村		全体	比率	2016 比率	北海道	滋賀県 比率		
			比率	自治体議会名	比率	自治体議会名							
1	追加している		8	73%		6	40%		14	52%	8 (35%)	88 (58%)	9 (53%)
2	追加していない	1	3	27%		6	40%		10	37%	15 (65%)	59 (39%)	8 (47%)
3	無記入		0	0%		3	20%		3	11%		5 (3%)	
回答数 計		1	11	100%		15	100%		27	100%	23	152	17
									追加有	52%	35%	58%	53%

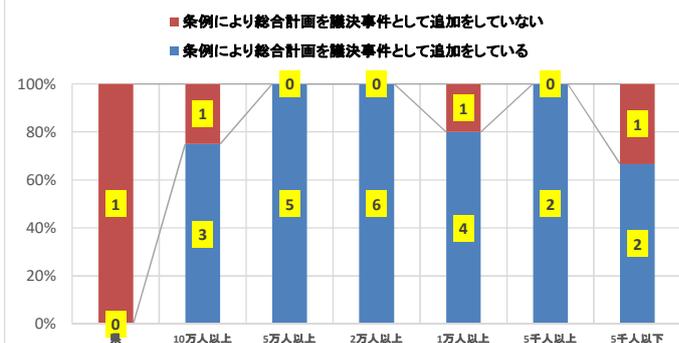
【コメント】

- ① 議決事件の追加について、条例により総合計画を議決事件として追加しているのは、22議会(85%)であった。内訳を見ると、ア. 基本構想のみ追加しているのは11議会(42%)、イ. 基本構想・基本計画を追加しているのは10議会(38%)、ウ. 基本構想・基本計画・実施計画を追加しているのは1議会(4%)となっている。総合計画以外の議決事件を追加しているのは、14議会(52%)であった。
- ② 前回の2016調査の総合計画を議決事件として追加している比率を比較すると、2016年調査では11議会(48%)、2020年調査では22議会(85%)と、大幅に改善している。
- ③ 3地域の総合計画を議決事件として追加している比率を比較すると、滋賀県が94%、沖縄県が85%、北海道が75%と、滋賀県内議会では定着していることがわかる。また、総合計画の議決範囲の一番を比較すると、滋賀県は「基本構想・基本計画」(76%)、沖縄県と北海道は「基本構想」が一番であった。

人口規模別議会報告会の開催状況(項番3~5)

人口規模	条例により総合計画を議決事件として追加をしている	条例により総合計画を議決事件として追加をしていない	計	実施比率	備考
県	0	1	1	0%	
10万人以上	3	1	4	75%	86%
5万人以上	5	0	5	100%	
2万人以上	6	0	6	100%	
1万人以上	4	1	5	80%	
5千人以上	2	0	2	100%	80%
5千人以下	2	1	3	67%	
計	22	4	26	85%	

人口規模別総合計画を議決事件として追加の有無

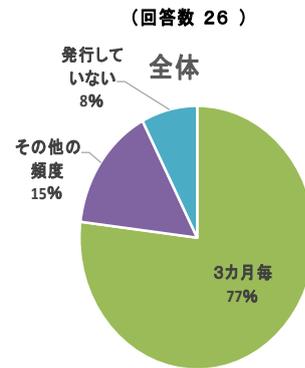
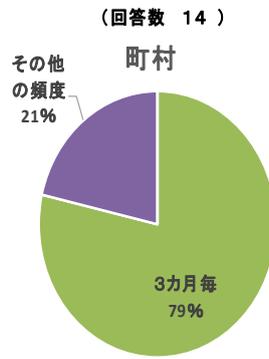
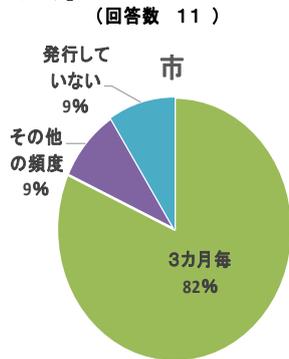


問22 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

- (1)議会だよりの発行頻度
 (2)議会だよりに向けた住民アンケートの実施状況(2019.4～2020.3の間)
 (3)議会だよりの発行のための広聴広報委員会の設置の有無(2019.4～2020.3の間)

項番	内 容	県	市	比率	住民アンケートの実施有	自治体議会名	広聴広報委員会の設置の有	町村	比率	住民アンケートの実施有	自治体議会名	広聴広報委員会の設置の有	全体	比率	2016比率	北海道比率	滋賀県比率	
																		比率
1	毎月		0	0%	0		0	0	0%	0		0	0	0%	0 (0%)	2 (1%)	0 (0%)	
2	3カ月毎(基本+随時)		9	82%	1		7	11	79%	1		10	20	77%	17 (74%)	133 (88%)	15 (88%)	
3	その他の頻度		1	9%	0	南城市(定例会毎)	1	3	21%	0	宜野座村(年4回) 座間味村(年1回) 渡名喜村(年2回)	2	4	15%	4 (17%)	14 (10%)	2 (12%)	
4	発行していない	1	1	9%	0	宮古島市	0	0	0%	0			2	8%	2 (9%)	2 (1%)	0 (0%)	
回答数 計		1	11	100%	1		8	14	100%	1		12	26	100%	23	151	17	
														発行有	92%	91%	99%	100%

【グラフデータ】



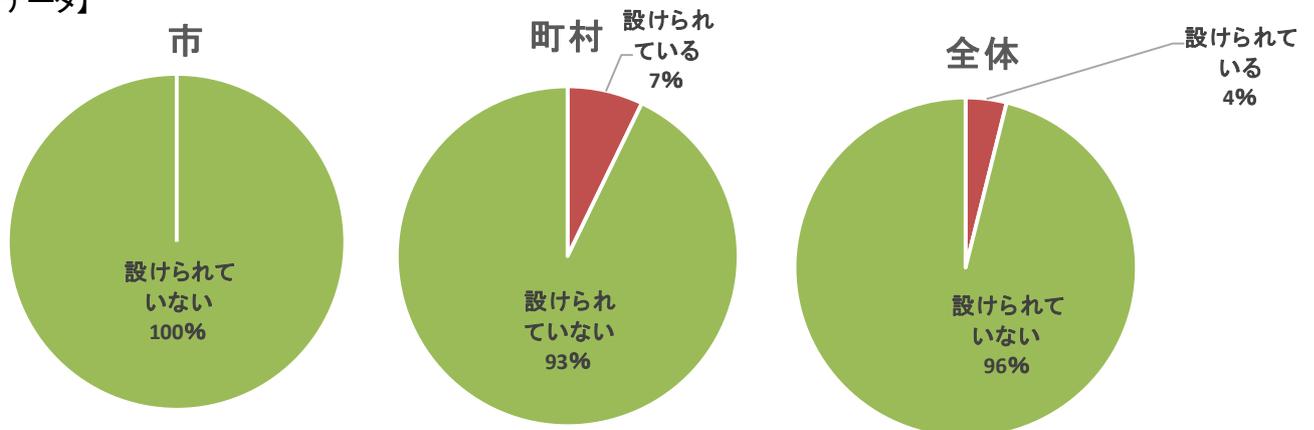
【コメント】

- ①議会だよりの「発行をしていない」は、県議会と市議会1議会の2議会(8%)であった。1番多い頻度は、3カ月毎(77%)であった。
- ②アンケート調査を行っている議会は市議会1議会、町村議会1議会の2議会(8%)であった。
- ③2016年調査では議会だよりを発行していない議会は2議会で、2020年調査でも2議会(8%)と、同じであった。
- ④3地域の「議会だよりを発行をしていない」を比較すると、北海道では2議会(1%)、滋賀県は0議会(0%)、沖縄県は2議会(8%)と、議会だよりを発行していない議会は0は滋賀県のみであった。北海道議会と沖縄県議会では議会だよりを発行していなかった。

問23 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)

項番	内 容	県	市		自治体名	町村		自治体名	全体	比率
			比率			比率				
1	設けられている		0	0%		1	7%	座間味村	1	4%
2	設けられていない	1	11	100%		13	93%		25	96%
回答数 計		1	11	100%		14	100%		26	100%

【グラフデータ】



【設けられている事例】

議会名	意見交換の場
座間味村	離島六村議会運営協議会

【コメント】

公共施設等の広域利用が今後自治体間で話題となることを想定し、それに対応した協議組織が議会間にあるかを問いとした。県内では1議会(4%)で議会間の意見交換の場が設けられていると回答があった。

問24 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

項番	内 容	県	市	自治体名		比率	町村	自治体名		比率	全体	比率	北海道 比率	滋賀県 比率
1	選挙により行っている	1	10			91%	13			93%	24	92%	139 (91%)	17 (100%)
2	選挙は行っていない		1			9%	1			7%	2	8%	13 (9%)	0 (0%)
回答数 計		1	11			100%	14			100%	26	100.0%	152	17
											行っている	92%	91%	100%

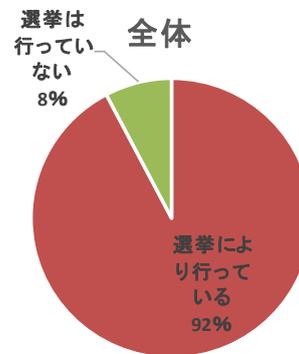
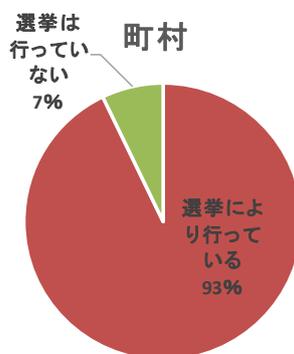
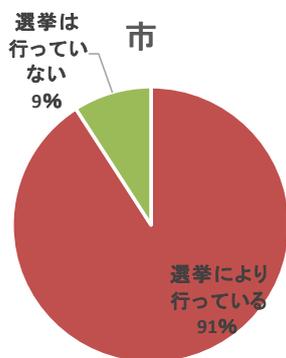
回答数=26

【グラフデータ】

(回答数 11)

(回答数 14)

(回答数 26)



【コメント】

- ①議長・副議長の選出は選挙により行っているのは、24議会(92%)であった。
 ②3地域の「議長・副議長の選出は選挙により行っている」の比較では、滋賀県は17議会(100%)、北海道は139議会(91%)、沖縄県は24議会(92%)と、滋賀県内議会では100%議長・副議長の選出は選挙により行われている。

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

問25 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

No.	自治体名	今後の課題、あるいは解決したい問題点
1	宜野湾市議会(26)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の資質向上及びペーパーレス化のため、タブレット機器の導入を計画しているが、財政上の問題から先送りとなっている。 ・議会基本条例第7条に全ての会議を原則公開することと規定されており、委員会審査の映像配信についても課題と認識している。 ・災害時における議会の役割明確化のため、令和2年1月に琉球大学島嶼防災センターでの研修を実施しており、令和2年度は担当部署からの聴取及び先進地視察を予定している。 ・大学との連携については、沖縄国際大学との図書館利用について協定を締結した。市は琉球大学及び沖縄国際大学との包括連携協定を締結しており、市議会としても個別連携事業を重ね、さらなる連携に努めてまいりたい。 ・議会活動の報告として、年に1回、議会報告及び市民との意見交換会を開催しているが、政務活動等については報告したことがなく、政務活動に関する報告会の実施が課題とされている。
2	宮古島市議会(24)	議会へのタブレット導入
3	恩納村議会(16)	議員定数と議員報酬について
4	宜野座村議会(12)	住民懇談会の開催
5	西原町議会(19)	タブレット導入、議員への答弁書配布、議員報酬の見直し
6	渡名喜村議会(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の高齢化 ・議員のなり手不足
7	久米島町議会(14)	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会活動の活性化 ・議会基本条例の制定 ・政務活動費の導入 ・議員定数の検討

)内は議員定数

問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議회를挙げてください。

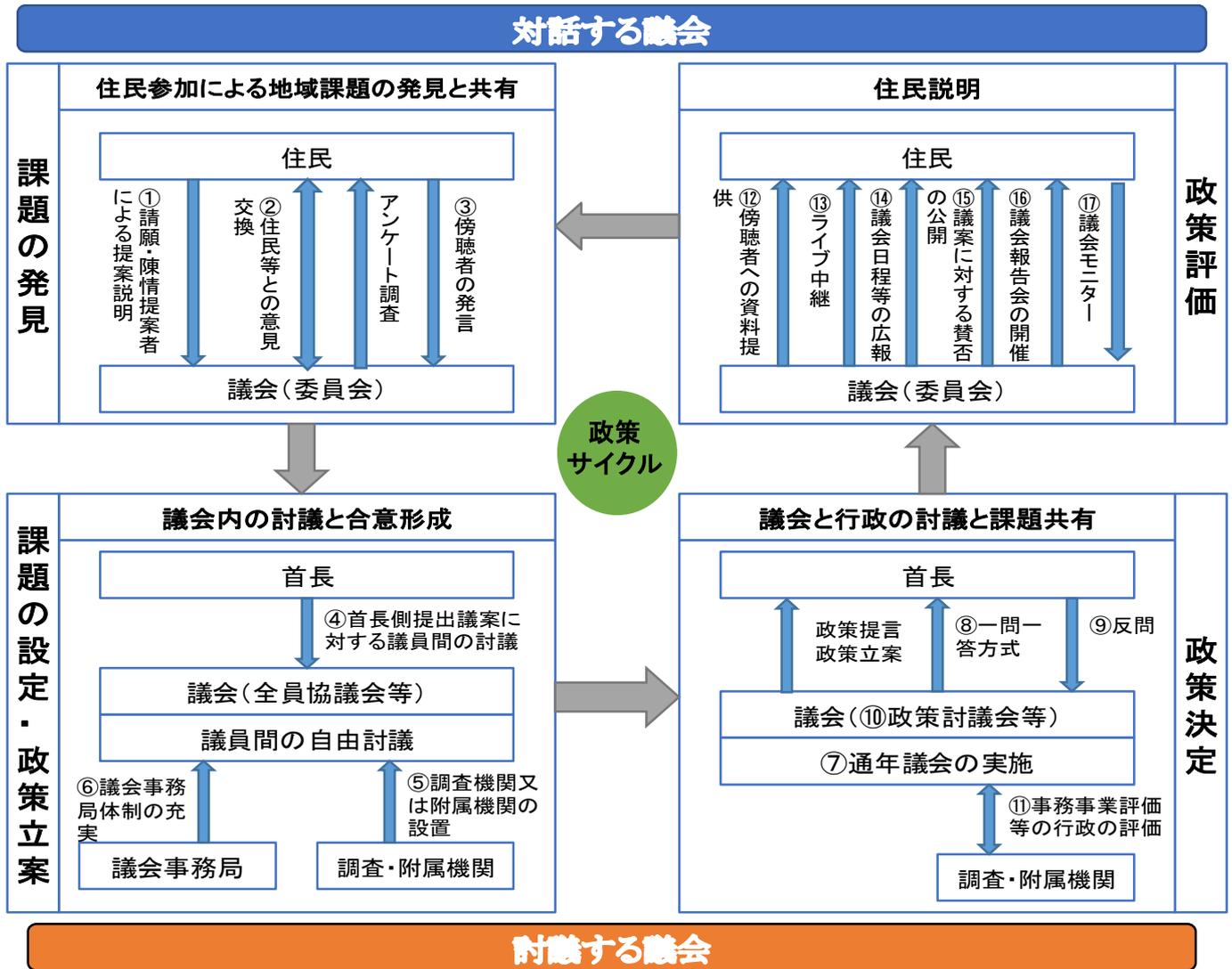
問26 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議회를挙げてください。

No.	自治体名	参考にしている他自治体議会
1	宜野湾市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の制定に当たっては、県内先進事例として名護市議会、県外先進事例として福島県会津若松市議会、茨城県取手市議会を参考にした。 ・タブレット機器の利活用については、南城市議会の事例を参考にした。
2	宜野座村議会	北海道 浦幌町議会・幕別町議会・芽室町議会
3	久米島町議会	・沖縄県南風原町 ・沖縄県嘉手納町

3. 評価・検証から見る神奈川県内自治体議会の課題

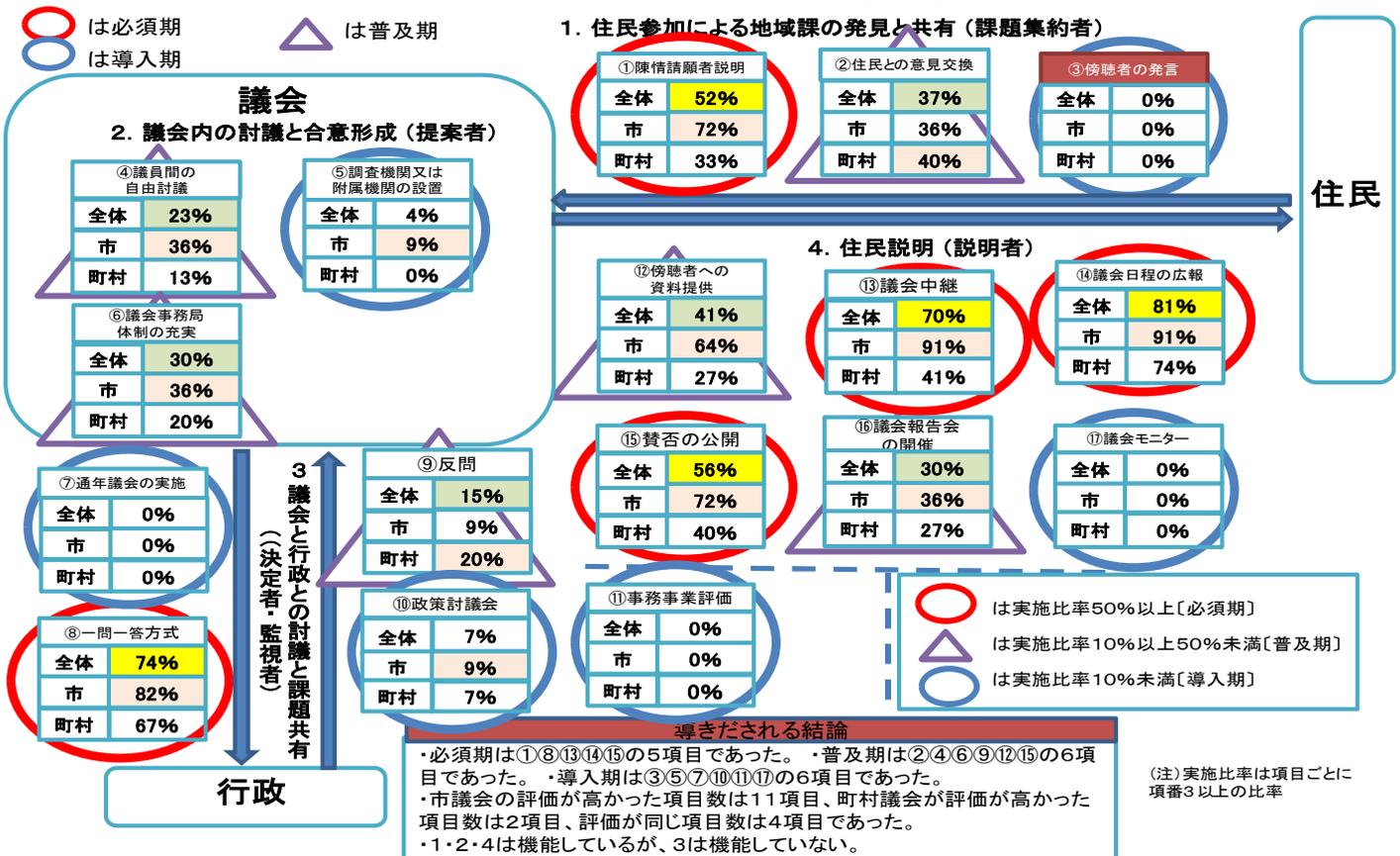
3-1 全体評価から政策サイクルが回っているかの仮説検証

(1) 仮説設定



コメント:2020年アンケート調査は、自治体議会が政策サイクルに基づき議会運営が行われているという仮説を立て、その検証をした。第1の「課題の発見」は、住民が抱える地域課題(顕在化ニーズ)の提起と発見、住民と議会の課題共有する仕組みの実現状況を確認している。第2の「課題の設定・政策立案」は、議会が議員間討議において地域課題(顕在化ニーズと潜在ニーズ)を把握し、政策課題を設定する仕組みや首長から提起された地域課題(予算化されたニーズ)を先に議会で設定した政策課題と付け合わせ、予算の優先順位を変える等政策立案を行う仕組みの実現状況を確認している。第3の「議会と行政の討議と課題共有」は、議会としてまとめた政策を行政との討議を通じて政策の実現を図る仕組みや議決後の行政が行う執行の成果が議会で議論し議決した結果とどう整合しているかを検証する仕組みの実現状況を確認した。第4の「住民説明」は、重要案件について、住民が議会の議決にどのように関わったか等の審議結果を住民に説明する仕組みの実現状況について確認をした。以上の4つの政策サイクルで議会運営がされているかをアンケート調査で明らかにした。

(2) 2020沖縄県内の市議会と町村議会の実施比率比較



(3) 沖縄県内自治体議会は政策サイクルが回っているか仮説検証

1-1 市議会と町村議会の活性化(改革)比較

市議会が町村議会より評価が高かった項目は①請願陳情者の説明、④議員間の自由討議、⑤調査機関又は附属機関の設置、⑥議会事務局体制、⑧一問一答方式導入、⑩政策討議会、⑫傍聴者への資料提供、⑬議会中継、⑭議会日程の広報、⑮賛否の公開、⑯議会報告会の開催の11項目であった。一方、町村議会の方が評価が高かった項目は②住民等との意見交換、⑨反問の2項目であった。沖縄県の議会がまったく取り組まれていない制度は③傍聴者の発言、⑦通年議会の実施、⑪事務事業評価、⑰議会モニターの4項目であった。

次頁の市議会と町村議会の有効性(必須期+普及期)を比較すると、町村議会(65%)の方が市議会(59%)より改革が進んでいる状態であったが、ほぼ同等の状態であった。

1-2 全体評価

沖縄県内自治体議会の全体評価は、必須期が①⑧⑬⑭⑮の5項目、普及期が②④⑥⑨⑫⑯の6項目、導入期が③⑤⑦⑩⑪⑰の6項目(制度がないのが4項目③⑦⑪⑰)であった。全体評価(有効性)は(必須期+普及期)11/17項目=65%であった。このことは、沖縄県内議会が議会改革に取り組んでいることを示している。

1-3 政策サイクルが回っているか仮説検証

沖縄県内自治体議会の全体評価は中間指標の1. 課題集約者(必須期)、2. 提案者(必須期)、3. 決定者・監視者(普及期)、4. 説明者(必須期)であった。課題集約者であり、提案者として、説明者としては機能しているが、決定者・監視者としての機能が弱いことを示しており、政策サイクルは完全ではないが回っている(議会改革が進展している)と判定できる。

(4)2020沖縄県内の市議会・町村議会の実施比率比較

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)					
		請願・陳情 提出者・説明 (直接)	住民等との 意見交換 (間接)	傍聴者との 直接の発 言	議員間討議	付属機関の 設置	事務局体制	通年議会	一問一答方 式の導入	反問	政策討議 議会	事務事業 評価	傍聴者への 資料提供	ライブ中継	議会日程の 広報	賛否の公開	議会報告会 等の開催
県	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)
市	11	8(72%)	4(36%)	0(0%)	4(36%)	1(9%)	4(36%)	0(0%)	9(82%)	1(9%)	1(9%)	0(0%)	7(64%)	10(91%)	10(91%)	8(72%)	4(36%)
町村	15	5(33%)	6(40%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	10(67%)	3(20%)	1(7%)	0(0%)	4(27%)	8(41%)	11(74%)	6(40%)	4(27%)
全体	27	14(52%)	10(37%)	0(0%)	6(23%)	1(4%)	8(30%)	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)
評価		67%			67%			40%				83%					

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

この結果は、政策サイクルの「住民からの課題集約」、そして「住民からの課題を議会内で討議すること」、「議会活動の結果についての説明すること」までは出来ているが、「行政(首長)との討議を通じて政策に反映すること」が弱い結果であったが、ほぼ機能していることを示している。

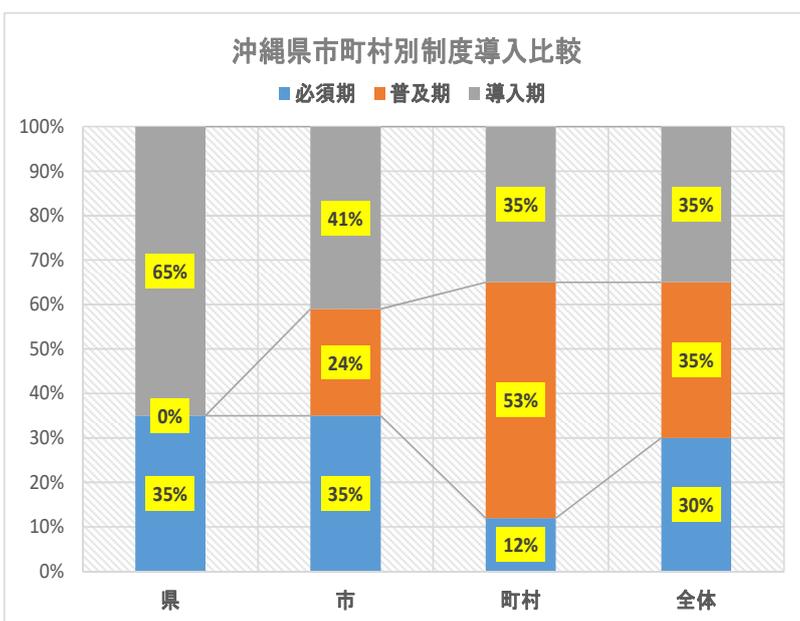
沖縄県

段階	県	市	町村	全体
導入期 (10%未満)	11(65%)	7(41%)	6(35%)	6(35%)
普及期 (10%以上 50%未満)	0(0%)	4(24%)	9(53%)	6(35%)
必須期 (50%以上)	6(35%)	6(35%)	2(12%)	5(30%)
有効性	35%	59%	65%	65%

(注)有効性=必須期+普及期

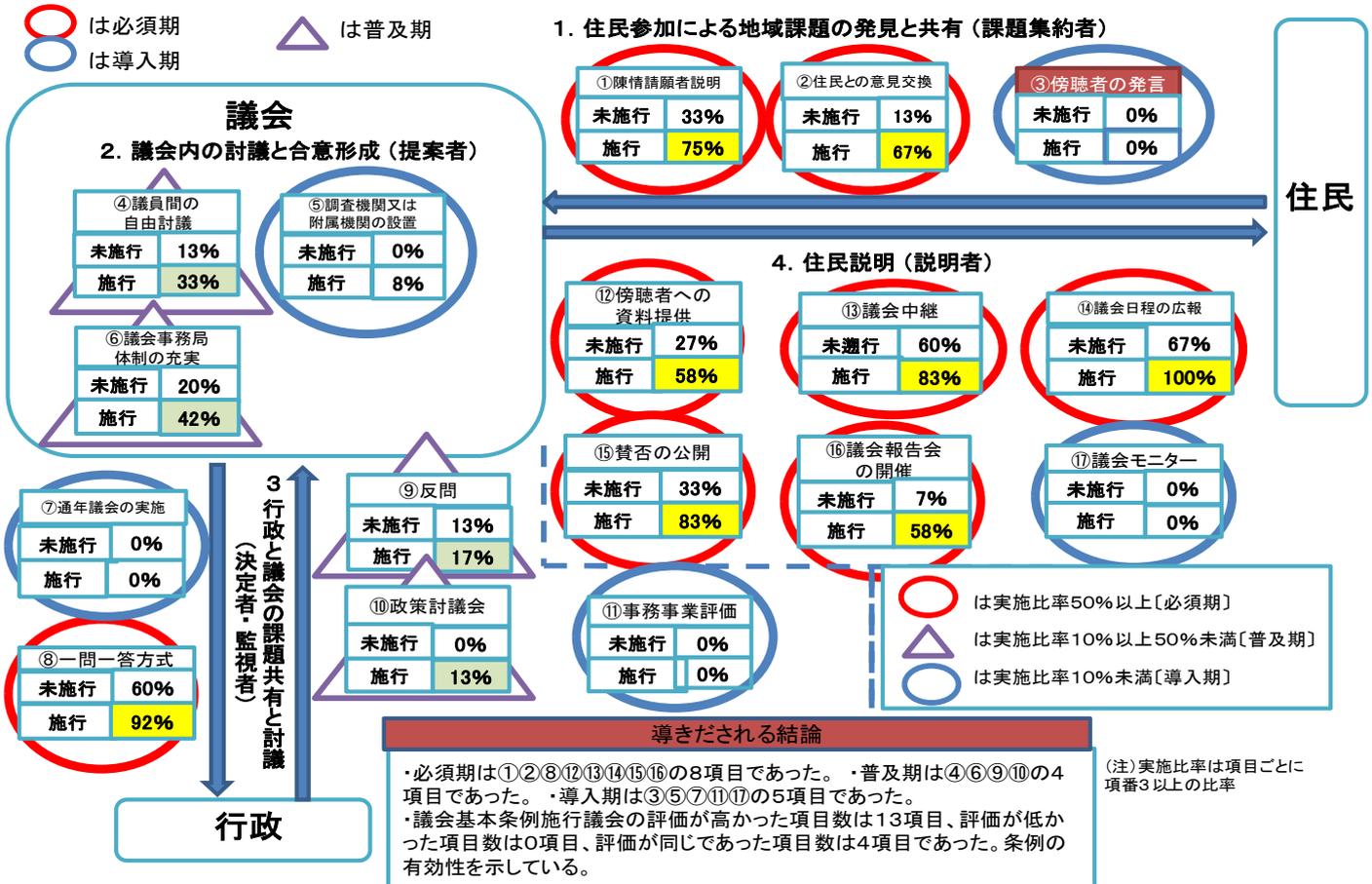
有効性(必須期+普及期)は市議会(59%)と町村議会(65%)が実現している制度がほぼ同等を示している。県議会が実現している制度が市町村議会より少ないことを示している。

全体では導入期の比率が35%ということは議会改革に取り組んでいることを示している。(基準は導入期が50%以下=議会改革に取り組んでいる)



3-2 議会基本条例施行の効果検証

(1) 2020沖縄県内の議会基本条例施行議会と未施行議会の実施比率比較



(2) 議会基本条例施行の効果検証

1-1 議会基本条例施行と未施行議会の項目別評価の比較

評価結果は、沖縄県で実施されていない③⑦⑪⑰を除いて、すべての項目で議会基本条例施行議会の方が未施行議会より評価が上であった。次頁の有効性の比率では条例ありが71%で、条例なしが59%と、議会の活性化(改革)には議会基本条例があることが有効であることを示しているが、条例なしの議会の有効性が高いことは、条例の有無に関係なく、議会改革(制度導入)に取り組む議会が多くあること(制度定着)を示している。

1-2 全体評価

議会基本条例施行議会の評価は、必須期が①②⑧⑫⑬⑭⑮⑯の8項目、普及期が④⑥⑨⑩の4項目、導入期が③⑤⑦⑪⑰の5項目と、議会基本条例の全体評価(有効性)は(必須期+普及期)11/17項目=65%であった。導入期の5項目中4項目(③⑦⑪⑰)は条例の有無に関係なく沖縄県内議会では実施されていない。今後、沖縄県内議会では実施されていない4項目(③⑦⑪⑰)の制度化が待たれる。

1-3 議会基本条例施行の効果検証

次頁の議会基本条例施行議会は、政策サイクルの中間指標4つうちすべてが実施している。一方、議会基本条例未施行議会も、「議会と行政の討議」を除いて、すべてが実施と、議会のレベルが高いことを示している。これは、滋賀県にも北海道にもないことであった。

(3) 2020沖縄県内議会基本条例施行有無による議会の実施比率比較

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		請願・陳情 提出者・陳情 明(直接)	住民等との 意見交換 (間接)	傍聴者・ 直接の発 言	議員 間討議	付 属機関 の 討議	事務局 体制	議 年 議 会	一 問 一 答 方 式 の 導 入	反 問	政 策 討 議 会	専 門 事 業 評 価	傍聴者への 説明	ラ イ ブ 中 継	議 会 日 程 の 広 告	賛 否 の 公 開	議 会 開 議 の 開 議 者 の 公 開	議 会 制 度
議会基本条例あり	12	9(75%)	8(67%)	0(0%)	4(33%)	1(8%)	5(42%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし	15	5(33%)	2(13%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			60%				83%						
議会基本条例なし		67%			67%			40%				67%						

(注) 評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

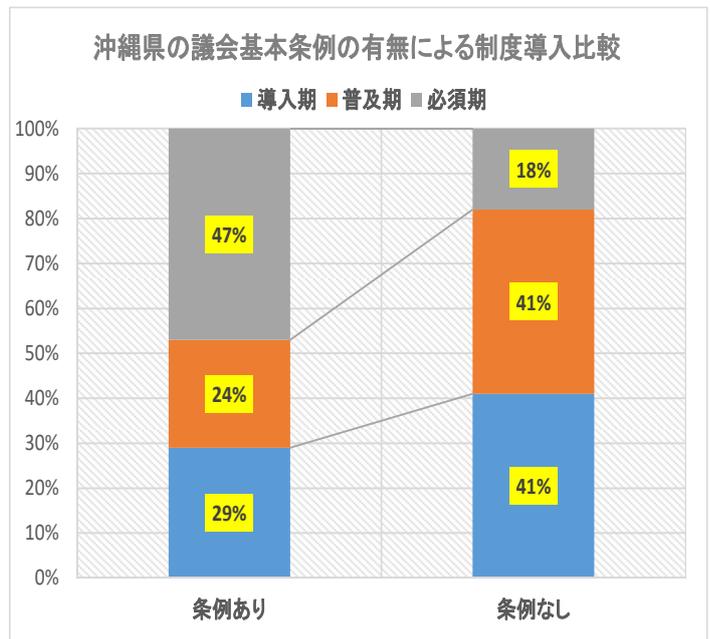
沖縄県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。議会基本条例なしの議会は「議会と行政の討議」を除いて、すべて実現していることを示している。このことは、沖縄県内議会では議会改革のための制度が定着していることを示している。

段階	条例あり	条例なし
導入期(10%未満)	5(29%)	7(41%)
普及期(10%以上50%未満)	4(24%)	7(41%)
必須期(50%以上)	8(47%)	3(18%)
有効性	71%	59%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

沖縄県は、条例ありの有効性が7割(効果あり)、条例なしの有効性が6割(効果あり)と両方共に効果ありであった。

条例の有無での差がほとんどなく、議会基本条例の制度が条例なし議会にも共有されていることを示している。



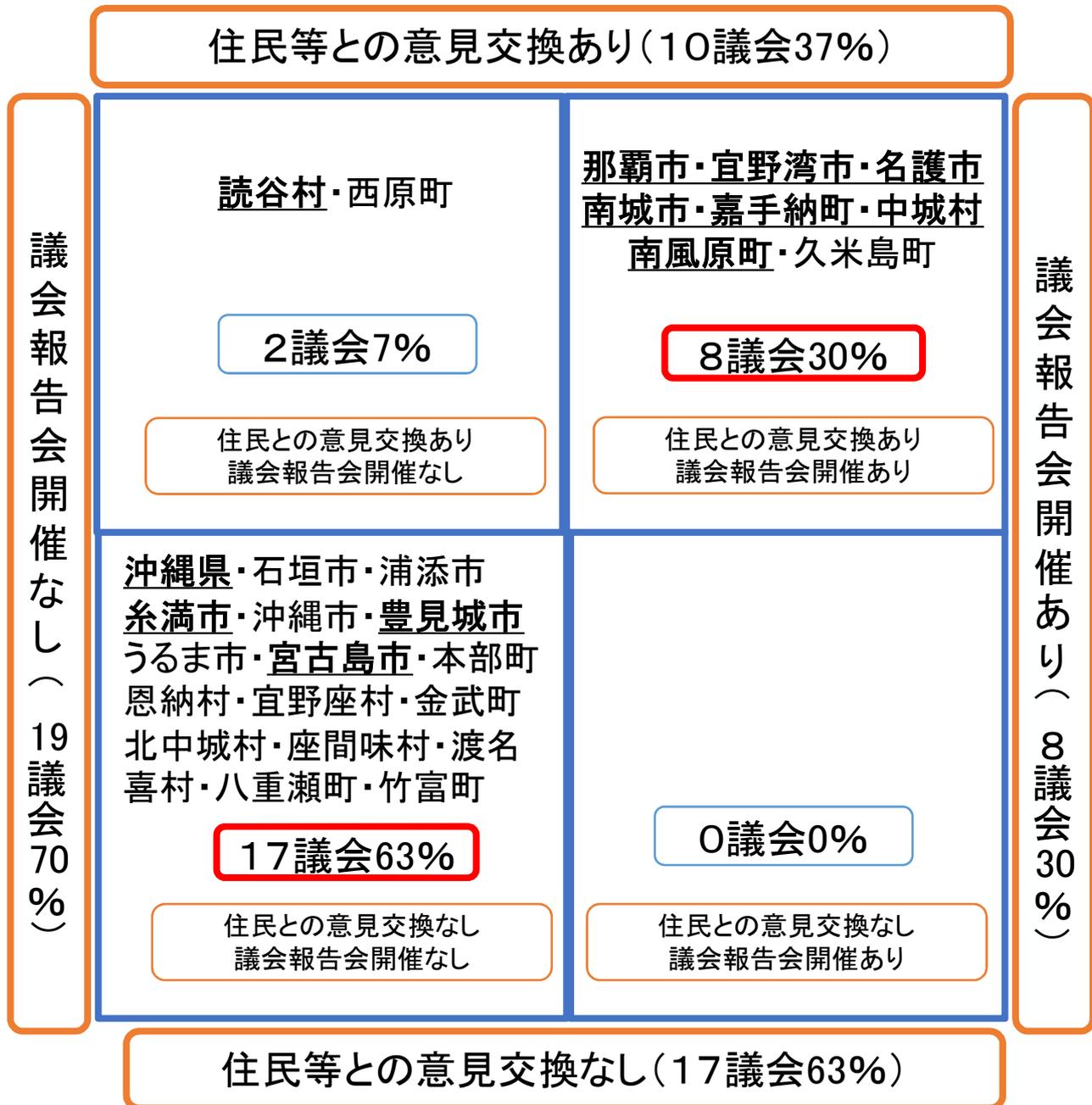
(3) 議会基本条例制定議会の比較

NO	議会名	地域課題の 発見と共有	議会内の討 議と合意形 成	議会と行政 の 課題共 有と討議	住民説明	2020平均
1	那覇市	3.7	3.7	1.8	3.8	3.3
2	宜野湾市	3.7	2.3	2.6	3.2	3.0
3	名護市	3.0	3.0	1.4	3.2	2.7
4	南城市	3.0	3.0	1.6	3.0	2.7
5	南風原町	3.3	1.0	1.8	3.5	2.4
6	読谷村	3.0	1.0	2.6	2.7	2.3
7	豊見城市	2.3	2.3	1.8	2.7	2.3
8	沖縄県	2.3	1.7	1.8	3.2	2.3
9	嘉手納町	1.7	1.7	2.0	2.8	2.1
10	糸満市	1.7	1.7	1.6	2.3	1.8
11	宮古島市	1.3	1.3	1.8	2.5	1.7
12	中城村	2.0	1.0	1.4	2.3	1.7
2020平均		2.6	2.0	1.9	2.9	2.3

3-3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

(1) 対話する議会

問2住民等との意見交換の場と問16議会報告会等が評価指標3以上(行っている)と3未満(行っていない)に区分し、クロスすることで議会がどの程度住民との対話が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



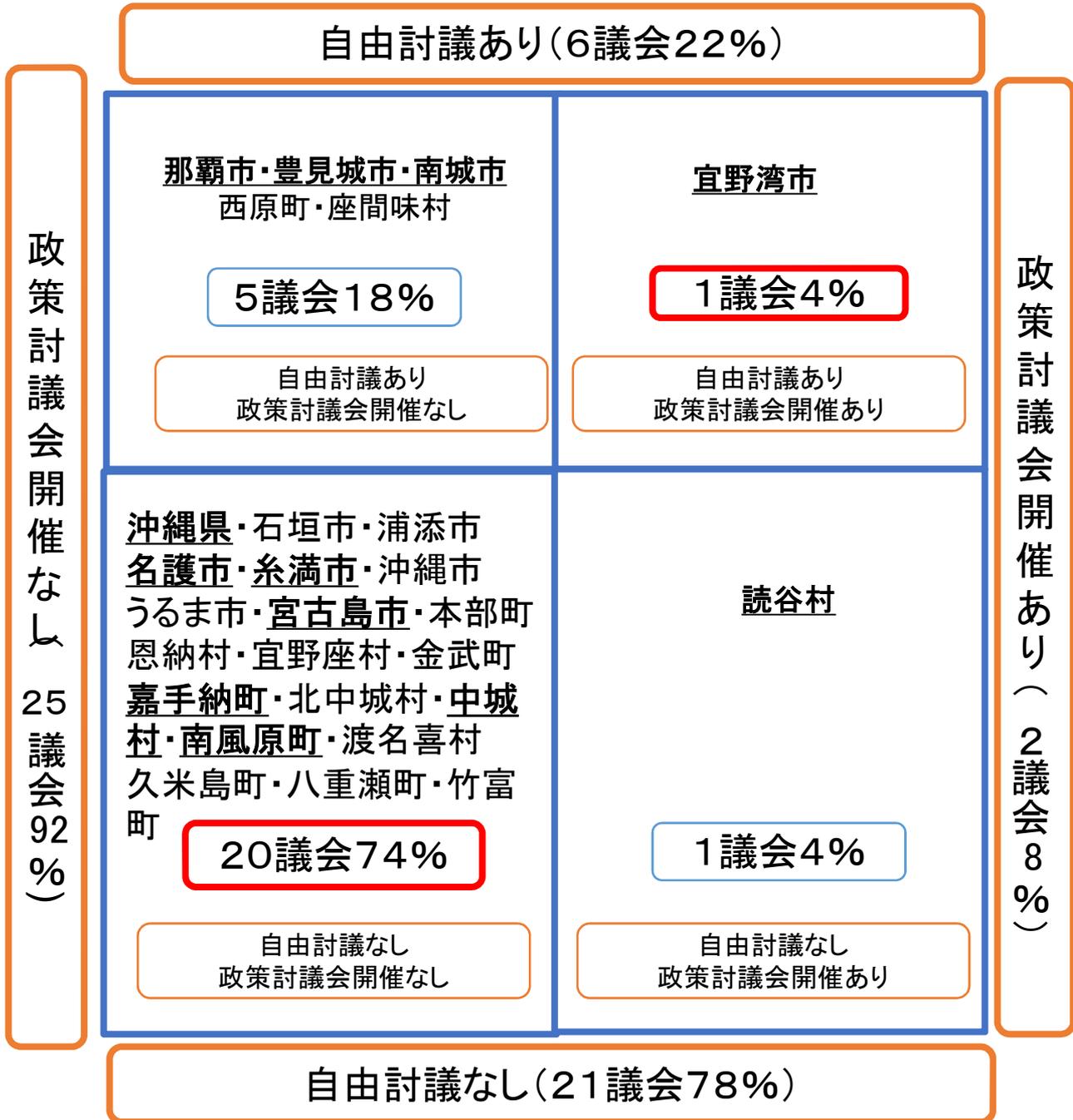
(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【沖縄県内自治体議会は「住民と対話する議会」となっているかの判定】

「住民等との意見交換あり」「議会報告会開催あり」が8議会30%に対し、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」が17議会63%と、「住民等との意見交換なし」「議会報告会開催なし」の比率が高いことから、沖縄県内の議会は「住民と対話する議会」になっていないと判定する。

(5) 討議する議会

問4自由討議と問10議会内での政策討議会開催が評価指標3以上(行っている=あり)と3未満(行っていない=なし)に区分し、クロスすることで議会がどの程度地域課題の討議が行われているか明らかにした。評価は議会の自己評価である。



(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

【沖縄県内自治体議会は「討議する議会」となっているのか判定】

「自由討議あり」「政策討議会開催あり」が1議会4%に対し、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」が20議会74%と、「自由討議なし」「政策討議会開催なし」の比率が高いことから、沖縄県内自治体議会は「討議する議会」にはなっていないと判定する。

3-4 地方議会の4タイプから見る課題

(1) 沖縄県内地方議会の4タイプ

地方議会を下表のとおり4タイプに分類する。1つは議会の活性化(改革)を持続的に取り組んでいる議会(先駆議会)、そして、2つ目は議会の活性化(改革)に無関心な議会(寝たきり議会)、3つ目は議会の活性化(改革)に意欲をなくした議会(居眠り議会)、4つ目は議会の活性化(改革)に取り組みながらも一部しか実現できていない議会(試行錯誤議会)である。なお、先駆議会、寝たきり議会、居眠り議会の名称は神原勝北海道大学名誉教授が命名したもので、その名称を使用した。

地方議会の4タイプは下表のとおり基準により分類する。1つ目は議会基本条例が施行されていること、2つ目は中間指標「対話する議会」(問2「住民等との意見交換」と問16「議会報告会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)こと、3つ目は中間指標「討議する議会」(問4「自由討議」と問16「政策討議会開催」)のどちらか又は両方が「行われている(○)」(評価3以上)ことにより区分する。

(2) 沖縄県内地方議会の4タイプの特徴

先駆議会が5議会19%に対し、寝たきり議会12議会44%、居眠り議会3議会11%と寝たきり議会・居眠り議会の合計が55%あり、全体として多い。また、試行錯誤議会が7議会26%と持続的 reforms に踏み切れない議会も多い。課題は寝たきり議会・居眠り議会を試行錯誤議会に移行させることが重要である。

議会基本条例有の試行錯誤議会(5議会18%)は先駆議会になる努力が必要となりますが、努力を怠ると居眠り議会になる可能性がある。また、議会基本条例が無い試行錯誤議会(2議会8%)も努力を怠ると寝たきり議会に転落する可能性がある。

2020沖縄県内議会の4タイプ

基準 議会タイプ	条例有	対話有		討議有		2020	
		住民等 との意見 交換	議会 報告会	自由 討議	政策 討議会	回答 議会数	比率
先駆議会	○	○		○		4	19%
	×	○		○		1	
試行錯誤 議会	○	○	×	×	○	5	26%
	×	○		×		1	
	×	×		○		1	
居眠り議会	○	×		×		3	11%
寝たきり議会	×	×		×		12	44%

Ⅱ 北海道・滋賀県・ 沖縄県の調査結果の比較

1. 基礎情報比較

1-1 市町村別比較

項目	区分	道・県	政令市	市	町村	計
議会数	北海道	1	1	34	144	180
	滋賀県	1		13	6	20
	沖縄県	1		11	30	42
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	32(94%)	118(82%)	152(84%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	15(50%)	27(64%)
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	16(47%)	27(19%)	45(25%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	3(50%)	17(85%)
	沖縄県	1(100%)		7(64%)	6(20%)	14(33%)
平均議員定数(人)	北海道	100	68	19.4	10.9	12.7
	滋賀県	44		22.7	12.7	20.8
	沖縄県	48		26.2	14.1	19.2
議員定数見直有議会数	北海道	1	0	9(28%)	17(14%)	27(18%)
	滋賀県	0		4(31%)	0	4(24%)
	沖縄県	0		1(9%)	0	1(4%)
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	17.9%	10.9%	13.1%
	滋賀県	15.9%		16.6%	13.2%	16.2%
	沖縄県	10.4%		11.5%	9.0%	10.4%
平均女性議員数(人)	北海道	11	22	3.5	1.2	1.9
	滋賀県	7		3.8	1.7	3.6
	沖縄県	5.0		3.0	1.3	2.1
女性議員無議会数	北海道	0	0	3(9%)	41(35%)	44(29%)
	滋賀県	0		0	0	0
	沖縄県	0		0	4(27%)	4(15%)
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	29(91%)	19(16%)	50(33%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	1(33%)	15(88%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	1(7%)	13(48%)
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	59.2	64.0	63.0
	滋賀県	57.7		59.6	63.0	60.3
	沖縄県	61.6		55.1	61.2	58.6
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	6,078	2,994	3,811
	滋賀県	13,544		5,991	3,346	5,968
	沖縄県	11,790		6,455	3,518	5,021
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	24(75%)	15(13%)	41(27%)
	滋賀県	1(100%)		13(100%)	0	14(82%)
	沖縄県	1(100%)		11(100%)	10(67%)	22(81%)
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	1(3%)	37(31%)	38(25%)
	滋賀県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)
	沖縄県	0(0%)		0(0%)	0(0%)	0(0%)

1-2 人口規模別比較

項目	区分	道・県	70万人以上	10万人以上	5万人以上	2万人以上	1万人以上	5千人以上	5千人以下	計(平均)	比率
議会数	北海道	1(1%)	1(1%)	8(4%)	6(3%)	18(10%)	24(13%)	45(25%)	77(43%)	180	
	滋賀県	1(5%)		5(25%)	6(30%)	4(20%)	1(5%)	3(15%)		20	
	沖縄県	1(2%)		4(10%)	5(12%)	8(19%)	6(14%)	3(7%)	15(36%)	42	
回答議会数(回答率)	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(83%)	18(100%)	18(75%)	38(84%)	63(82%)	152	84.4%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(75%)	1(100%)	1(33%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(88%)	5(83%)	2(67%)	3(20%)	27	64.3%
議会基本条例施行数	北海道	1(100%)	1(100%)	5(63%)	1(17%)	9(50%)	6(25%)	13(29%)	9(12%)	45	25.0%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	4(100%)	1(100%)	0(0%)		17	85.0%
	沖縄県	1(100%)		1(25%)	5(100%)	4(50%)	2(33%)	1(33%)	0(0%)	14	33.3%
平均議員定数(人)	北海道	58.0	68.0	28.0	21.6	17.3	14.7	11.4	9.0	13.7	
	滋賀県	44.0		27.4	20.3	16.7	12	12		22.2	
	沖縄県	48		31.8	23.8	18.3	15.2	13.0	8.0	20.3	
議員定数見直有議会数	北海道	1(100%)	0(0%)	1(13%)	3(60%)	4(22%)	4(22%)	6(16%)	8(13%)	27	17.8%
	滋賀県	0		0	2(33%)	2(66%)	0	0		4	23.5%
	沖縄県	0		0	1	0	0	0	0	1	2.3%
女性議員の比率	北海道	11.0%	32.4%	22.3%	18.5%	17.4%	13.2%	12.2%	7.2%	13.6%	
	滋賀県	15.9%		13.9%	20.5%	14.0%	16.7%	8.3%		16.2%	
	沖縄県	10.4%		13.4%	9.2%	13.3%	3.9%	7.7%	8.3%	10.4%	
平均女性議員数(人)	北海道	11.0	22.0	6.3	4.0	2.8	1.9	1.4	0.7	1.9	
	滋賀県	7		3.8	4.2	2.3	2.0	1.0		3.6	
	沖縄県	5.0		4.3	2.2	2.4	0.6	1.0	0.7	2.1	
女性議員無議会数	北海道	0	0	0	1(20%)	0	1(6%)	10(26%)	32(51%)	44	29%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	2(40%)	0	2(67%)	4	15%
会派有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	16(89%)	11(61%)	4(11%)	4(6%)	50	33%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)		15	88%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	3(43%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	13	48%
議員平均年齢(歳)	北海道	58.0	54.7	57.6	60.8	60.4	61.5	65.2	63.7	62.9	
	滋賀県	57.7		59	59.6	61.2	60	68		60.1	
	沖縄県	61.6		54.6	56.1	59.2	60.5	62.8	61.0	58.7	
平均議員報酬年額(千円)	北海道	15,237	14,559	7,916	6,442	5,033	3,626	3,038	2,874	3,811	
	滋賀県	13,544		6,901	5,612	4,468	3,197	3,143		5,968	
	沖縄県	11,790		7,348	6,015	4,271	3,783	3,179	3,048	5,021	
政務活動費有議会数	北海道	1(100%)	1(100%)	8(100%)	5(100%)	10(56%)	6(33%)	5(13%)	5(8%)	41	27%
	滋賀県	1(100%)		5(100%)	6(100%)	2(67%)	0(0%)	0(0%)		14	82%
	沖縄県	1(100%)		4(100%)	5(100%)	7(100%)	4(80%)	1(50%)	0(0%)	22	81%
前回選挙無投票議会数	北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(17%)	10(26%)	25(40%)	38	25%
	滋賀県	0		0	0	0	0	0		0	0%
	沖縄県	0		0	0	0	0	0	0	0	0%

(注1) 議員報酬年額は議員報酬月額*12+議員期末手当 (注2) 議会基本条例施行数以外は回答数を分母としている。

2. 北海道・滋賀県・沖縄県の評価・検証比較

2-1 全体評価

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
北海道	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市	33	10(30%)	21(64%)	0(0%)	5(15%)	0(0%)	4(12%)	1(3%)	27(82%)	2(6%)	1(3%)	0(0%)	19(57%)	24(73%)	29(88%)	22(67%)	14(42%)
町村	118	10(9%)	54(46%)	0(0%)	6(5%)	1(1%)	2(2%)	7(6%)	95(80%)	6(5%)	4(4%)	2(1%)	73(62%)	37(32%)	50(43%)	41(35%)	47(39%)
全体	152	20(13%)	76(50%)	0(0%)	11(7%)	1(1%)	7(5%)	8(5%)	122(80%)	8(5%)	5(3%)	2(1%)	92(61%)	62(41%)	80(52%)	63(41%)	61(40%)
評価		67%			0%			20%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
滋賀県	1	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)
市	13	6(46%)	11(85%)	1(8%)	5(39%)	0(0%)	1(8%)	2(15%)	11(85%)	6(46%)	2(16%)	3(23%)	7(54%)	13(100%)	13(100%)	13(100%)	9(69%)
町村	3	0(0%)	2(66%)	0(0%)	1(33%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	3(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(33%)	1(33%)	3(100%)	1(33%)	2(67%)
全体	17	6(35%)	14(82%)	1(6%)	6(35%)	0(0%)	2(12%)	3(18%)	15(88%)	6(35%)	2(12%)	3(18%)	9(53%)	15(88%)	17(100%)	15(88%)	11(65%)
評価		67%			67%			100%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)					住民説明(説明者)				
		提出者・陳情(直接)	請願・陳情(間接)	住民等との意見交換	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催
沖縄県	1	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	1(100%)	1(100%)	0(0%)
市	11	8(72%)	4(36%)	0(0%)	4(36%)	1(9%)	4(36%)	0(0%)	9(82%)	1(9%)	1(9%)	0(0%)	7(64%)	10(91%)	10(91%)	8(72%)	4(36%)
町村	15	5(33%)	6(40%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	10(67%)	3(20%)	1(7%)	0(0%)	4(27%)	8(41%)	11(74%)	6(40%)	4(27%)
全体	27	14(52%)	10(37%)	0(0%)	6(23%)	1(4%)	8(30%)	0(0%)	20(74%)	4(15%)	2(7%)	0(0%)	11(41%)	19(70%)	22(81%)	15(56%)	8(30%)
評価		67%			67%			40%					83%				

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

3地域で、全体評価が0%の項目を見ると、③傍聴者の発言は北海道と沖縄県が、⑰議会モニター制度は滋賀県と沖縄県が、⑤付属機関の設置は滋賀県のみが、⑦通年議会の実施と⑪事務事業評価は沖縄県のみが0%であった。

0%は北海道が1項目、滋賀県が2項目、沖縄県が4項目であった。

2-2 北海道・滋賀県・沖縄県の市町村別評価

全体

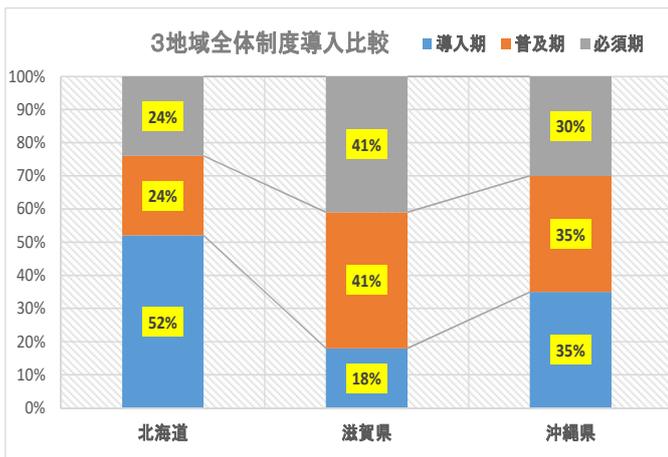
全体	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	9 (52%)	3 (18%)	6 (35%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	6 (35%)
必須期	4 (24%)	7 (41%)	5 (30%)
有効性	48%	82%	65%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

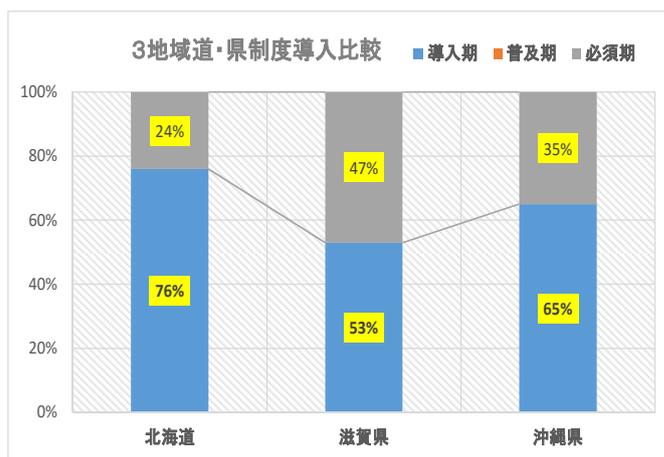
道県

道県	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	13 (76%)	9 (53%)	11 (65%)
普及期	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
必須期	4 (24%)	8 (47%)	6 (35%)
有効性	24%	47%	35%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期



全体の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



道県の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。

市

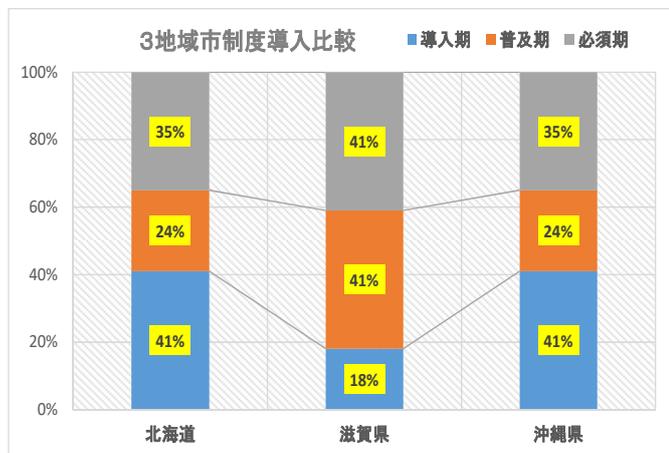
市	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	7 (41%)	3 (18%)	7 (41%)
普及期	4 (24%)	7 (41%)	4 (24%)
必須期	6 (35%)	7 (41%)	6 (35%)
有効性	59%	82%	59%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期

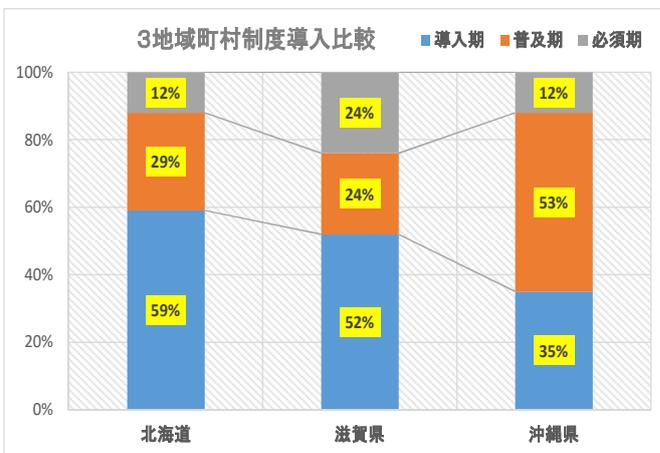
町村

町村	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10 (59%)	9 (52%)	6 (35%)
普及期	5 (29%)	4 (24%)	9 (53%)
必須期	2 (12%)	4 (24%)	2 (12%)
有効性	41%	48%	65%

(注) 有効性 = 必須期 + 普及期



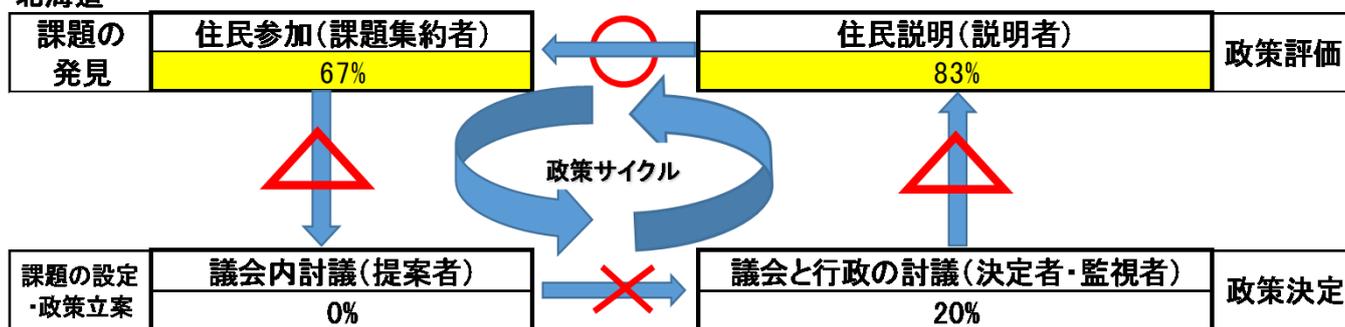
市の比較では滋賀県が一番制度の実施が進んでいる。



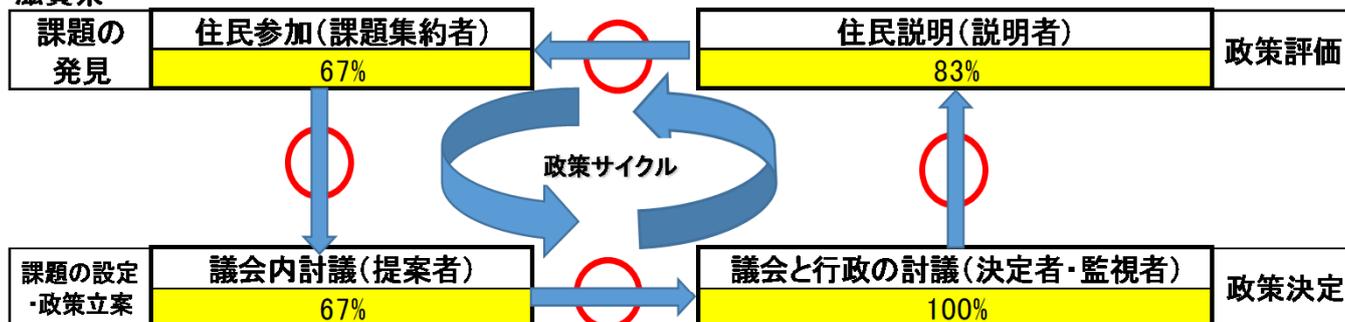
町村の比較では沖縄県が一番制度の実施が進んでいる。

2-3 全体評価から政策サイクルが回っているかの検証

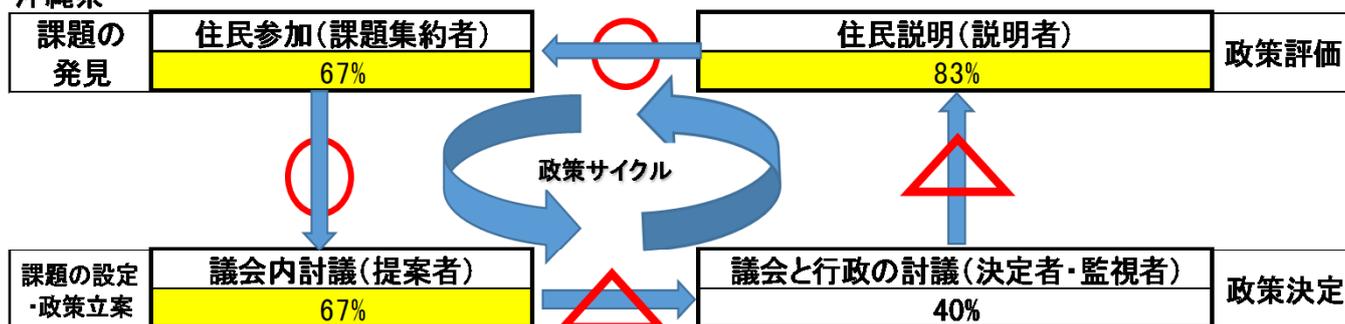
北海道



滋賀県



沖縄県



北海道・滋賀県・沖縄県の3地域で政策サイクルが回っているかを検証すると、滋賀県は完全な形で、沖縄県は「議会と行政の討議」が完全な形ではないが、全体として回っている。それに対し、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していないことから、政策サイクルは回っていない。

2-4 議会基本条例施行議会の評価

北海道

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)の発(直接)	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	43	11(26%)	33(77%)	0(0%)	8(19%)	1(2%)	3(7%)	4(9%)	39(91%)	4(9%)	3(7%)	2(5%)	33(77%)	28(65%)	29(67%)	29(67%)	33(77%)	4(9%)
議会基本条例なし	109	9(8%)	43(39%)	0(0%)	3(3%)	0(0%)	4(4%)	4(4%)	83(76%)	4(4%)	2(2%)	0(0%)	59(54%)	34(31%)	51(47%)	34(31%)	28(26%)	5(5%)
議会基本条例あり		67%			33%			20%				83%						
議会基本条例なし		33%			0%			20%				83%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

滋賀県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)の発(直接)	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	16	6(38%)	14(88%)	1(6%)	6(38%)	0(0%)	2(13%)	3(18%)	14(88%)	6(38%)	2(12%)	3(18%)	8(50%)	15(94%)	16(100%)	15(94%)	11(69%)	0(0%)
議会基本条例なし	1	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	1(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			100%				83%						
議会基本条例なし		0%			0%			20%				33%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

沖縄県

項目	回答数	住民参加(課題集約者)			議会内討議(提案者)			議会と行政の討議(決定者・監視者)				住民説明(説明者)						
		る提請願(提案説明)の明(直接)	住民等との(間接)意見交換	言傍(直接)の発(直接)	議員間討議	付属機関の設置	事務局体制	通年議会	一問一答方式の導入	反問	政策討議会	事務事業評価	傍聴者への資料提供	ライブ中継	議会日程の広報	賛否の公開	議会報告会等の開催	議会制度モニタ
議会基本条例あり	12	9(75%)	8(67%)	0(0%)	4(33%)	1(8%)	5(42%)	0(0%)	11(92%)	2(17%)	2(13%)	0(0%)	7(58%)	10(83%)	12(100%)	10(83%)	7(58%)	0(0%)
議会基本条例なし	15	5(33%)	2(13%)	0(0%)	2(13%)	0(0%)	3(20%)	0(0%)	9(60%)	2(13%)	0(0%)	0(0%)	4(27%)	9(60%)	10(67%)	5(33%)	1(7%)	0(0%)
議会基本条例あり		67%			67%			60%				83%						
議会基本条例なし		67%			67%			40%				67%						

(注)評価は評価指標内の制度実施議会の比率が10%以上ある制度数の比率が50%以上ある場合を評価指標が機能していると判定する。

北海道の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「住民説明」の項目が実現していることを示しているが、「議会内討議」「議会と行政の討議」は実現されていないことを示している。また、議会基本条例なしの議会は「住民説明」のみ実現していることから「住民参加」は条例の有無に関係なく制度として定着していることを示している。

滋賀県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。逆に、議会基本条例なしの議会はすべてが実現されていないことを示している。

沖縄県の議会基本条例ありの議会は「住民参加」「議会内討議」「議会と行政の討議」「住民説明」のすべての項目が実現していることを示している。議会基本条例なしの議会は「議会と行政の討議」を除いて、すべて制度として定着していることを示している。

2-5 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例有無別議会評価

条例あり

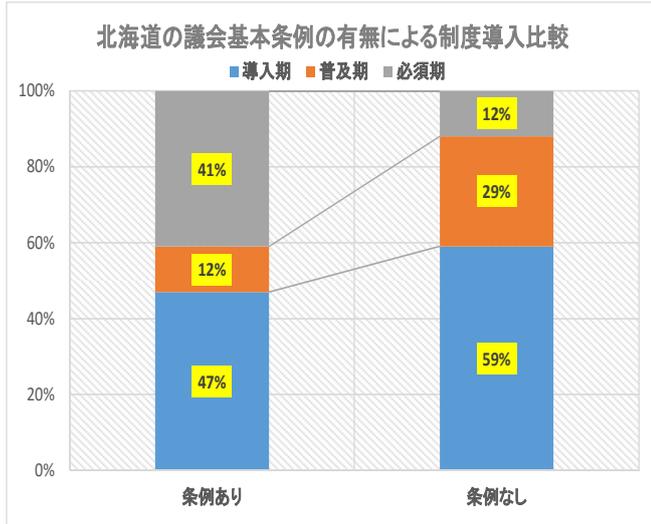
条例あり	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	8(47%)	3(18%)	5(29%)
普及期	2(12%)	6(35%)	4(24%)
必須期	7(41%)	8(47%)	8(47%)
有効性	53%	82%	71%

(注)有効性＝必須期＋普及期

条例なし

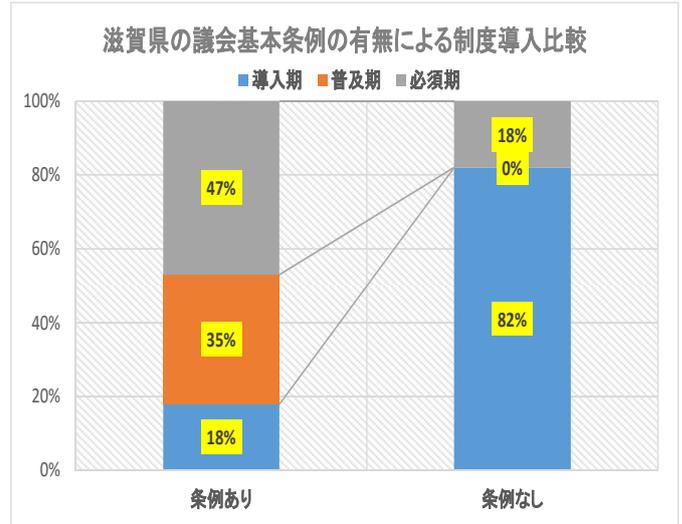
条例なし	北海道	滋賀県	沖縄県
導入期	10(59%)	14(82%)	7(41%)
普及期	5(29%)	0(0%)	7(41%)
必須期	2(12%)	3(18%)	3(18%)
有効性	41%	18%	59%

(注)有効性＝必須期＋普及期

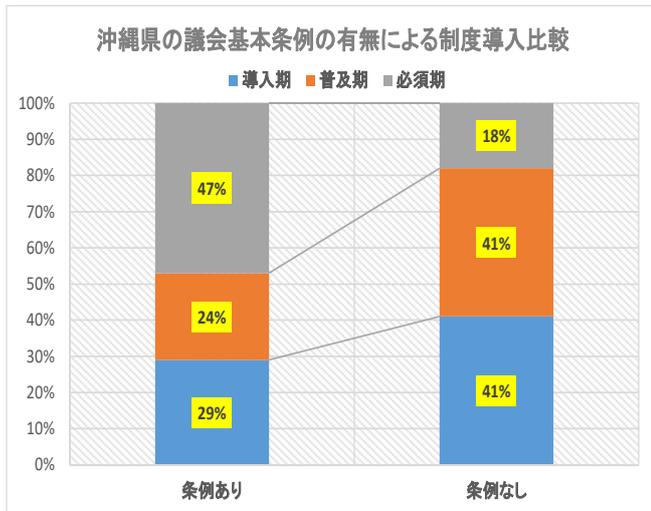


北海道は、条例ありの有効性が5割、条例なしの有効性が4割と条例の有無での差がほとんどないことは、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。

条例ありの有効性が低いことから、条例の効果が働いていないことを示している。



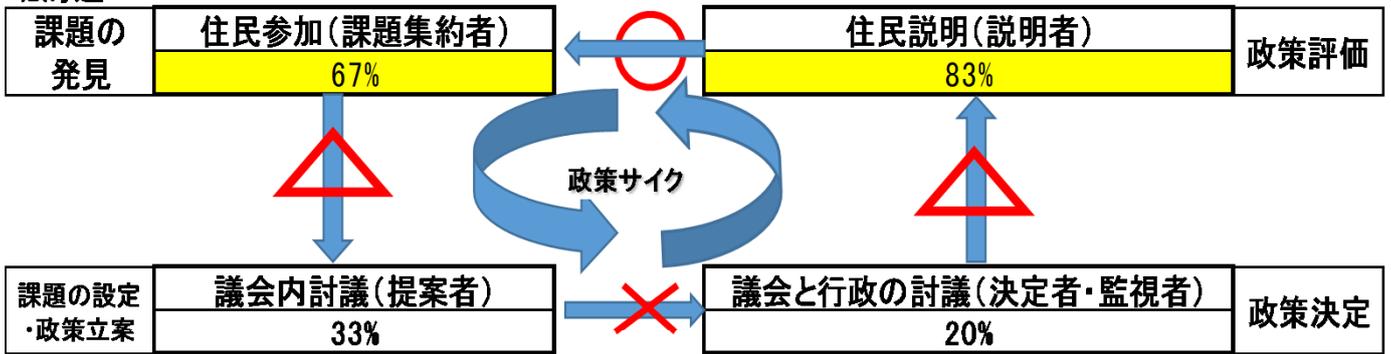
滋賀県は、条例ありの有効性が8割、条例なしの有効性が2割と条例の有無の差が大きいことと、条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。



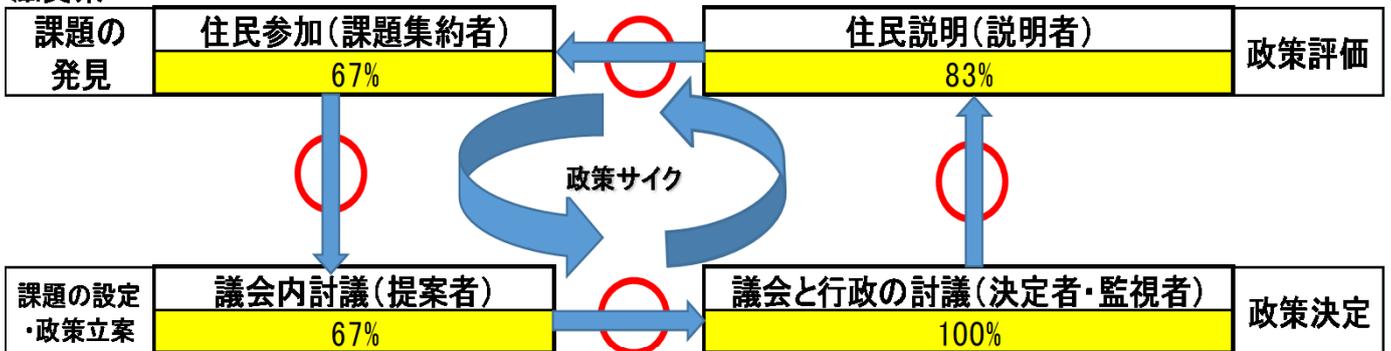
沖縄県は、条例ありの有効性が7割、条例なしの有効性が6割と条例の有無での差がほとんどなく、議会基本条例の制度が条例のない議会にも共有されていることを示している。条例ありの有効性が高いことは、条例の効果が働いていることを示している。

2-6 議会基本条例施行議会の効果検証

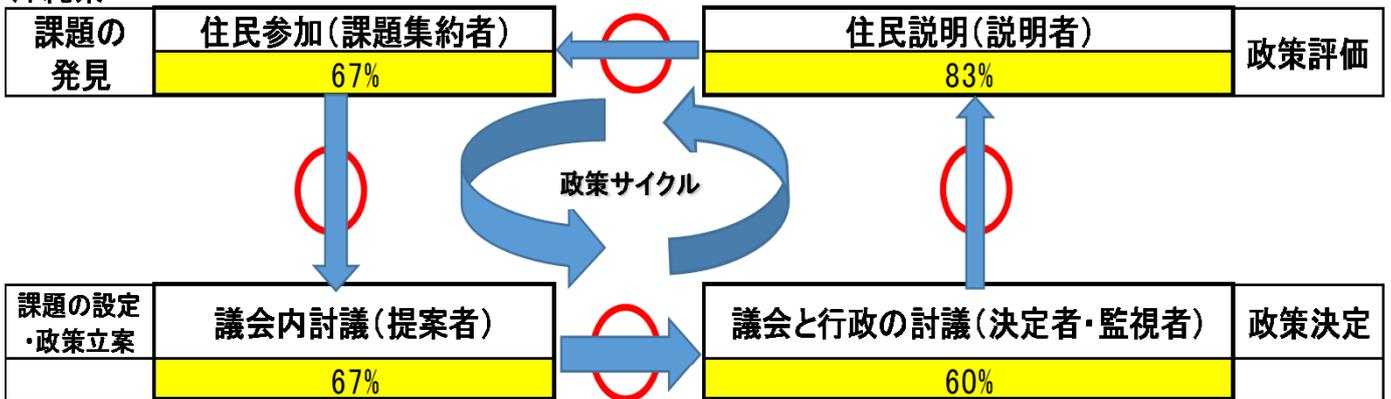
北海道



滋賀県



沖縄県

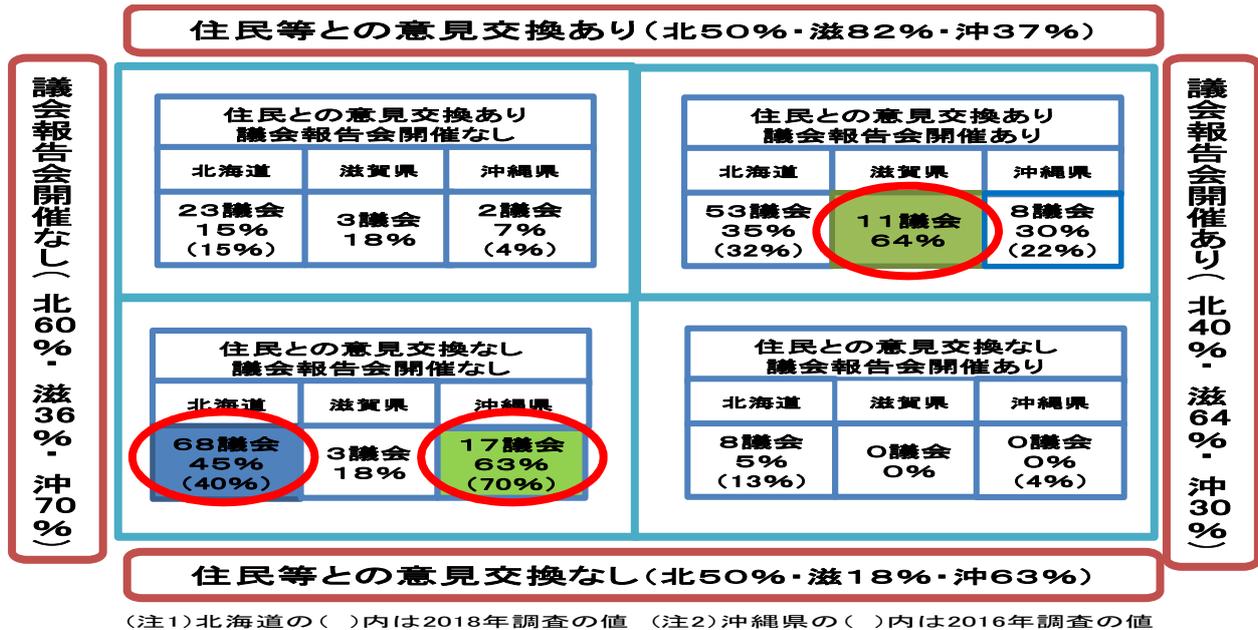


滋賀県と沖縄県の議会基本条例を施行している議会では、完全に政策サイクルが回っている。このことは議会基本条例が機能していることを示している。それに対し、北海道は「議会内討議」や「議会と行政の討議」が機能していないことから政策サイクルが回っていない。このことは議会基本条例が機能していないことを示している。

3 クロス分析(対話する議会・討議する議会)から見る課題

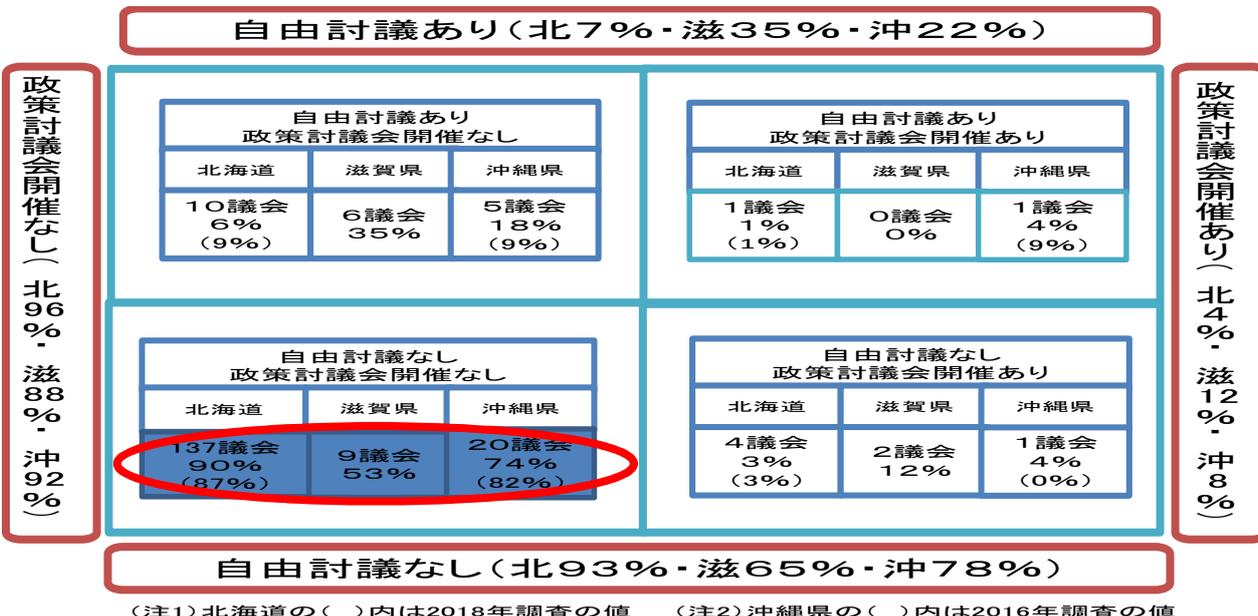
(1)対話する議会

- ①滋賀県(64%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われている比率が高いことから「対話する議会」になっているが、北海道(45%)と沖縄県(63%)は「住民との意見交換」や「議会報告会」が行われていない比率が高いことから「対話する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「議会報告会開催あり」より「住民との意見交換あり」の方が多い。



(2)討議する議会

- ①「自由討議なし」や「政策討議会開催なし」が北海道(90%)・滋賀県(53%)・沖縄県(74%)で多い。このことは3地域共に「討議する議会」になっていない。
- ②北海道、滋賀県、沖縄県共に「政策討議会開催あり」より「自由討議あり」の方が多い。

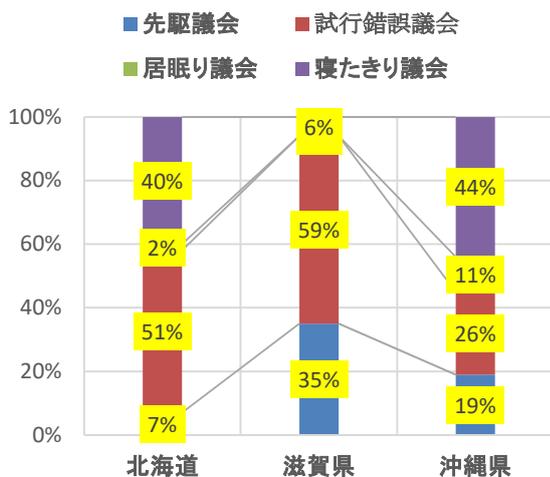


4 地方議会の4タイプから見る課題

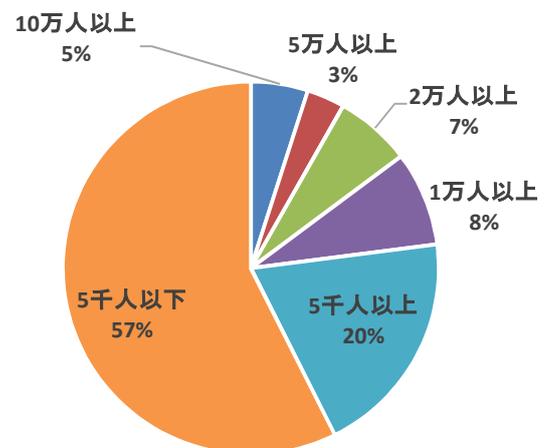
議会タイプ	条例有	住民対話有	討議有	北海道		滋賀県		沖縄県	
				議会数	比率	議会数	比率	議会数	比率
先駆議会	○	○	○	9	7%	6	35%	4	19%
	×	○	○	2		0		1	
試行錯誤議会	○	○ ×	×	31	51%	10	59%	5	26%
	×	○	×	43		0		1	
	×	×	○	3		0		1	
居眠り議会	○	×	×	3	2%	0	0%	3	11%
寝たきり議会	×	×	×	61	40%	1	6%	12	44%
計				151	100%	17	100%	27	100%

滋賀県(35%)の先駆議会の比率は沖縄県(19%)や北海道(7%)より高い。一方、居眠り議会・寝たきり議会の比率は滋賀県(6%)が沖縄県(55%)と北海道(42%)より低い結果であった。

地方議会4タイプ



北海道の寝たきり議会の人口規模別分布



北海道の寝たきり議会は1万人以下が77%と1万人以下の議会に集中している。

5 議会認識と議会タイプのクロスから見る認識の違い

問18議会活動の議会認識では、議員のみの議会＝寝たきり議会・居眠り議会、住民との情報共有型議会＝試行錯誤議会、住民参加型議会＝先駆議会と仮定し、議会認識と議会タイプとの一致を正しい認識として、評価した。なお、議会活動の内容に対する理解が意図どおりではなかったかもしれない。

(1) 北海道

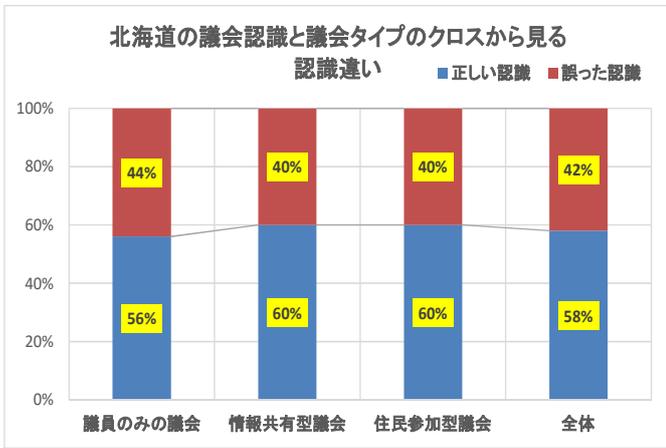
北海道全体

←制度が役に立っていない(22%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	0	27	35	62	56%	44%
情報共有型議会	5	46	26	77	60%	40%
住民参加型議会	6	3	1	10	60%	40%
計	11	76	62	149	58%	42%
備考	55%	61%	56%			

理念先行で制度が追いついていない(20%)

(注)未回答が3議会ある。



コメント:

- 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は58%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は42%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが22%、制度が追いついていないが20%となっていた。
- 議員のみの議会は56%が一致していたが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は44%であった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民との情報共有をしている議会なのに、議会の認識に住民との情報共有をしていないと誤った認識がされている結果であった)
- 情報共有型議会は60%が一致していたが、制度が役に立っていない議会在6%、制度が追いついていない議会在34%あった。(制度が追いついていない34%の議会在、制度は寝たきり議会、認識(理念)は情報共有型議会と、議会審議を議員のみで行っているのに、住民との情報共有をしていると誤って認識されている結果であった)
- 住民参加型議会は60%が一致していたが、不一致(誤った認識)の議会在40%であった。(制度が追いついていない40%の議会在、制度は試行錯誤議会と寝たきり議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていない議会なのに、住民の意見が議会審議に反映されていると誤って認識されている結果であった)

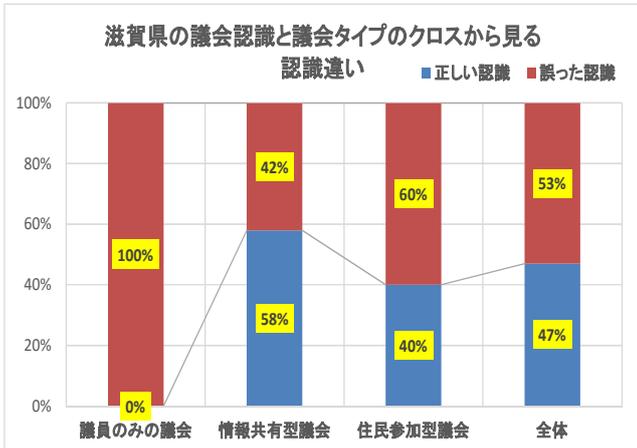
(2) 滋賀県

滋賀県

←制度が役に立っていない(41%)

議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2		3	0%	100%
情報共有型議会	4	7	1	12	58%	42%
住民参加型議会	1	1		2	50%	50%
計	6	10	1	17	47%	53%
備考	17%	70%	0%			

理念先行で制度が追いついていない(12%)



コメント:

- 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会在47%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会在53%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていない41%、制度が追いついていない12%となっていた。
- 議員のみの議会在一致した議会在0%で、逆に、不一致(制度が役に立っていない)の議会在100%であった。(制度は先駆議会・試行錯誤議会、認識は議員のみの議会と制度が役に立っていない結果であった)
- 情報共有型議会在58%が一致していたが、制度が役に立っていない議会在34%、制度が追いついていない議会在8%であった。(制度が役に立っていない34%の議会在、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、行っていないと認識されている結果であった)
- 住民参加型議会在50%が一致していたが、制度が追いついていない議会在50%あった。(制度は試行錯誤議会、認識(理念)は住民参加型議会と、住民の意見が議会審議に反映されていないのに、されていると誤って認識されている結果であった)

(3) 沖縄県

沖縄県

←制度が役に立っていない(27%)

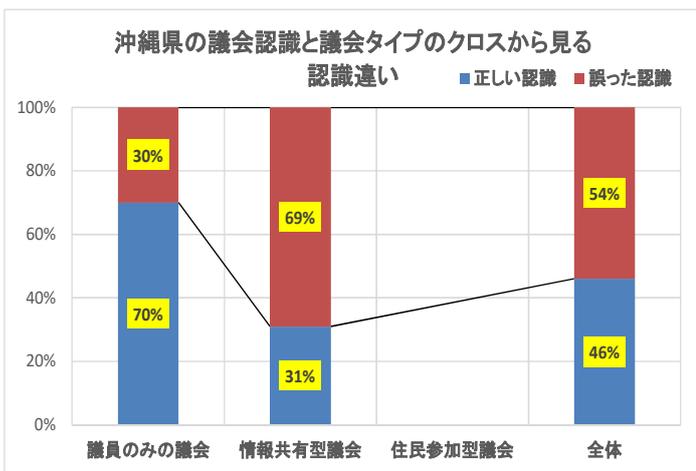
議会認識(理念)	議会タイプ(制度)			計	正しい認識	誤った認識
	先駆議会	試行錯誤議会	寝たきり議会			
議員のみの議会	1	2	7	10	70%	30%
情報共有型議会	4	5	7	16	31%	69%
住民参加型議会				0		
計	5	7	14	26	46%	54%
備考	0%	71%	50%			

理念先行で制度が追いついていない(27%)

(注) 未回答が1議会ある。

コメント:

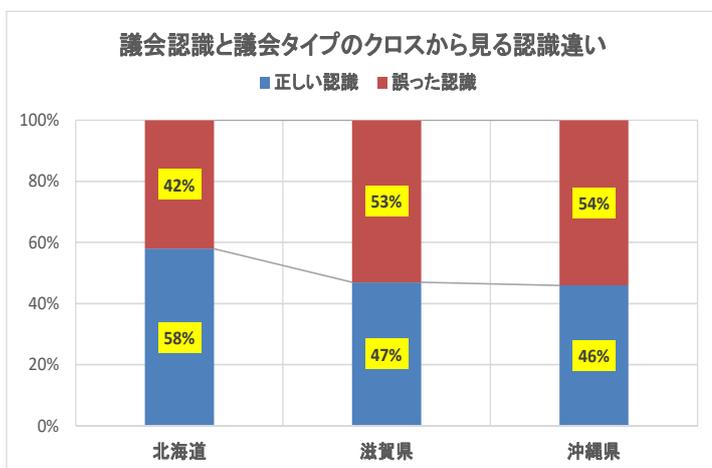
- 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)と一致した議会は46%で、逆に、不一致(誤った認識)の議会は54%であった。不一致の内訳は制度が役に立っていないが27%、制度が追いついていないが27%であった。
- 議員のみの議会は70%が一致したが、不一致(誤った認識)の制度が役に立っていない議会は30%であった。(制度は先駆議会と試行錯誤議会、認識(理念)は議員のみの議会と、住民の意見が議会審議に反映されているや住民との情報共有がされているのに、このことが認識されていない結果であった)
- 情報共有型議会は31%が一致していたが、制度が役に立っていない議会在25%、制度が追いついていない議会在44%であった。(制度が役に立っていない25%の議会は、制度は先駆議会、認識(理念)は情報共有型議会と、住民の意見が議会審議に反映されているのに、住民との情報共有のみしかしていないと、誤った認識がされている結果であった)



(4) 全体の認識の一致状況

議会認識と議会タイプのクロスでの認識の一致比率

議会認識	議会タイプ	北海道	滋賀県	沖縄県
議員のみの議会	寝たきり議会	56%	0%	70%
情報共有型議会	試行錯誤議会	60%	58%	31%
住民参加型議会	先駆議会	60%	40%	0%
全体		58%	47%	46%



コメント:

- ・ 議会認識(理念)と議会タイプ(制度)の認識の一致は北海道が58%、滋賀県が47%、沖縄県が46%と、北海道内議会の一致比率が高い結果であった。
- ・ 評価(制度)と認識(理念)の一致は成りたい議会に合った制度があることを、不一致は成りたい議会と行っている制度が異なっていることを示している。不一致は制度の運用が不安定である(制度を遵守する意識が共有されていない)ことを示している。

2. 調査票

2020 自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査（沖縄県）

自治体議会名	議会
--------	----

ご記入日	2020年 月 日	
ご回答対象部局		
ご回答記入者 職位・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

議会等基礎情報

定数（現在）	人	その内女性議員の人数	人
定数見直し有無	有・無	見直し前定数	人
会派の有無選択	有・無	会派の数	会派
平均年齢	歳	議員の議員報酬月額①	円
議員期末手当②	円	議員報酬年額（①*12+②）	円
政務活動費（有無選択）	有・無	有の場合政務活動費の額	万円/人・月
次回選挙予定年月	年 月	過去4年間の選挙の有無	有・無（無投票）
議会基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		
自治基本条例	施行済み ・ 検討中 ・ 未施行		

（注）定数見直しの有無は過去4年間で評価ください。

1. 住民参加による地域課題の発見と共有

問1 請願・陳情提出者による提案説明

請願又は陳情の審査を行う際に、紹介議員ではなく、提出者が希望した場合、本会議又は委員会で直接説明することを認めていますか。（2019.4～2020.3の期間）

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある（参考人として直接説明を含む）
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ（要綱含む。）により、請願又は陳情提出者による委員会等での直接説明の実績がある
	2	検討中
	1	認めていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番3・5を選択した議会）

●請願・陳情者の説明事案の実績（実施事例内容）を補足説明欄にご記入下さい。

（注）上記項番3・5を選択した議会は実績を補足説明欄にご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間に住民等との意見交換の実施回数と対象団体・テーマをご記入下さい。

	実施回数	回		
1	対象団体		テーマ	
2	対象団体		テーマ	
3	対象団体		テーマ	

2. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による地域課題発掘のための住民へのアンケート調査を行いましたか。

①行っている (案件:)

(活用内容:)

②行っていない

3. 議員提出議案を増加させるために政策策定段階から住民の意見を反映させる具体的方法を行っていますか。

①はい(行っている)(具体的内容:)

②いいえ(行っていない)

問3 傍聴者(住民)の発言

本会議又は委員会で、問1の請願・陳情者の直接説明以外に、傍聴者(委員外議員含まず、住民に限ります)が発言することを認めていますか。(簡易公聴会)(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき認めており、実際に傍聴者の発言の実績がある
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、認めており、傍聴者の発言の実績がある
	2	
	1	認めていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、傍聴者の発言内容を補足説明欄にご記入願います。
なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

①傍聴者数の公表(広報誌等) 有 ・ 無 ②手話通訳(事前予約含む) 有 ・ 無

③議会委員会傍聴規程の有無 有 ・ 無

④議会は開かれた議会運営を行うため会議等を公開する範囲を規定している根拠は何か

議会基本条例 議会会議規則 その他()

⑤議会は開かれた議会運営を行うため住民に会議等を公開している範囲を記入してください。

会議の公開範囲 (本会議 常任委員会 特別委員会 全員協議会

その他())

2. 議会内の討議と合意形成

問4 首長提案等の議案に対する議員間討議(自由討議)と合意形成

首長提案の議案及び議員提案の議案並びに請願又は陳情等で提起された住民課題を採決の前にいったん止め、議員間討議(自由討議)が行われ、合意形成が図られていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、採決前に、議員間(自由)討議を行い、合意形成が図られている
	2	検討中
	1	行っていない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記選択した議会は、採決の前に議員間の討議(自由討議)を行う上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。

補足設問 (なかった場合には「0」件とご記入願います)

1. 2019.4~2020.3の期間、貴議会は本会議での審議(予算や決算など特別委員会等を除く)を中心とする本会議主義を採っているか、それとも本会議開会後に議案を常任委員会等に付託し、そこで質疑が行われ、最終的に、その結果が本会議の場で報告され、可否が決定される委員会主義のどちらを採っていますか。

①本会議主義 ②委員会主義

2. 2019.4~2020.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議会・議員の意見等により、提出者が自ら取り下げ、再提出(誤字等以外の修正)後、可決された議案は、何件ありましたか。

①否決された件数 () 件 ②その後再提出後可決された件数 () 件

3. 2019.4~2020.3の期間、首長提案の議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか。

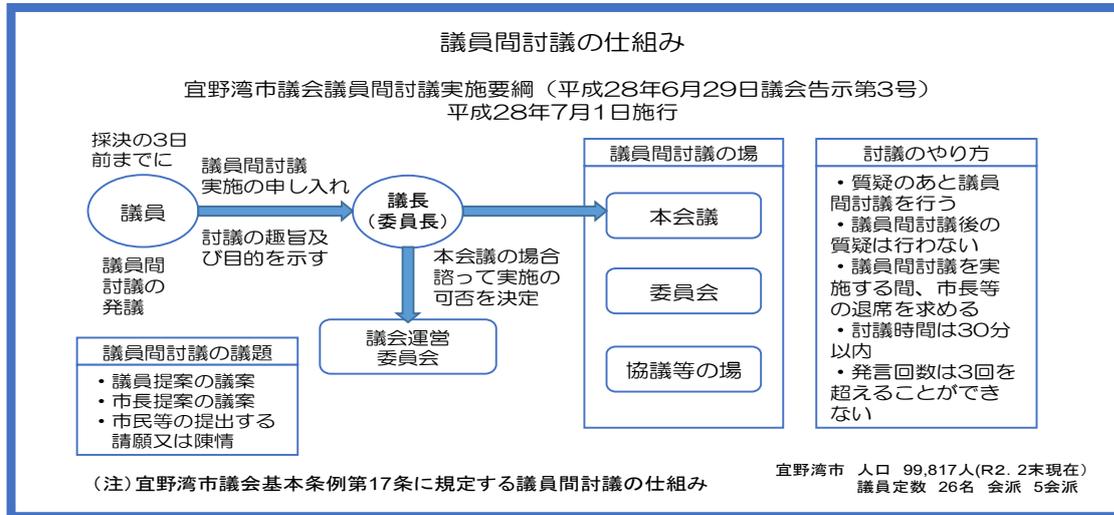
①議員により提出された修正案の件数 () 件

②その内可決された修正案の件数 () 件

4. 2019.4~2020.3の期間、議会として自由討議を行った案件と内容について下欄にご記入願います。

時 期	案 件	内 容

(参考) 議員間討議の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例第17条
 (議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

問5 調査機関又は附属機関の設置

議会として、住民の政策課題を議会として調査・把握するための調査機関又は附属機関を設置していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議員のほか公募市民を含めた調査機関又は附属機関を設置している
	4	条例規則の規定に基づき、議員のみによる調査機関又は附属機関を設置している
	3	議長の裁量や要綱等により、調査機関又は附属機関を設置している
	2	検討中
	1	設置していない (条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、調査機関又は附属機関名等の具体的な検討内容を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間の調査機関又は附属機関の議員の人数、公募市民の人数をご記入ください。

- ①議員人数 (人) ②公募市民人数 (人)

3. 行政と議会の課題共有と討議

問7 通年議会の実施

通年議会を実施していますか。(2020年4月1日現在)

選択	項番	内 容
	5	議会会議条例等の条例規定により、通年議会として実施している
	4	
	3	議会の議決により、通年議会を実施している
	2	実施について検討中
	1	実施していない
【補足説明欄】		

補足設問

上記項番5を選択した議会は、通年議会の根拠を選択下さい。

- ①地方自治法第102条第2項（定例会を条例で年1回とし、かつ、その会期を運用で通年とする）
②地方自治法第102条の2第1項（会期を通年とする）

問8 一問一答方式の実施状況

本会議の代表質問（一般質問）で、一問一答方式を実施していますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	4	
	3	議長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、代表質問（又は一般質問）で一問一答方式を実施している
	2	導入を検討中
	1	導入していない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

(注) 一問一答方式の例として、議員①の質問、執行機関①の答弁、繰り返し②、③へ代表一括質問、分割質問、一問一答

補足設問

- ①代表質問（一般質問）は通告により行っていますか。
①通告書を議長に提出し行っている ②通告により行っていない
- ②一問一答方式の制限
①回数制限あり ②回数制限なし ③時間制限あり 時間制限なし

問 9 執行部の反問

議員の質問、質疑に対する首長等の反問《反論》が行われていますか。(2019.4～2020.3の期間)

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、反論(議員に質問または反対の意見を述べること)が行われた
	4	条例規則の規定に基づき、反問(趣旨確認)が行われた
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、反問《反論》が行われた
	2	
	1	認めていない(条例規則等の規定があるが、当該期間反問は行われていない)
【補足説明欄】		

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

反問《反論》を行使された具体的1事例を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

問 10 政策討議会の開催

重要な政策課題に対し、議会として政策討議を行い、課題(認識)の共有、政策形成を目的とした政策討議会を開催し、首長への政策提言、政策立案を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則等の規定に基づき、議員等からの要請による政策討議会を開催し、課題共有後、首長への政策提言書の提出を行い、首長からの回答書を公表している又は政策立案を行っている
	4	
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、政策討議会を開催し、政策立案や政策提言を行っている
	2	設置を検討中
	1	設置していない(条例規則等の規定があるが、当該期間開催は行われていない)
【補足説明欄】		

(注1) 上記項番3・5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間における政策討議会の具体的な内容(テーマ・開催実績等)等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問

1. 2019.4～2020.3の期間、上記項番3・5を選択した議会は、政策討議はどこの会議で実施したのかをお答えください。

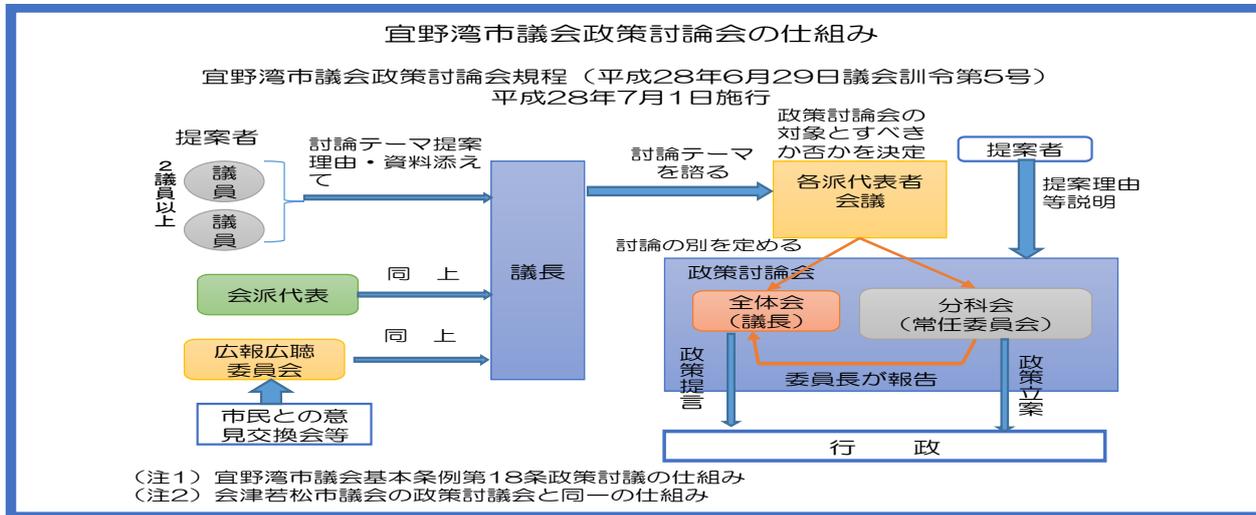
①本会議 ②常任委員会 ③特別委員会 ④全員協議会 ⑤その他()

2. 上記項番3・5を選択した議会は、政策討議会は公開か非公開かをお答えください。

①公開 ②非公開

3. 2019.4～2020.3の期間、議会主催による議員研修の実施状況についてお答えください。
①行っている 研修内容（ ）
②行っていない

(参考) 政策討議会の仕組み例 (沖縄県宜野湾市議会の例)



宜野湾市議会基本条例

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

《用語解説》 ※19 政策討議会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

問11 議会が評価主体となる行政評価（事務事業評価等）の実施

議会が評価主体となり、行政の事務事業評価を行っていますか。さらに、同評価を基に政策提言を行っていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表すると共に次年度の予算に反映させる政策提言を行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会が行政評価を行い、評価結果を公表のみしている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会が行政評価を行い、評価結果を公表や政策提言を行っている
	2	検討中
	1	議会が評価主体となる行政評価は行っていない
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3～5を選択した議会は、2019.4～2020.3の期間、主な事務事業評価の実例や政策提言の内容等を補足説明欄にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

4. 住民説明

問12 傍聴者への資料提供

傍聴者に対し、傍聴時に議案本文（議案書）や、議案審議に用いる資料として議員に配付されている会議資料（議案説明資料、委員会資料等）の提供（貸与を含む。）を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	傍聴者へは、 <u>本会議及び委員会</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	4	傍聴者へは、 <u>本会議</u> において、議員に配布されているものと同じ資料の <u>すべて</u> を提供している
	3	傍聴者へは、議員に配布されている資料の <u>一部</u> を提供している
	2	<u>傍聴者用に用意した資料</u> （日程表、議案一覧、議員質問項目等）を提供している
	1	傍聴者への資料提供は行っていない
【補足説明欄】		

補足設問（上記項番2～5を選択した議会）

2019.4～2020.3の期間、会議資料をホームページで提供しているか、お答えください。

①行っている ②行っていない

問13 会議のインターネット（CATVを含む）による中継

会議の中継を行っていますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	本会議及び <u>すべての委員会</u> （常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継及びオンデマンド配信を行っている
	4	本会議及び <u>すべての委員会</u> （常任・特別・議会運営委員会）のライブ中継を行っている
	3	本会議のみライブ中継を行っている
	2	検討中
	1	行っていない
【補足説明欄】		

(注) オンデマンド配信とは、ライブ中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができ
る方式のこと

問14 本会議・委員会の議会日程等の広報

本会議・委員会の議会日程等の事前予告等を自治体のホームページで広報していますか(2019.4～2020.3の期間の実績をお答えください)。

選択	項番	内 容
	5	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催前に、議案本文(議案書)も閲覧できる
	4	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告のほか、本会議・委員会開催後、議案本文(議案書)も閲覧できる
	3	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容・質問議員・質問項目(予定)の事前予告が閲覧できる
	2	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告が閲覧できる
	1	ホームページで、本会議・委員会の議会日程・内容(予定)の事前予告等を一切広報していない
【補足説明欄】		

問15 議案に対する賛否の公開

起立等による表決を行った議案に対する賛否(各議員又は会派の対応、採決態度)を議会広報又は自治体のホームページで公開していますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>各議員個別の賛否</u> を公開している
	4	条例規則の規定に基づき、すべての議案について、 <u>会派単位の賛否</u> を公開している
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、会派単位又は各議員個別の賛否を公開している (□①会派単位 □②議員個別 どちらかを選択ください)
	2	検討中
	1	議案に対する賛否は公開していない
【補足説明欄】		

(注1) 表決結果(可決・否決)や内容(全会一致・賛成多数等)ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。

(注2) 上記項番3～5を選択した議会は、次の補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問(上記項番3～5を選択した議会のみ回答)

賛否の公開媒体 (□①議会広報 ・ □②ホームページ)

問16 議会の審議結果状況の報告の場（議会報告会等）

議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会等主催の議会の審議状況や結果を住民に説明する議会報告会を2019.4～2020.3の期間、行なっていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年複数回行っている
	4	条例規則の規定に基づき、議会報告会等を年1回行っている
	3	申し合わせ(要綱含む。)により、議会報告会等を行っている
	2	検討中
	1	設けていない（条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない）
【補足説明欄】		

- (注1) 上記項番3～5を選択した議会は、補足設問にご記入ください。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。
- (注2) 上記項番1～2を選択した議会は、議会報告会等を設ける上で課題となっていることがあれば、補足説明欄にご記入ください。
- (注3) 問2の住民等との意見交換と同時開催の場合はそれぞれで評価回答願います。
- (注4) 複数日・複数会場で行っても同一の議会報告内容では年1回です。議会報告内容が異なる場合は複数回となります。

補足設問（上記項番3～5を選択した議会のみ回答）

1. 議会報告会開催要綱等の規程の有無

①有 ・ ②無

2. 2019.4～2020.3の期間の議会報告会のパターンについてお答えください。

- ①随時意見聴取型（随時テーマを設定し意見聴取を行う）
- ②定期意見聴取型（広く市政・議会運営に関する意見交換を行う）
- ③定期地域個別型（開催地域に関連するテーマを設定し、意見交換を行う）

3. 今、議会報告会が曲がり角に来ていると言われていますが、貴議会が直面する議会報告会の課題（2019.4～2020.3）を以下の設問から選択し、お答えください。なお、課題に対する対策を参考文献から（ ）内に入れましたので、参考としてください。

- ①報告ばかりで、意見交換の時間が少ない（第1部は報告会、第2部は特定テーマにして「議員と語る会」といった対策がある）
- ②淡々と進んでまるで議会みたいで面白くない（ハプニングがあっても議員《議長》が仕切れる調整力、人間力を付ける）
- ③なぜ、議員自身の意見を聴けないのか（議員が議会の一員として発言することが原則であるが、議員が個人的見解と前置きし、議員の意見を直接伝える場があっても良い）
- ④意見交換した件はその後どうなったのか説明がない（議会報告会を起点とした政策形成サイクルを回す対策がある）

(注) 参考文献 「地方議会のズレの構造」 吉田利宏 三省堂 2016.7

4. 議会側と住民側の議会報告会における現在の課題について分けてお答え下さい

議会側の課題	住民側の課題
例) 年1回開催のため、議会側からの報告事項が長くなり、住民との意見交換の時間が少ない。	例) 町民は首長が行う行政懇談会と議会が行う議会報告会の違いがわからない。

5. 2019.4～2020.3の議会報告会で住民から出された政策課題を委員会等で議論を行っていますか。

- ①議論を行っている
 (主な事例：)
- ②議論を行っていない

問17 議会モニター制度(議会活動に対する住民による評価)

議会の活動状況等について住民から要望、提言等を聴取し、議会運営等に反映させることで、住民に開かれた議会、身近な議会とするための制度を議会として設けていますか。

選択	項番	内 容
	5	条例規則の規定に基づき、議会モニターを実施している
	4	
	3	議長や委員長の裁量又は申し合わせ(要綱含む。)により、議会モニターを実施している(試行実施も含む)
	2	検討中
	1	実施していない(条例規則等の規定はあるが、当該期間実施していない)
【補足説明欄】		

(注) 上記項番3・5を選択した議会は、議会モニターからの意見の内容及び改善した事項を補足説明欄及び補足設問にご記入願います。なお、ご記入がない場合は選択欄が変更になります。

補足設問(上記項番3・5を選択した議会)

1. モニター 任期： 年、人数： 人、公募：有・無 、報酬：有・無
2. 議会モニターの主な役割(該当部分を選択願います)
 - ①会議を傍聴し、議会運営に関する意見を文書により提出(アンケート方式含む)
 - ②議会だより及びホームページに関する意見を文書により提出
 - ③議会議員との意見交換(年何回： 回)
 - ④その他()

5. その他

問18 貴議会はどちらに近い議会活動でしょうか。

2019.4～2020.3の期間、貴議会の議会活動は議員による活動に重点を置いた活動か、又は議員による活動を補完する住民との活動に重点を置いた活動か、1つ選択してください。

①議会は選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関として、市民の信託を受けて活動し、最良の意思決定を導く使命がある。(選挙で選ばれた議員のみの議会)

②議会は、市政の意思決定機関として、住民の意思が市政運営に適切に反映されているか監視する機能を果たすとともに、議会は、会議を公開し、議会の保有する情報を住民と共有することにより、開かれた議会運営に努める。(議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会)

③議会は、直接選挙で選ばれた議会議員で構成する議事機関として、議会が持つ情報を積極的に住民に提供し、意思決定の経過や内容を住民と共有するとともに、条例、予算その他の重要事項について、住民の多様な意見が反映されるよう意見の集約を行い、本市の意思を決定する。
(議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)

問19 議会基本条例の目的が達成されているか検討の実施状況 (議会基本条例施行議会のみ対象)

2019.4～2020.3の期間、議会基本条例の目的が達成されているか具体的な検討を行いましたか。

- ①行っている (a 条例改正実施 b 条例改正は行わなかった)
②行っていない

問20 政治倫理条例の制定

政治倫理条例を制定していますか。

- ①制定している ②制定していない

問21 議決事件の追加

(1) 地方自治法の改正により、基本構想の法的な策定義務が撤廃され、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自自治体の独自の判断に委ねられることとなりましたが、これを受け、地方自治法96条2項に基づいて、条例により総合計画を議決事件として追加をしていますか。

- ①追加している ②追加していない

(2) (1)で総合計画を議決事件として追加している場合、議決対象となる総合計画の範囲はどこまでですか。

- ①基本構想のみ
②基本構想・基本計画
③基本構想・基本計画・実施計画

(3) 総合計画以外で、地方自治法96条2項に基づいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか。

- ①追加している ②追加していない

(4) (3) で任意的な議決事件を追加している場合、2019.4～2020.3 の期間に新たに追加したものがあればご記入ください。

()

問 2 2 貴議会において、議会だよりの発行等状況について

①議会だより発行の為の広聴広報委員会の設置の有無

(①あり ②なし)

③議会だより(議会広報)の発行頻度

(①毎月 ②3カ月毎(基本+随時) ③その他の頻度()
④発行していない)

③議会だよりへの住民アンケートの実施状況(2019.4～2020.3の期間)

(①実施した ②実施していない)

問 2 3 貴議会において、公共施設の広域利用等広域的課題を議論するための近隣自治体議会との意見交換の場が設けられていますか。(一部事務組合を除く)

①設けられている (例:○○広域圏議員交流会)

(具体的名称:)

②設けられていない

(注)設けられている例として、斎場や病院、公共交通等)

問 2 4 貴議会において、議長・副議長の選出は選挙により行っておりますか。

①選挙により行っている。(詳細は以下)

(所信表明の有無: ①あり ②なし)

②選挙は行っていない。(互選)

(所信表明の有無: ①あり ②なし)

問 2 5 貴議会において、今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【回答欄】

問 2 6 貴議会において、参考になる、あるいは参考にしている他自治体議会を挙げてください。

【回答欄】

以上、ご協力ありがとうございました。

3. 議会基本条例制定状況

(1) 北海道・滋賀県・沖縄県の議会基本条例制定状況

北海道			
	議会名	制定年度	備考
1	栗山町	2006	
2	知内町	2007	
3	今金町	2007	
4	北海道	2009	
5	名寄市	2009	
6	三笠市	2009	
7	福島町	2009	
8	和寒町	2009	
9	旭川市	2010	
10	帯広市	2010	
11	豊浦町	2010	
12	白糠町	2010	
13	鹿追町	2010	回答なし
14	釧路市	2011	
15	登別市	2011	
16	北竜町	2011	
17	足寄町	2011	
18	士別市	2012	
19	根室市	2012	
20	大空町	2012	
21	浦幌町	2012	
22	札幌市	2013	
23	夕張市	2013	
24	江別市	2013	
25	八雲町	2013	
26	遠軽町	2013	
27	安平町	2013	
28	むかわ町	2013	
29	芽室町	2013	
30	留萌市	2014	
31	芦別市	2014	
32	富良野市	2014	
33	七飯町	2014	
34	広尾町	2014	
35	幕別町	2014	
36	網走市	2015	
37	石狩市	2015	
38	本別町	2016	
39	興部町	2018	
40	訓子府町	2018	回答なし
41	苫小牧市	2019	
42	仁木町	2019	
43	中川町	2019	
44	新ひだか町	2019	
45	羅臼町	2019	

滋賀県			
	議会名	制定年度	備考
1	東近江市	2008	
2	守山市	2010	
3	近江八幡市	2011	
4	野洲市	2011	
5	日野町	2011	
6	竜王町	2011	
7	湖南市	2012	
8	長浜市	2013	
9	甲賀市	2013	
10	米原市	2013	
11	滋賀県	2014	
12	彦根市	2014	
13	栗東市	2014	
14	愛荘町	2014	回答なし
15	大津市	2015	
16	草津市	2015	
17	高島市	2016	

沖縄県			
	議会名	制定年度	備考
1	読谷村	2009	
2	沖縄県	2012	
3	南城市	2012	
4	那覇市	2013	
5	与那原町	2013	回答なし
6	南風原町	2013	
7	名護市	2014	
8	嘉手納町	2014	
9	宜野湾市	2016	
10	宮古島市	2017	
11	豊見城市	2018	
12	中城村	2018	
13	今帰仁村	2018	回答なし
14	糸満市	2020	

あとがき

今回の2020年調査は、「制度がある」「制度がない」ということよりも、「制度に基づき行った」「制度はないがやった」という「すること」を重視した調査とした。具体的には、制度があっても行っていないければ、制度がないと同じとした。

また、調査の目的は、自治体議会が自ら議会を活性化するために、どのような環境整備を行っているか自己評価に基づき、自ら改善事項を認識することを調査の目的とした。したがって、順位を付けることを目的とはしていない。

この報告書をまとめるにあたって、沖縄県内の県・26市町村議会から調査に回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。

また、公表が遅れたことを深くお詫び申し上げます。

この調査の目的の一つである「政策サイクルが回っているか」の検証結果は、沖縄県は「議会と行政の討議」が不完全ではあったが、政策サイクルが回っていた。

一方、北海道は「議会内討議」と「議会と行政の討議」が機能していなかったことから、政策サイクルが回っていないという結果であった。滋賀県は完全な形で政策サイクルが回っているという結果であった。その原因は回答のあった議会には、議会基本条例施行議会が94%と、同条例の効果が発揮されていることが、この結果となったと考える。(P67～72参照)

沖縄県の議会タイプの分析では、先駆議会の比率が19%、滋賀県の35%、北海道の7%に対し、居眠り議会・寝たきり議会の比率が55%、滋賀県の6%、北海道の42%と、居眠り議会・寝たきり議会の比率が高いこと、試行錯誤議会が26%、北海道の51%、滋賀県の59%と、試行錯誤議会の比率が低いことが特徴となっている。今後注意すべきことは、先駆議会から試行錯誤議会へ、試行錯誤議会が寝たきり議会への転落である。それは議長や議会事務局長が変わることや議員の交代等の人的理由で、議会内での理念の共有や制度を遵守する意識の希薄化がモラル・ハザードを起こすので注意を要する。(P74参照)

2020年調査では、議会認識(理念)として次の①～③(①選挙で選ばれた議員のみの議会、②議員による活動を補完するため、住民と議会の保有する情報を共有する議会、③議員による活動を補完するため、議会の保有する情報を住民と共有するとともに、住民の多様な意見が議会審議に反映させる住民参加型の議会)のどれに該当するかを問18で聞いた。それとこの調査の結果である議会タイプ(制度)《先駆議会・試行錯誤議会・居眠り議会・寝たきり議会》とクロス分析した結果、認識と制度が一致したのは46%、不一致が54%と、評価(制度)による議会の実態と議会が思っている議会認識(理念)とのギャップが大きいことがわかった。本来、議会のあるべき理念と理念の具体化としての制度があり、制度は議会がモラル・ハザードを起こさないためにある。別な言い方をすると、制度は自らの存在意義を確立するためにある。その制度が遵守されていないや理念を共有できず制度が機能しないでは議会の存在意義が問われるので注意を要する。(P75・76参照)

人口減少・少子高齢化や財政難に直面する自治体では、限られた財源をどう配分するかを決める上で、「議会」の重要度が増している。議会がチームとして、住民の意思が反映される制度があり、そして制度を守り続けるための議会改革に取り組むことが、まちが抱える課題を解決する力を生み出すことができる。さらに、今起きていることだけでなく、近い将来起こる可能性のある課題にも目を向けることができる。当然、議長を中心としたチーム議会をどう持続していくか、議会事務局長や近隣自治体議会との連携等、チーム議会には課題が多い。今まで行って来たことをただ続けるだけでは、まちが抱える課題を解決できない。改革こそ地域の持続の源泉である。この報告書は、議会の活性化(改革)に取り組んでいる議会を勇気づけること、今後議会の活性化に取り組もうとする議会の参考になることを願って作成した。役立てていただくことは望外の喜びである。

以上

「2020沖縄県内自治体議会を活性化する
ための環境整備に関する調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : mizusawa@koukyou-seisaku.com

<http://koukyou-seisaku.com/>